

令和7年第7回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月 5日（金曜日）

会期 12 日間

閉 会 12月16日（火曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 5	金	本会議	午 前 10 時	議員全員協議会 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明
12. 6	土	休 会		各自議案研究
12. 7	日	休 会		各自議案研究
12. 8	月	本会議 委員会	午 前 10 時	質疑、委員会付託、付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会審査
12. 9	火	本会議	午 前 10 時	一般質問（4名）
12. 10	水	本会議	午 前 10 時	一般質問（5名）
12. 11	木	委員会	午 前 10 時	委員会審査（陳情案件）
12. 12	金	委員会	午 前 10 時	委員会審査（陳情案件）
12. 13	土	休 会		
12. 14	日	休 会		
12. 15	月	委員会	午 前 10 時	委員会審査、議員全員協議会
12. 16	火	本会議	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情）、選挙管理委員選挙 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和7年第7回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和7年12月5日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年12月5日 午前10時05分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年12月5日 午前10時55分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	10 番 議 員		喜屋武 すま子			
	11 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長		農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 7 年 1 2 月 5 日（金曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第 5 1 号	北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例について	説 明
5	議案第 5 2 号	令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について	〃
6	議案第 5 3 号	令和 7 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
7	議案第 5 4 号	令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
8	議案第 5 5 号	令和 7 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃
9	議案第 5 6 号	令和 7 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃
1 0	議案第 5 7 号	村道荻道登又線法面对策工事（その 1）改定契約について	〃

○議長（名幸利積）

ただいまから令和7年第7回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時05分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時05分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。
令和7年9月から11月の会務報告をいたします。

9月2日、第6回9月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

4日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

5日から26日までの22日間、第6回9月定例議会を開催しました。

9日、山形県最上広域圏青少年派遣交流団歓迎交流会がうるま市で開催され出席しました。

13日、福祉施設フレンズジュニアオープン見学会が開催され出席し、挨拶を述べました。

18日、令和7年度秋の全国交通安全運動出発式が開催され出席しました。

24日、北中城村議会、北中城村商工会意見交換会を開催しました。

25日、北中城村海外移住者子弟研修生歓迎会が開催され出席し、挨拶を述べました。

26日、令和7年度北中城村功労者表彰審査会が開催され出席しました。

28日、第77回北中城村陸上競技大会が開催され多くの議員と共に出席しました。

10月3日、中部地区町村議会議長会10月定例会が中城村で開催され出席しました。

7日、県町村議会議長会定例総会が那覇市で開催され出席しました。

8日、県町村議会議員・事務局職員研修会が西原町で開催され多くの議員と共に出席しました。

11・12日、第40回北中城まつり・令和7年度北中城村青年エイサーまつりがしおさい公苑で

開催され多くの議員と共に参加し、オープニングテープカットを行いました。

19日、北中城小学校運動会が開催され出席しました。

21日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会が開催され出席しました。

22日、令和7年度第1回北中城村都市計画審議会が開催され出席しました。

26日、北中城小学校運動会が開催され出席しました。これは19日に運動会開催中、雨天により中断した順延分が開催され出席しました。

28日、令和7年度北中城村イングリッシュコンテストが開催され出席しました。

30日、村シルバー人材センター理事長、理事、事務局長から支援要望書の提出があり、要望書を受け取りました。

同日、第2回北中城村育英会理事会が開催され出席しました。

31日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され出席しました。

同日、令和7年度ゆがふう塾市町村職員研修事業最終報告会が沖縄市で開催され出席しました。

11月5日、議員全員協議会を開催しました。

8日、北中城村文化協会第31回文化祭「展示部門」オープニングセレモニーが開催されテープカットを行いました。

11日から14日までの日程で、第69回町村議会議長全国大会・中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が東京都、神奈川県で開催され出席しました。町村議会議長全国大会は東京都NHKホールにおいて、要望・決議・特別決議を採択後、野球評論家達川光男氏による、一流リーダーシップ論と育成術に関する特別講演会が開催されました。中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会は神奈川県の横須賀市議会において、「横須賀市議会実行計画」について研修を行いました。

13日、福島県川俣町議会広報編集常任委員会
所管事務調査を本村広報委員会が受入れを行いました。

同日、海外移住者子弟研修生修了式が開催され多くの議員が出席し、副議長が挨拶を述べました。

17日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要請書の提出があり、要請書を受け取りました。

19日、神奈川県横浜市議会行政視察研修受入れを行い、副議長が挨拶を述べました。

21日、北中城村学力向上推進協議会授業研究会が北中城中学校で開催され出席しました。

同日、比嘉太郎親族の来沖歓迎会が開催され出席しました。

22・23日、「比嘉太郎物語」北中城村民劇が開催され、出席しました。

27日、令和7年度社協役職員・評議員・民生委員児童委員研修会が開催され出席しました。

28日、議員全員協議会を開催しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、12月2日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和7年9月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっていますので御承知おください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年9月から令和7年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

また、建設文教常任委員会が所管事務調査として、10月21日、学校水泳事業及び留学事業について調査を行っております。

また、同年10月27日から10月29日の日程で、栃木県、群馬県、神奈川県を訪問し、学校及び公的施設の防犯対策、有機農業の取組、観光振

興事業について調査を行っています。また、総務厚生常任委員会が所管事務調査として令和7年11月6日に本村所在の認可化を求めている自主運営学童クラブにおいて調査を行っていますので報告いたします。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、喜屋武すま子議員及び比嘉義弘議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日火曜日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月16日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和7年9月から令和7年11月までの行政報告を行います。

9月4日、消防管理者会議、両管理者、そして消防と3者の会議を持ちました。

9月14日、村民劇「比嘉太郎物語」公演のイベントとしまして、村総合社会福祉センターにおきまして、作家の下嶋哲朗さんを招聘しての講演会を行いました。

9月15日、新百歳慶祝訪問を行いました。今年の新百歳は、対象が4名でございます。

9月16日、沖縄防衛局長への要請を行いました。これについては「ロウワー・プラザ住宅地区の早期返還について」でございまして、地権者の皆さん、そしてまた沖縄市と合同で要請を行いました。

9月19日、島袋慶祝祝いということで、島袋老人クラブ主催によりますお祝いがございまして、挨拶と記念品の贈呈を行いました。

9月24日、第51回沖縄県消防協会中部地区支会消防団操法大会が開催され、視察を行いました。

9月25日、北中城村海外移住者子弟研修生の歓迎会を行いました。今年はペルー、ブラジル、アルゼンチン、男性1人、女性お二人の研修生の歓迎会でございました。

9月27日から29日にかけて、大阪万博での観光誘客プロモーション事業を展開いたしました。本村のPR活動、そしてまた健康長寿推進協議会のシンポジウムに参加いたしました。

10月4日、美崎夕涼み会に参加いたしまして挨拶を述べました。

10月5日、喜舎場自主防災会防災訓練が喜舎場公民館前で行われ、参加をいたしまして挨拶を述べました。

同じく10月5日、石平自治会敬老会が行われ挨拶を述べました。

10月11日から12日、第40回北中城まつり・北中城村青年エイサーまつりが開催されました。昨年を上回る入場者でございまして、昨年以上の盛会だったと思います。

10月16日、第10回元気っ子うんどう会が村総合社会福祉センターで行われまして、挨拶を述べ

べました。

10月19日、北中城小学校運動会、雨天により10月26日に延期を余儀なくされました。

10月24日、沖縄の産業まつりが那覇市奥武山で行われ、村内の業者が出展いたしておりましたので激励をいたしました。

それから同じく24日、第62回沖縄県老人クラブ大会が浦添市のアイムユニバースてだこホールで行われ、本村から被表彰者がございましたので激励をいたしました。

10月27日、カジマヤーの慶祝訪問。今年のカジマヤーの対象者は24名でございます。うち8名の慶祝訪問を行いました。ちなみにトーカチが91名でございます。

10月28日、特定教育・保育施設長会議を役場で行いまして、これまでの認可の施設長、保育所、認可保育園とこども園を含めての施設長の会議でございます。

同じく28日、北中城村イングリッシュコンテストが中央公民館で開催され挨拶を述べました。今年のコンテストにつきましては、小学生の発表が大変中高生に劣らぬものだったように思いました。

10月29日、第68回沖縄県社会福祉大会が宜野湾市沖縄コンベンションセンターで開催され、本村からも民生委員が表彰を受けました。

同じく29日、第5回北中城小・中学生文芸大賞表彰式が中央公民館で行われ挨拶をしました。

10月31日、北中ファーム現地視察ということで、渡口地内のキクラゲ栽培の状況を視察いたしました。課長をはじめ職員と視察し、大変栽培している方の熱意を感じるものがありました。

11月1日、大城スーパージュワー週末美術館に出席いたしまして、挨拶を述べました。

11月2日、第29回むし歯のない子、表彰式を中央公民館で行い、多くの子供たちに表彰状の手交をいたしました。

同じく2日、仲順自治会の慰霊祭に参加いた

しまして挨拶を述べました。

11月7日、おきなわマラソン実行委員会総会が行われ、そこで今年度のマラソンについては休止ということで決定いたしました。

11月8日、北中城こども園運動会、本村のこども園の初めての運動会ございまして、挨拶を述べました。

同じく8日、北中城村文化協会によります第31回文化祭が開催され、テープカット及び挨拶を述べました。

11月9日、喜舎場公例祭に参加いたしまして挨拶を述べました。

11月13日、北中城村海外移住者子弟研修生修了式が中央公民館で行われました。2か月という短い期間で多くのことを習得し、有意義な研修ではなかったかと思います。

11月16日、北中城団地地震・津波避難訓練が行われ、参加いたしまして挨拶を述べました。

11月18日から20日、全国町村長会に参加いたしまして、県内選出の国会議員の皆さんとの懇談も含めて多くの会議に参加いたしました。

11月22日から23日、村民劇「比嘉太郎物語」の公演が中央公民館で開催されました。準備から公演まで短い期間ではありましたが、多くの皆さんの御支援で盛会裏に終えることができたかと思います。この場を借りて関係各位に感謝を申し上げたいと思います。

11月30日、荻道自治会総合展示会が荻道地内で行われ挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例について

日程第5．議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

日程第6．議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7．議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第8．議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第9．議案第56号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第10．議案第57号 村道荻道登又線法面对策工事（その1）改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例についてから日程第10．議案第57号 村道荻道登又線法面对策工事（その1）改定契約についてまでの7件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第 51 号

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例について

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例（平成 25 年条例第 30 号）を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 12 条第 1 項に規定する特定駐留軍用地内における土地取得の目標面積を達成したため、条例を廃止する。

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例（平成 25 年条例第 30 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第 52 号 令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について御提案申し上げます。

議案第 52 号

令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度北中城村の一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 7 年 12 月 5 日 提出

令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北中城村の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 9, 5 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 9 3, 6 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2, 720, 351	167, 651	2, 888, 002
	1 村 民 税	957, 885	113, 867	1, 071, 752
	2 固 定 資 産 税	1, 600, 945	53, 784	1, 654, 729
16 使用料及び手数料		69, 189	169	69, 358
	2 手 数 料	41, 391	169	41, 560
17 国 庫 支 出 金		1, 996, 851	32, 408	2, 029, 259
	1 国 庫 負 担 金	1, 380, 258	18, 306	1, 398, 564
	2 国 庫 補 助 金	523, 043	13, 803	536, 846
	3 委 託 金	93, 550	299	93, 849

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県 支 出 金		1, 528, 230	14, 489	1, 542, 719
	1 県 負 担 金	546, 388	9, 404	555, 792
	2 県 補 助 金	929, 419	5, 085	934, 504
21 繰 入 金		504, 579	△59, 758	444, 821
	2 基 金 繰 入 金	504, 142	△59, 758	444, 384
23 諸 収 入		100, 487	519	101, 006
	3 雑 入	98, 886	519	99, 405
24 村 債		179, 300	24, 100	203, 400
	1 村 債	179, 300	24, 100	203, 400
歳 入 合 計		10, 114, 094	179, 578	10, 293, 672

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1, 680, 871	86, 739	1, 767, 610
	1 総 務 管 理 費	1, 451, 757	85, 388	1, 537, 145
	2 徴 税 費	137, 554	1, 182	138, 736
	3 戸籍住民基本台帳費	66, 171	169	66, 340
3 民 生 費		4, 034, 860	49, 683	4, 084, 543
	1 社 会 福 祉 費	1, 805, 326	38, 793	1, 844, 119
	2 児 童 福 祉 費	2, 229, 534	10, 890	2, 240, 424
4 衛 生 費		1, 114, 152	12, 740	1, 126, 892
	1 保 健 衛 生 費	648, 722	9, 270	657, 992
	2 清 掃 費	465, 430	3, 470	468, 900
5 農 林 水 産 業 費		566, 797	1, 699	568, 496
	1 農 業 費	550, 339	1, 699	552, 038
6 商 工 費		154, 161	467	154, 628
	1 商 工 費	154, 161	467	154, 628
7 土 木 費		546, 313	9, 893	556, 206
	2 道 路 橋 梁 費	185, 902	7, 682	193, 584
	3 都 市 計 画 費	305, 554	2, 211	307, 765
9 教 育 費		1, 174, 069	18, 357	1, 192, 426
	1 教 育 総 務 費	210, 981	3, 115	214, 096
	2 小 学 校 費	215, 578	7, 747	223, 325
	3 中 学 校 費	134, 788	4, 745	139, 533
	5 社 会 教 育 費	335, 303	907	336, 210

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保 健 体 育 費	277,419	1,843	279,262
歳 出	合 計	10,114,094	179,578	10,293,672

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	村道荻道登又線法面对策事業	55,263
	合 計		55,263

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北中城村A I デマンド交通システム導入業務	令和7年度 ～ 令和8年度	3,413

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独事業債 (広域火葬場施設整備負担金)	24,100	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
計	24,100			

詳細につきましては、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長(名幸利積)

副村長。

○副村長(仲本正一)

議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補

正予算(第3号)について御説明いたします。

3ページをお願いします。

第2表繰越明許費につきましては、一般会計予算で計上いたしました事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。事業名、土木費、道路橋

梁費、村道荻道登又線法面对策工事、金額5,526万3,000円の繰越明許費の設定でございます。

4ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正、追加が1件ございます。コミュニティバスの新たな実証実験として、北中城村A I デマンド交通システム導入に伴い追加するものとなっております。債務負担行為の期間が令和7年度から令和8年度、限度額が341万3,000円となっております。

5ページをお願いします。

第4表地方債補正、追加が1件ございます。一般単独事業債、事業名、広域火葬場施設整備負担金、限度額2,410万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

次に歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

8ページをお願いします。

1款村税につきましては、それぞれの税目の調定実績に併せて増額しております。

続きまして、17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、11節障害者自立支援給付費等国庫負担金、1,785万円の増につきましては、福祉サービスの利用される方や利用件数の増加に伴い、給付見込額が増となったことによる補正でございます。併せて県負担金につきましても増額し予算計上しております。

9ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、8目地方道路改修費国庫補助金、4節沖縄振興公共投資交付金、348万4,000円の増につきましては、村道仲順屋宜原線整備事業に対する追加の交付決定に伴う増額でございます。

続きまして、29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）、1,031万円の増につきましては、公共施設の光熱費高騰対策や食材費支援のための給付金に係る費用となっており、全額国庫補助となっております。

ります。給付金の詳細につきましては歳出予算で御説明いたします。

10ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、7目沖縄振興特別推進交付金、287万9,000円の増につきましては、新たに交付決定された小学生県外派遣事業の30万円とキャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用推進事業の80万円、北中城村デマンド交通システム導入業務の177万9,000円となります。

11ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、1億3,141万円の減につきましては、補正予算の歳入歳出の差額分を減額補正して、戻し入れするものとなっております。

続きまして、16目特定駐留軍用地内土地取得事業基金繰入金、1節特定駐留軍用地内土地取得事業基金繰入金の7,002万6,000円の増につきましては、先行取得事業の終了に伴い基金を廃止するものです。基金残余额のうち一部については国に返還する必要がある、詳細につきましては歳出予算でご説明いたします。

続きまして、18目森林整備促進基金繰入金、1節森林整備促進基金繰入金の162万6,000円の増につきましては、公営墓地地内で実施する木材活用した収納棚整備等へ充当いたします。

続きまして、24款1項村債につきましては、地方債補正でご説明した内容となっております。

次に歳出について、主な補正について御説明いたします。なお、人件費等の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金、667万円の増につきましては、主に令和7年度の実績結果に伴う自治会育成交付金の決定額となっております。

続きまして、5目企画費、12節委託料、534万円の増につきましては、キャンプ瑞慶覧喜舎

場住宅地区跡地利用検討業務の増額補正とコミュニティバスのデマンド交通システム実証実験に向けた委託料となっております。デマンド交通は令和8年度からの開始を検討しております。

続きまして、22節償還金、利子及び割引料、5,602万2,000円の増につきましては、ロウワープラザ地区返還後の跡地利用推進のために行った先行取得事業の残余额を国に返還するものでございます。一括交付金を財源としているため8割分返還するものとなっております。

14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算費、13節使用料及び賃借料、499万6,000円の増につきましては、ガバメントクラウドサービス利用料の増加に伴い増額補正しております。

17ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、8目障害者自立支援諸費、19節扶助費、3,670万8,000円の増につきましては、利用者数や利用件数の増加などを踏まえ、障害福祉サービス費、障害児通所給付費等の支出見込額を追加計上しております。

20ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、22節償還金、利子及び割引料、275万2,000円の増につきましては、令和6年度実績確定における、出産・子育て応援交付金と母子保健衛生費国庫補助金の償還金となっております。

続きまして、5目子ども医療費、19節扶助費、360万円の増につきましては、令和7年度子ども医療費助成金の実績見込額による増額補正となっております。

続きまして、6目環境衛生費、14節工事請負費、162万6,000円の増につきましては、県産木材等を利用し、公営墓地合葬室内の収納棚と屋外参拝所にベンチの設置を行う予定でございます。財源につきましては、歳入で御説明したとおり森林整備促進基金より充当いたします。

また、6目環境衛生費の財源内訳として、地

方債の2,410万円の増と一般財源2,410万円の減につきましては、当初予算で計上した広域火葬場施設整備負担金を、今回の地方債で充当した影響により財源組替えとして予算計上いたしております。

21ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、10節需用費、345万4,000円の増につきましては、主に村指定ごみ袋の原材料価格変更による増額補正となっております。

22ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、12節委託料、147万9,000円の増につきましては、主に安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に係る、令和8年度以降の工事設計見直しに伴う増額補正となっております。

24ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費、300万円の増につきましては、不足している道路修繕費を補正する形となっております。

続きまして、2目道路新設改良費、16節公有地財産購入費、435万5,000円の増につきましては、沖縄振興公共投資交付金の交付決定に伴い、村道仲順屋宜原線整備事業において、屋宜原地区の用地購入を行うものでございます。

25ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、10節需用費、221万1,000円の増につきましては、主に不足している公園施設修繕費を補正する形となっております。

26ページからの9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議案第52号 令和7度北中城村一般会計補正

予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして、主な補正について議説明いたします。

26ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬、150万4,000円、2節給与、139万4,000円の増につきましては、次のページの小学校費の会計年度任用職員報酬（特別支援員）の予算を教育相談員へ組み替えることに伴うものとなります。

続きまして27ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、788万円のうち光熱水費402万円の増につきましては、小学校の電気・水道料金の不足見込に伴う増額となっております。同じく、施設修繕費350万円につきましては、修繕費の不足見込みに伴う増額となります。

2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、98万4,000円の増につきましては、来年2月に北中城小学校の吹奏楽部の県外派遣が決定したことから増額を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、

10節需用費、342万3,000円のうち光熱水費200万円の増につきましては、中学校の電気水道料金の不足見込に伴う増額となります。同じく、施設修繕費132万3,000円については、修繕費の不足見込みに伴う増額となっております。

17節備品購入費、100万4,000円につきましては、次年度に向けて机・椅子を20セット購入するものであります。

29ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費、80万6,000円の増額につきましては、主に中央公民館ホールの舞台用照明機器の修繕を行うための経費となっております。

次に30ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食管理費、10節需用費、137万7,000円のうち光熱水費107万7,000円の増につきましては、給食調理場の電気水道料金の不足見込に伴う増額となっております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第53号

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年12月5日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,226,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		104,327	12,447	116,774
	4 雑 入	104,324	12,447	116,771
歳 入 合 計		2,213,685	12,447	2,226,132

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		1,364,229	5,950	1,370,179
	1 療 養 諸 費	1,162,519	950	1,163,469
	4 出 産 育 児 一 時 金	17,508	5,000	22,508
8 諸 支 出 金		3,052	6,497	9,549
	1 償還金及び還付加算金	3,052	6,497	9,549
歳 出 合 計		2,213,685	12,447	2,226,132

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠か

ん補填収入、1,244万7,000円につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款保険給付費、1目療養諸費、2目療養費、18節負担金補助及び交付金、95万円につきましては、本年度の月平均支給額から不足予想額を計上したものです。

7ページをお願いします。

2 款保険給付費、4 目出産育児一時金、18 節負担金補助及び交付金、500 万円につきましては、現時点での申請者数が想定よりも増加しているためでございます。

8 ページをお願いします。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金償還金、普通交付金清算返還金、444 万円、特別交付金清算返還金、

205 万 7,000 円につきましては、令和 6 年度交付金の清算によるものです

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第 54 号 令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御提案申し上げます。

議案第 54 号

令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 7 年 12 月 5 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 820 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 336,993 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		283,994	20	284,014
	1 後期高齢者医療保険料	283,994	20	284,014

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 収 入		680	800	1,480
	2 償還金及び還付加算金	621	800	1,421
歳 入 合 計		336,173	820	336,993

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		6,761	20	6,781
	1 総 務 管 理 費	3,860	20	3,880
3 諸 支 出 金		1,058	800	1,858
	1 償還金及び還付加算金	621	800	1,421
歳 出 合 計		336,173	820	336,993

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、7款諸収入、1目保険料還付金、80万円につきましては、歳出で計上しております過年度分の保険料還付金を広域連合に請求した後

に歳入とするものです。

続きまして、歳出を御説明いたします。

7ページをお願いします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、80万円につきましては、令和6年度途中での死亡等の事由により保険料の還付を行うものです。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第55号

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年12月5日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	568,827 千円	65,875 千円	634,702 千円
第1項 営業収益	531,749 千円	65,875 千円	597,624 千円
第2項 営業外収益	37,076 千円	0 千円	37,076 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	635,743 千円	38,332 千円	674,075 千円
第1項 営業費用	633,780 千円	38,332 千円	672,112 千円
第2項 営業外費用	961 千円	0 千円	961 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「113,446千円」を「123,096千円」に、過年度分損益勘定留保資金「98,259千円」を「107,909円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	48,374 千円	8,850 千円	57,224 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 国庫補助金	45,400 千円	8,850 千円	54,250 千円
第6項 工事負担金	2,970 千円	0 千円	2,970 千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	161,820 千円	18,500 千円	180,320 千円
第1項 建設改良費	154,046 千円	18,500 千円	172,546 千円
第2項 企業債償還金	6,773 千円	0 千円	6,773 千円

第3項 国庫補助金返還金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については、所管課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款水道事業収益、1項営業収益6,587万5,000円の増となっております。

1目給水収益が6,587万5,000円の増で、内訳としまして、1節水道料金が6,587万5,000円の増、内容としまして、料金改定により家事用が2,139万円、営業用が2,335万8,000円、官公署用が139万9,000円、臨時用が129万7,000円、基地用が1,843万1,000円の増となっております。

続きまして、支出、1款水道事業費用、1項営業費用3,833万2,000円の増となっております。

1目原水及び浄水費が2,333万2,000円の増で、内訳としまして、1節浄水購入費が2,333万2,000円の増、内容としまして、給水量増加によるもので、民間用が1,483万6,000円、基地用が849万6,000円の増となっております。

2目配水及び給水費1,500万円の増で、内訳としまして、6節修繕費が1,500万円の増で、

内容の主なものとしまして、ナスの御嶽付近の喜舎場・仲順配水池への送水管の破損により、漏水が発生し、仮設復旧しておりますが、本復旧に係る送水管及び村道影響分の修繕費用となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入、1款資本的収入、5項国庫補助金885万円の増となっております。

1目国庫補助金が885万円の増で、内容としまして、当初予定しておりました喜舎場ポンプ場電機・計装設備・換気設備更新工事について、資材価格等の高騰により、換気設備に係る工事を除いて発注しておりましたが、県との協議により補助金の増額が可能となることから、当初予定通り換気工事を追加するための補助金であります。

続きまして、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1,850万円の増となっております。

1目改良費が1,850万円の増で、内容としまして、喜舎場ポンプ場換気設備更新工事に係る費用となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第56号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第56号

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求

めます。

令和 7 年 1 2 月 5 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 7 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 7 年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	409,750 千円	13,279 千円	423,029 千円
第 1 項 営 業 収 益	155,695 千円	13,279 千円	168,974 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	254,054 千円	0 千円	254,054 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円	0 千円	1 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	416,443 千円	312 千円	416,755 千円
第 1 項 営 業 費 用	389,981 千円	312 千円	390,293 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	25,461 千円	0 千円	25,461 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円	0 千円	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 6 , 6 5 1 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 9 , 3 1 6 千円及び減債積立金 1 7 , 3 3 5 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	446,840 千円	60,000 千円	506,840 千円
第 1 項 企 業 債	212,000 千円	0 千円	212,000 千円
第 2 項 他会計補助金	50,300 千円	60,000 千円	110,300 千円
第 3 項 国庫補助金	168,000 千円	0 千円	168,000 千円
第 4 項 県 補 助 金	16,540 千円	0 千円	16,540 千円
支 出			

第1款 資本的支出	540,372 千円	3,119 千円	543,491 千円
第1項 建設改良費	426,409 千円	3,119 千円	429,528 千円
第2項 企業債償還金	112,963 千円	0 千円	112,963 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第4条 予算第9条中「104,645千円」を「164,645千円」に改める。

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第56号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1,327万9,000円の増となっております。

1目下水道使用料、1,327万9,000円の増で、内訳としまして、1節下水道料金が1,327万9,000円の増、内容としまして、使用料改定による増となっております。

続いて支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、31万2,000円の増となっております。

3目業務費、31万2,000円の増で、内訳としまして、3節負担金が31万2,000円の増、内容としまして、基地排水量増による瑞慶覧基地関連事務負担金となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入、1款資本的収入、2項他会計補助金、6,000万円の増となっております。

1目他会計補助金、6,000万円の増で、内容としまして、一般会計補助金となっております。これについては、当初予算において一般会計予算調製によるもので、昨年度より減額として計上しておりましたが、9月補正予算において一般会計繰入金が承認されたことにより、一般会計繰入金として計上しております。

続きまして、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費が311万9,000円の増となっております。

内訳としまして、2目流域下水道建設費負担金が311万9,000円の増で、県の施設である中城湾流域（具志川処理区）が58万1,000円増、中部流域（伊佐浜処理区）が253万8,000円増となっております。

主な増額の理由としまして、具志川処理区については、管路の老朽化対策として管路改築設計と沈殿池の耐震診断となっております。伊佐浜処理区については、汚泥消化タンクの耐震化のための地盤改良工事となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第57号 村道荻道登又線法面对策工事（その1）改定契約について御提案申し上げます。

議案第57号

村道荻道登又線法面对策工事（その１）改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

- １． 契 約 の 目 的 ： 北中城村字 荻道 地内
 村道荻道登又線法面对策工事（その１）
- ２． 改定契約金額 ： ￥１４５，４３１，０００－
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１３，２２１，０００－）
- ３． 契約の相手方 ： 浦添市字経塚６３３番地
 （株）沖縄工設
 代表取締役 大嶺健一郎

令和７年１２月５日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

工事請負改定契約書、そして協議書等について別添してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前１０時５５分 散会

令和 7 年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 7 年12月 8 日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和 7 年12月 8 日 午前11時24分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 7 年 1 2 月 8 日（月曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 5 1 号	北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 5 2 号	令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について	〃
3	議案第 5 3 号	令和 7 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
4	議案第 5 4 号	令和 7 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
5	議案第 5 5 号	令和 7 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃
6	議案第 5 6 号	令和 7 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	〃
7	議案第 5 7 号	村道荻道登又線法面对策工事（その 1）改定契約について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第51号 北中城村特定駐留
軍用地等内土地取得事業基金条例
を廃止する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

この理由では、取得の目標面積を達成したので基金は解散するということですが、まず村内に特定駐留軍指定用地は何件あるのか。

あと、ロウワー・プラザ返還後の開発計画の進捗状況。

それと、ロウワー・プラザ返還跡地の土地取得目的、ホームページでは公園・緑地とされているが、それ以外にはないのか。

あと目標面積になったから条例の廃止の規定ということでありますが、廃止の規定は本村の条例にも県の規則、条例にもありません。その廃止に至った理由、県・国からの何らかの指導があったのかということです。

それとあと、基金を活用して取得した土地には軍用地料として収入、軍用地料ですので民間だと収入という形で村に入ってくると思うんですが、一般会計にも出ているようですが、この辺はどういうふうになっているのかということです。

あと、これ以上取得は難しいのかということ

です。最近の契約件数をお知らせください。

最後に、沖縄振興特別推進交付金基金管理運営要領が県のホームページにありました。その中の事業の終了で基金の残余额のうち、沖縄振興特別推進交付金相当額を国庫に返還しなければならないとありますが、この中で運用益は一般財源として繰り入れることができるのか。この辺、村の条例には有価証券運用ということで有価証券等ということでやっていますけれども、その中で軍用地として入ってきたお金もこの運用として捉えているのか。また、返さないでもいいよということで県・国に確認できているのか。

この7点ですね、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質疑にお答えいたします。

まず、本村で先行取得事業で指定されている駐留軍用地ですが、現在のところロウワー・プラザ1件のみとなっております。

ロウワー・プラザ返還の進捗状況といたしましては、2024年またはそれ以降というふうになっておりまして、返還条件といたしましては102戸の統合住宅の移設が条件となっております。具体的な返還時期については、いまだ示されておられません。

続きまして先行取得の目的につきましては、公園・緑地面積1.1ヘクタールとなっております。

廃止する理由につきましては、目標としていた1.1ヘクタールを確保できたことから、これ以上の取得はできませんので、今回の基金を廃止するというようなことです。

軍用地料につきましては収入として計上されておりまして、この基金に積み立てていって、そこから運用するというようになっております。なお、軍用地料につきましては、基金と同じ一

括交付金事業の8割分、その分を6年間、今後返還していくことになっております。

これ以上の取得につきましては、目標である1.1ヘクタールを確保できたことから、これ以上の取得はできないこととなっておりますので、基金を解散するということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

今後の軍用地料の取扱いにつきましては、今後収入が入ってきた分の8割相当分は国庫のほうにお返しして、2割分は村の一般財源になるというふうなことになっております。ロウワー・プラザの現在の計画ですが、今、地権者会のほうで進めておりまして、具体的にというか、どこにどういった公園を配置するとか、そういったものはまだ決定しておりせん。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは1つ目の質疑から再質疑いたします。

特定駐留軍用地の指定は1件ということで、ロウワー・プラザ地区ということだったんですけれども、これというのはSACO合意の下に、国・県・関係自治体が特定をしてやるということであると思うんですよ。それで今我々としては喜舎場、東地区返還予定はSACO合意になっています。面積も5ヘクタールということで、ほかにももう少しいろいろな基準は出てくると思うんですけれども、ある程度特定駐留軍用地の

中に入れるのかというふうに思っているんですが、この辺を村は今までどういうふうな形で国あるいは県に要請したのか、したことはあるのかということと、あとまだ計画がしっかり、青写真ができていないということですけども、内閣府のホームページを見ると、この取得に使える目的というのが道路、公園、下水道、これは公共施設であります。また、公益的施設として教育施設、医療施設、官公庁施設など、住居者の共用の福祉または利便のために必要なものというふうに記載されているんですよ。ということは、まだまだ計画もなされていないのに今終わってしまうと、これから計画ができてきて、ここにまた公共施設、もちろん土地も道路も必要ですよ。そうすると減歩率とかそういった関係で地主等の有益になる、村が買ってあげば、もちろん公共施設、道路なので、そういった部分も地主が得するということにもなりかねない。そういったので、いろんな面で損をしているようなイメージもあるんですよ、今廃止すると。その中で、私が先ほど言ったように喜舎場、東地区でしたか、そこも返還予定になっています。そこには前からフルインター化しようじゃないかという話も出ていて、その辺も本来はこういった特定軍用地域に指定しながらやらないといけないのかというふうに、ちょっと勉強しながら思ったところでもあって、今質疑しているんですけれども、さらに言えば、この基金は県のほうでは令和13年度までというふうに期限が決められていて、あと5年、6年あります。その中で先ほど言ったように、もしかしたらロウワー・プラザ地区の青写真ができてきて、やっぱりもっと必要だよとか、皆さんがしっかり頑張ってフルインター化に向けた開発をしようかというふうになれば、さらに有効に国のお金が使えんということを思っています。

すみません、ちょっと長々となったんですけれども、この辺2点どういうふうにお考えにな

っていますか。村長のほうでお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず、ロウワー地区の道路とかにつきましては、区画整理事業の中で減歩率を勘案して整備されるものと思っておりますので、村で必要な区画整理事業で、さらに村で必要な公園・緑地の面積を確保したいというふうなことであります。またあわせまして、その他の公共施設を配置するかどうかにつきましては、地権者の皆様とか、跡地利用計画の中で決定されていくと思っておりますので、その後そういったことが必要ということになれば、また改めて先行取得を実施するのか、その時点で検討をすることとなっております。

また、なぜ喜舎場住宅地区の先行取得事業を実施できないかと言いますと、県のほうにも国のほうにも機会があるたびに要請はしているところですが、主な理由ですが、面積の約2割を公共用地として取得できるというふうなことでありますので、現在、喜舎場住宅地区のほうでは県の県道用地が公共用地として含まれておりますので、喜舎場住宅地区では先行取得は実施できないというふうなことで回答をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

一括交付金等の要綱等にそれは記されていると思っております。そこでロウワー・プラザについてだけの特定駐留軍用地等ということの指定がございますので、我々が取得するのはそこに限られたところがございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ロウワー・プラザ地区から言いますと、ただ公園・緑地というふうになっています。私が言いたいのは、これからここには確実に道も造らないといけないんですよね。そうすると、これを解散した後にもう一回やるとなると、じゃなぜ解散したのか、廃止したのかというふうになっていくのかというふうに思ってもいまして、なぜ道路とかそういった部分は考えなかったのか。ただ緑地と公園用地だけということになったのか。この辺は何か規定があって、考え方があってやっていると思うんですけども、この辺は何かあればよろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

今回、緑地部分というのがあって、これが面積の1ヘクタールまでしか買えないということになっています。これが道路の格付にできるか、また道路を買うことはできるかとあるんですが、今もう面積は到達しているので、これがもし返還後に今持っている緑地分と道路を交換とか、そういうことはできるという、ただ、土地の価値が全然違うものですから、実際に真ん中に持っている土地と今回の緑地部分の中では、交換というのがなかなか難しいんじゃないかということをおもっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第51号 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

すみません、1点だけお願いします。

24ページ、7款2項1目道路維持費の需要費、道路維持修繕費300万円、これは修繕箇所は決まっているのか、1点だけお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この修繕につきましては、もともと年間予定を持っている中で、当初予算の中ではなかなか全額確保できないという部分も含めて、今後の対応として確保するということでは思っています。実際舗装の修繕であったりというようなことを今予定しているというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まだ場所は決まっていないのかな。ちなみに、今ナスの御嶽の正面に汚水のマンホールがあるんですけども、昔、無縁仏があった上のほう、コーナーのほうなんですけど、そこがちょっと亀裂が入っていて、私はここだと思っていたんですよ、補正が入っているから。ここもちょっと確認をしていただきたい。

あと仲順の90番地の雨水ますと道の間がどんどん広がってきている。一応写真を撮ってきましたので、後で提供します。そこに回していただきたい。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在その舗装の工事のところ、ナスの御嶽のところも予定としては考えているところです。

それとあと別途、島袋のほうの水路補修とい

うのを今考えているところでございます。先ほど仲順の場所につきましては、また改めて詳細について今後教えていただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では資料の13ページ、2款1項5目12節委託料、北中城村デマンド交通システム導入業務について問うてみたいと思います。

このデマンド交通システム、現在コミュニティバスのほうも運用しておりますが、その周回するコミュニティバス、それを廃止して、このデマンド交通システムを導入するのか。デマンド交通システムというのはそもそもどういったものなのか、詳細な説明が前回多分なかったと思いますので、そちらの説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在、定期路線型のコミュニティバスの実証実験を行っているところですが、現在のコミュニティバスでは運行ルートであるとか、便数であるとか、そういった要望に応えられていないという現状があります。また、収支率につきましても、支出が約3,200万円に対して収入が250万円であると、そういった収支率の低さからも課題が見えてきたところです。今後、地域交通の本格的な導入をするに当たりまして、デマンド交通、利用者の予約に応じまして、決まったルートの時刻表ではなく、利用者の予約に基づいてルートや時間を決めて運行する公共交通サービス、こういったものを検証してみたいということで、今回の予算計上に至っております。

開始時期は、令和8年度を予定しております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

近隣の北谷町とかも、たしかデマンド交通を採用していると思います。私もこのコミュニティバスを利用して、本当に使いたい時間にちょっと合わないという、今回このデマンド交通をやることによって、本当に利用したい時間帯を指定して、恐らく前日までだと思うんですけども、それまでに指定して行きたい時間、行きたい場所に行けるというメリットはすごくあるんじゃないかと思います。しかしながら、このデマンド型交通は大体、よそのところを見ましても、今コミュニティバスで利用している十四、五名乗りの大きなバスタイプはあまりないような感じがします。もうちょっと小型のやつ、機動力のあるような感じの車両を利用しているようなんですが、現時点でも例えば東ルート第5便あたりは高校生が10名以上乗ってライカムのほうに行くという、すごく利用人数が多いということもあります。この後、令和8年度から今のコミュニティバスを利用してのデマンド型交通のほうに切り替えていくのか、それともまた別の車両を導入する予定なのか。また、小型化した場合に多くの人数を運送するような対応策とかは考えているのか、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在コンパクトミニバンタイプ4名乗りの2台を想定して、今実施しております。人数が多い場合は、この2台で運用していくというふうなことでなっております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

じゃあ今回の北中城村A I デマンド交通システム導入業務ということなんですが、これは例えばオペレーターの方は電話交換手、そういったのを雇うのか。それともネット上でポチッと、この時間帯でどこからどこまで乗りますというようなやり方なのか。高齢者でも気軽に操作できるような、そういった形になるのかどうか、最後にその一点をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

予約につきましてはインターネットアプリ、そういったものの予約であるか、また電話での受付を想定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1 番（川上龍太議員）

25ページをお願いします。7 款 3 項 3 目 10 節 需要費、施設等修繕費、これは公園になるんですが、こちら箇所が決まっているのであれば教えていただきたいのと、あと 1 点、27 ページ、9 款 2 項 2 目 18 節、児童の県外派遣に関する補助金の内訳についてお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

では私のほうから25ページ、公園需要費の施設修繕費でございますけれども、今年度しおさい公苑のほうでナイター施設の照明設備の点検をしたところ、さびが、腐食がかなり進んでいるということで、落下の危険性があるということが判明しまして、それを優先的に今作業を進めております。その安全確保のための撤去を優先で考えております。今ほかでもともと計画していた部分の予算を、その撤去費に優先して

使用するということで、その200万円がもともと予定していた部分から削っているというところで、今不足が生じるというところがございます。元の予定としましては、若松公園の赤瓦の補修を考えていたところでございますけれども、場合によっては若松公園のナイター設備、そちらのほうも危険性がないのか今確認をしております。それでも危険性があれば、またそちらのほうを優先して対応していくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上龍太議員の質疑にお答えします。

吹奏楽部の県外派遣の内訳なんですけれども、北中城小学校が来年2月に、兵庫県に2泊3日で吹奏楽の大会がありまして、内訳としまして交通費が3万円の35名と、あと宿泊費7,000円の35名で予算を組んでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1 番（川上龍太議員）

まず施設修繕費のほうから再質疑させていただきます。

今の答弁で、撤去費用でももとは若松公園の赤瓦と今後ナイターを検討していくという話で、これは修繕ではなく撤去だけの費用という認識でよろしいのか。

あと1点、27ページのほうなんですけれども、こちらはほかの分野で、例えば吹奏楽だけじゃなくて、この教育振興費から出る予算の中で、例えばほかのスポーツ関係とか、そういったほうには出ていないと思うんですが、その辺の理由といたしますか、吹奏楽には出るのにスポーツ関係には教育費から出ない、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

公園のナイター設備ですけれども、今回は撤去をまず行うというところで考えております。それとあと、実際直すまでにはかなり高額な費用がかかってまいりますので、しばらく数年ぐらい、長寿命化計画なども含めて全体の修繕は考えていきたいと思っております。その間、使えないのかというところに対して、何か暫定的な照明器具で多少なりとも練習ぐらいができるような対応が図れないだろうかということで、今仮設の照明器具の導入のほうを検討しているところでございます。最終的には予算の状況を見ながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上龍太議員の質疑にお答えします。

派遣の対象なんですけれども、村立学校に在籍する村内に住所を有する小中学生が学校教育の一環としての活動で、県大会で優勝もしくは準優勝という基準がありまして、それに基づいて対象を決めております。

スポーツ少年団につきましては、学校教育というよりは生涯学習課のほうでまた同じような補助金があるので、向こうからの支出ということで考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

まず1点目の施設等修繕費に関しては理解できました。利用者も結構要望があると思うので、仮設の照明、その辺で対応をぜひお願いして、

また計画等、早めによくなるようにお願いします。

2つ目の県外派遣に関する補助金なんですけど、教育課程に関することで理解しております。スポーツ関係、少年団は生涯学習課の予算からというところではあるんですが、この県外派遣というのが、村内の小学生、中学生は活躍しているんですよ。この予算の内訳で、できればもっともっと村としては補助を上げてほしい。活躍の場をもっともっと広げてほしいというところで、今回質疑しました。教育課程とスポーツ関係で分けるというのは分かるのですが、村長に答えてほしいのですが、できればもっとこの辺の補助とか、予算面を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

基本的に補助というのは、ある程度補助金交付要綱とか、ですから補助の対象については、その所管課のほうで補助金交付要綱をつくって、その枠内で補助していくと。今、学校教育以外のものについては、子供たちの県外派遣とか旅費についての支給、補助金交付要綱を持っていると思いますので、その中での対応だと考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

先ほどもありましたけれども、13ページの企画費の中の北中城村デマンド交通システム導入業務なんですけど、私は、これは個人個人の時間に応じてピックアップしていくので、大変いいシステムかと思っております。ただ、私が懸念するのは、今実際コミュニティバスは200円ですけれども、このデマンド交通は恐らくこれが

400円とか500円になるのかと思っております。
高齢者とか障害者とか、いろいろ困難を抱えた人たちのものの免除とか、そういうものも考えていらっしゃるのか。

それから2点目にですけれども、個人情報保護もちゃんと守られるシステムになるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

料金につきましては、お一人1回当たり500円から400円の間で、割引対象者、小さな子供であるとか障害者の方は200円というふうに想定しております。

個人情報につきましては、委託する事業者に個人情報の要綱を確実に守れるように、そこは遵守させるつもりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

個人情報は特にプライバシーというのが非常に社会問題になっておりますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それじゃあ13ページについて、先ほどから同じような項目で質疑がありますが、同じように質疑をさせていただきます。13ページ、北中城村デマンド交通システム導入の件について5点ほど質疑をさせていただきます。

まず企画書の提案なんですけど、この締切りが明日になっていると思うんですね。それで今日現在、この参加表明をした業者数が公表でき

るのであれば、お聞きをしたいというふうに思っております。

それから、システム導入ということで428万4,000円計上をしているようですが、そのデマンド交通システム導入の支出項目はどういうふうになっているのか、お聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから先ほど料金体制とかあったわけですが、これは200円とか、乗り放題なのか。そして村外までも、このデマンド交通の交通システムがあるのか。村外に出てもいいのか、その辺もお聞きをしたい。

それから時間帯、何時から何時まで連絡して使用できるのかということもお聞きしたい。

それから利用者条件、無条件なのか、誰でもいいのか。それとも免許証を返納した人とか、あるいは高齢者、家に車がないとか、そういう高齢者の対応になるのかということもお聞きをしたいと思います。

以上であります。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今提案のあった事業者の数は今把握しておりませんが、制度を検討するに当たって4者ほどとヒアリングを行っております。

支出につきましては、今回システムの導入経費というふうになっております。

料金の設定につきましては、ポイントからポイントまでの1区間、村内でどこからどこまで行くかで、1回当たりというふうな料金設定になっております。

時間につきましては、9時から19時までを予定しております。年中無休というふうなことになるっております。

利用者条件につきましては、事前に登録が必

要ですので、登録が可能な方は登録が条件で、村内・村外とか観光客とか、そういった利用制限は行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

私はいいいシステムだと思います。ただ、今、村内という説明でしたけれども、例えば病院関係、琉球大学病院が宜野湾にあるわけですが、そこまで行きたいというときには途中で降りるのか。これはどうなるのか、その辺もお聞きしたい。

それから、やっぱり各バス停をつなぐような方法も必要じゃないかというふうに思っております。それと中城村との連携がどうなっているのか、共同まちづくり関係でですね。その辺も次の課題になると思いますけれども、その辺も含めて。村内と言っても高齢者ですから、「途中で降りてください。ここまでです」と言うわけにはいかないだろうというふうに思っております。そういうときに村外でも送っていただけるのか、改めてその辺をお聞きします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今、村内の乗降地点を70か所ほど設定しております。その中で村外に行きたい場合は、例えば沖縄市であれば徳洲会のほうで沖縄市の公共バスが通っておりますので、そこで一旦降りてもらおうというような、また宜野湾方面であれば石平のほうで、そういったほうで結节点的な感じで村内に乗降地点を設ける予定でございます。

中城村との連携につきましても、交通の結节点というところで、一旦村内で運行していった、これが要望がありまして、また村外とかもやる

べきではないかとかということがあれば、また実証実験の中でこういった要望が出てくるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

最後に、さっき登録制度ですということでしたけれども、村内で該当しそうな方は何名いらっしゃるか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

どなたでも御利用できるというふうになっておりますので、これから人数とかが出てくるのかというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今の大城律也議員の質疑に絡んでくるんですが、13ページの2款1項5目12節のデマンド交通の件で登録したらということなんですが、これは登録料は必要なのかというのと、次は27、28ページ、9款2項1目10節の光熱水費で、28ページも9款3項1目10節の光熱水費で、これは電気代、水道代がどれぐらいの割合になっているかというのと、すみません、ちょっと勉強不足で、去年と比較してどれぐらい増減しているかというのもちょっと聞きたいんですけども、お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

デマンド交通の登録料につきましては、無料となっております。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武功議員の質疑にお答えします。

光熱水費の割合については、今資料を持ち合わせていませんので、また後で提供のほうをしたいと思います。去年の実績で言いますと、光熱水費が小学校で年間2,870万円、中学校で1,290万円ぐらいかかっております。今年度当初の予算組みの時点で、小学校で2,000万円、中学校で1,140万円を組んでいる状況になっています。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

村長、この登録料は今無料となっているんですけども、逆に登録料は取れないんですか。取ったら収入になるから、別に乗らなくても、乗っている人はもちろん受益者負担で出しはするけれども、逆に会員みたいな、登録料みたいな感じで広く募れば、これが一種の固定収入になるのかと思うんですが、言えば財源がないないというのが常じゃないですか。そういうことを解決する意味でも少しでも収入になれば、これができるんだったらいいんじゃないかと思うんですけどね。

それについてと、光熱費は去年に比べて増えていますよね。先月かな、北中城小学校のPTAから、父母教師会から、体育館が暑いから冷風機を入れたいというやり取りが議会でありました。いろいろ進め方等の問題もあるとは思いますが、仮に取っても、仮の話ではありますが、例えば扇風機とか冷風機を入れたときに、どれぐらい電気代が増えるとかというやり取りはしているのか。仮に入れて増えても、これに頼る財源とか、これを払うこともできるのかもちょっと聞きたいんですけども、そういうやり取りはしていますよね、父母教師会とは。やっていないですか。ちょっとそれについてもお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回のデマンドシステムの導入については、あくまでも実証実験でございますので、実証実験の結果等を踏まえて、おっしゃるような財源を確保することも大変有益だと思いますので、その分も含めて検討してまいります。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武功議員の質疑にお答えします。

冷風機につきましては、学校のほうからは一応お話はあったんですけども、具体的にどういったものを置きたいとか、そういったのはこちらのほうにお示しされていないものですから、消費電力がどれくらいとか、そういったのは全然検討はしていない状況です。学校で使う備品の電気料については、これまでどおり教育委員会のほうで払っていく予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

確かに実証実験なので取ることは今はかなわないというのは、確かにそうだなと今思いました。ただ、財源のことを考えると私は取ってもいいんじゃないかという、私は乗らないけれども、でも協力しますという人も絶対いると思うので、だからこれを幾らにするかとなったら、課長たちから多く取って議員からは少なく取っても報酬が少ないからという感じです。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

まず3ページ、繰越明許ですけれども、これはちょっと確認ですが、村道荻道登又線法面対策工事で上がっていますけれども、今回契約改定が出されてやっています。この中で完了が令和8年1月なんですよね。それで、この法面工事というのは令和6年から始まって、大雨で工事が長引いたという部分もありますけれども、これがその1という形で考えていいのか。その2というのでほかの工事が今進捗していて、繰越明許しないと来年度以降、事業ができないという考えでよろしいのか。この2の事業が今始まっているのかということです。その確認をお願いします。

あと4ページの債務負担行為ですが、これは先ほどから話していますオンデマンドの件なんです、期間が令和7年から8年度、債務負担行為です。令和7年度は始まっていて、今年度の予算に入っているんですけども、なぜ令和7年度を入れないといけないのか。これも確認なんです、令和8年度でいいんじゃないかという考えですね、債務負担行為の部分。この辺がちょっと自分の認識と違うので、この辺の説明をお願いします。

続いて5ページ、地方債補正ですけれども、事項別明細で書いていただければ我々はこれを基に調べてやっていくんですが、この表記があればよかったんですけれども、表記がないということで、この補正で質疑させてもらいます。今年度、今補正予算が上がっていて、1億1,000万円以上個人所得の税金が上がっています。さらに繰入金で財調より約1億3,000万円余りマイナスになっていて、1億3,000万円使わないよというふうになっていますけれども、

当初は一般財源でやりますよという形で予算組みをしていましたが、今回なぜこれだけ、財政的には少しずつ余裕が出てきているにもかかわらず、次世代に借金をしないといけないのか。この辺の理由です。なぜ起債を起こして、借金をして、もともと借金だったら別に問題ないんですけれども、新たに借金をしてやろうという考え、新たにというか半分を借金してやろうという考え、この考えの説明をよろしくお願いいたします。

続いて13ページ、先ほどからオンデマンド交通システムの話題が結構登ってきていますけれども、今年度400万円近く補正で出しています。その内容がシステムの導入ということなんですけれども、令和8年度は340万円と思うんですが、これというのは私のイメージからすると、このシステムを使う、借りるというより、この委託料、車を走らす、運転手が必要、先ほどの電話の受付もするということになると思うんですが、対応もしないといけない。その辺の委託する業務のほうが大きいんじゃないかというふうに思っていて、今年度は400万円。あともう3か月、4か月ぐらいですよ。それに対して400万円を使う。来年度は300万円しか使わない。このシステムの使用料もまた委託料、運転代、電話の交換手代も入れながらの金額だと思うんですけれども、この辺もうちょっと詳しく説明していただきたいというふうに思っています。

それから14ページ、2款1項8日電算費、13節使用料、ガバメントクラウドサービスプロバイダ利用料、当初予算で1,300万円出ていますが、また今年度、年間の利用契約での、この契約は私のイメージだと年間このぐらいで利用してくださいというふうにやっていると思うんですが、説明では件数が増えたというふうになっていますけれども、なぜこの件数が増えて、この利用料というのが増えるのか。支出が追加になるのか、ちょっと曖昧なので、この辺

もお聞かせください。

最後に20ページ、4款1項6目14節工事請負費、公営墓地のベンチ設置工事とありますけれども、この内容です。木を活用しての部分ということでしたが、なぜ木でやらないといけないのかということ、この設置の方法、すぐベンチを置いてのそれなのか。柵も作るという話でしたけれども、何か工事というふうになると大がかりになっていくようなイメージがあるんですが、この辺の説明をよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから、まず3ページの繰越明許費についてお答えいたします。

こちらは議員御理解のとおり村道荻道登又線の法面对策事業として、現在その1工事を進めております。これが工期が1月末までとなっております。もともと今年度その継続の工事として、その2工事として発注を予定しておりましたが、その1工事のほうは今長引いているということで、その2工事のほうが実質繰越しにならざるを得ないというところでございまして、その2工事の分を今回繰越明許費として計上させていただいたというところでございます。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず4ページの債務負担行為の設定についてでございますが、今年度システムの導入を行いまして、同じ業者が次年度また運用を行っていくというふうなことで、債務負担行為に上げているのは次年度の運用経費というふうなことでございます。それを一括しまして、今回業者を決定しようと思っております。

続きまして地方債の補正でございますが、当

初は沖縄市との調整の中で、こういった補助メニューが活用できるのかというところがまだ実際に確定していなかったというところで、今回防衛の補助を使ってコミュニティ助成施設と併せて火葬場のほうを一般単独事業債で行っていくというふうなことで、今回のタイミングとなっております。

最後にデマンド交通についてですが、実際今回はシステムの導入を計上させていただきましたが、次年度はコールセンターと実際のデマンド交通の運行の業務、そういったものを計上していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

私のほうからは20ページ、歳出の4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、14節の工事請負費です。これは公営墓地の屋外のほうに参拝できる施設と、あと地下の合葬室がございます。屋外の参拝のスペースに関しては、これまで座る場所、線香をあげて、その線香が消える間、滞在するというところに座る場所がない、施設がないということで幾つか要望が上がっております。合葬室についても柵の設置がなく、直置きにされていたというのもありまして、どうにかならないかということで話をこれまでして、それで森林環境譲与税のほうを活用できるということで、県産木材を使って、ぬくもりのある製品がいいんじゃないかということで、森林環境譲与税の活用を考えて設置しようということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

14ページのガバメントクラウドサービスプロ

バイダ利用料についてお答えします。

上間さんの今の質疑で件数が増えたというふうな前振りをされていたんですが、これは件数ではなくて、これは今年度初めて使うシステムで、当初予算を計上する際にある程度概算で予算を計上していました。実際使用しているうちにどうしても足りなくなることが発生したため、補正予算で計上したものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

繰越明許と債務負担行為、私は令和7年度は必要ないのかというふうに思っていますけれども、小さいことなのでいいです。なぜかなということで確認しました。

地方債補正のほうなんですけれども、答弁では防衛補助を使うという話をされていて、防衛補助が使えれば何で初めの一般財源が減って、起債じゃなくて補助金という形に入ってくるんじゃないかというふうに思っていますけれども、この辺の説明もよろしくお願いいたします。

オンデマンドシステムのほうは、こういった予算組みにならないといけないということで仕方ないのかと思っています。

ガバメントクラウドに関してですけれども、こちらのほうは、本来はこういった部分の予算というのは、先ほども言った話なんですけど、1年で契約するものだと思うんですよ。1年の契約で金額が決まって、しっかり予算組みをやるという話だと思うんですけれども、この辺は当初予算でしっかり予算調整ができていないのか。この辺もしっかり気をつけていただきたいということです。

あと20ページの公営墓地のベンチ設置、こちらのほうは、このベンチの設置は屋外だということなんですけれども、何年耐用できるベンチなのか。それと木を使うということなので、今言っ

ているように1年、2年、3年ぐらいだと思うんですけれども、またさらにこういった基金を使いながら、木なので朽ち果てていくと思うんです。見た目も悪くなると思うんです。先ほど言ったように、景観を逆に損ねる可能性もある。その辺を含めてどういった考えで今後設置していくのか、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

私から地方債補正の部分で御説明いたします。

防衛の補助が使えないかということだったんですけれども、実際の火葬場は補助対象外となっております。あわせて、火葬場に付随する遺族の方がお休みになるコミュニティ施設、そういったものの部分も防衛省の補助を活用して整備しております。その防衛の予算の裏負担分と実際の火葬場の起債事業の部分の今回計上となっております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

次年度以降、予算を計上する際には、できるだけしっかりした見積りを徴して、予算編成に今後取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

公営墓地のベンチにつきましては、我々も既製品の設置も考えましたけれども、県産木材の利用促進というのもございまして、それを活用できれば、場所についても外ですけれども、メンテナンスをしながら、なるべく長く使えるような形で設置したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

最後に火葬場のほうなんですけれども、ちょっと私は理解できなくて最後に質疑させてもらうんですけれども、もともと2,400万円を一般財源で充ててやるということで当初予算を組んでいます。それを2,400万円、全額ですね、全額起債を入れるということになっています。そうすると……、そうだったかな。ごめんなさい、確認してから。総額の部分と今回起債を起こした部分と、また今話によると防衛予算が使えるようになったから、こういった起債の中で予算を組替えしたんだよという話のイメージだと思うんですけれども、さらにこれからこの火葬場建設に関しては起債なり、委託費ですか、運営するに当たって沖縄市に払わないといけない金額も出てくると思うんですけれども、この建設に当たってさらに増えていくのか、予算的には。この辺はどういうふうに考えていますか。今、全部当初予算で出てきている部分に関してですけれども、お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

火葬場建設につきましては沖縄市のほうで進めておりまして、村のほうでそこに委託として、委託事業として行うこととなっております。今年度の部分につきましては、当初は確かに防衛省の補助が調整中ではあったんですけれども、まだ確定できない、事業規模もまだ調整中でございましたので、今回事業規模が決定いたしましたので、補助対象外の火葬場の部分につきましては起債事業で行こうということに決まりましたので、今回計上しております。次年度以降も建設費の部分の負担を実施していくことになっております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第52号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

5ページです。歳入のほうなんですけれども、歳入欠かん補填収入で収入を入れてやっていますけれども、当初予算ではゼロだったかな、そういう形でやっていたと思います。これはまたこれから補正予算4号、5号と行くと思うんですけれども、さらにこの歳入欠かん補填収入が増える予定なのか。その辺の見通しをよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

この歳入欠かん補填収入ですが、国保の収支を調整するものとなっております、補正があれば、この項目で調整していく形になりますので、補正があれば増えていくという形になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第53号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

すみません、小さいことなんですけれども、1ページというか1ページの前のページ、歳入歳出予算の補正、第1条、82万円を増額とあるんですけれども、これは追加じゃないのか。一般会計と国保は追加で、ちなみにこの後期高齢の第1号補正では追加となっていたんですが、こっちだけ増額になっているので多分追加だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

こちらの増額という表現に関しましては、す

みません、今資料等はないんですが、こういったひな形等をもう一度調べてみて、一番何が正しいか、適切かを判断して、また次回から記載したいと思います。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第54号 令和7年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第5．議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第55号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第56号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第 6．議案第 56 号 令和 7 年度北中城村
下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを
議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 56 号 令和 7 年度北中城村下
水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第 56 号 令和 7 年
度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
については原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 57 号 村道荻道登又線法
面対策工事（その 1）改定契約に
ついて

○議長（名幸利積）

日程第 7．議案第 57 号 村道荻道登又線法面
対策工事（その 1）改定契約についてを議題と
します。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 57 号 村道荻道登又線法面
対策工事（その 1）改定契約についてを採決しま
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第 57 号 村道荻道
登又線法面対策工事（その 1）改定契約につい
ては原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前 11 時 24 分 散会

令和 7 年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 7 年12月 9 日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和 7 年12月 9 日 午後 2 時52分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事		兼 島 栄	
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 3 号

令和 7 年 1 2 月 9 日（火曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 教育・子育て環境について 2. 議員報酬及び議員のなり手不足について
2	喜屋武 功	1. 再考すべき、学校、公共施設の防犯対策 2. 島袋小学校校門近く九年堂ロータリーの勾配について 3. 学力低下の問題と対策について 4. 村民劇比嘉太郎物語の取組と成果について
3	大 城 律 也	1. 要人の来客時対応の意義について 2. 青年エイサー前週祭役場対応について 3. 国道 3 3 0 号屋根付きライカムバス停（下り線）設置について 4. 世界遺産中城城跡の観光資源有効活用について
4	喜屋武 すま子	1. ライカム自治会結成と公民館建設について 2. 「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板設置について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、教育・子育て環境について4項目伺う。

1つ目が、新年度より児童生徒の情報機器端末が変更されることに伴い、現在、学校内で使用しているWi-Fi設備等の変更はあるか伺う。

2つ目、教育委員会として各学校と連携し、危険箇所点検等は行っているか。また、児童生徒の通学路等の点検は行われているか伺う。

3つ目、通学路や村内各所にある防犯カメラの設置後の作動状況等の確認はなされているか伺う。

4つ目、昨年6月の一般質問で、子ども医療費助成を高校生まで拡大してほしいと提案した。その後、12月の村長選で公約に掲げたが、いつ頃実現される予定か伺う。

2点目は、議員報酬及び議員のなり手不足についてです。

北中城村議会は、「議員報酬等の見直し」について調査・研究し、議会活性化委員会において取りまとめを行い、全員協議会を経て、このほど要望書を作成した。2006年4月1日に北中城村行財政改革に基づき条例が改正され、議員報酬の減額がなされた。来年4月1日で20年が

経過するが、村として現行の議員報酬は妥当とお考えか伺う。また、全国的に議員のなり手不足も深刻化してきている。それは決して他人事ではなく、将来的には地方自治や民主主義の危機となり、議会のみならず村全体の問題にもつながると考える。村として議員のなり手不足についてはどのようにお考えか。また、それに合わせて主権者教育を推進することが将来の村の発展に寄与すると考えるが、村の見解を伺う。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の教育・子育て環境についてでございます。その中で（1）（2）（3）につきましては、教育委員会のほうから回答をさせます。

そして、まず（4）の子ども医療費助成についてでございます。それを高校生まで拡大してほしいという質問でございますので、4番目のその回答といたしまして、子ども医療費助成の高校生までの拡大につきましては、時期は未定でございますが、実施に向けて鋭意検討を進めているところでございます。

2番目の議員報酬及び議員のなり手不足についてでございます。

現在の議員報酬について妥当かどうかの判断はできませんが、議員報酬の額を決定する際には、法律による明確な規定はありません。一般的に人口規模や財政力が似ている類似団体との比較、議会・議員の活動状況等を客観的に判断し、公平性を保つため第三者機関を設置し、審議されるものと考えます。本村の議員報酬については、県内30町村中13番目、本島の17町村中12番目、本島9村中4番目となっております。また、議員のなり手不足は地方自治の機能低下につながる深刻な問題であり、その対策として

主権者教育の推進が重要な役割を担っていると
考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の教育・子育て環境についてですが、（1）のW i - F i の設備等についての変更についてという御質問に対して、W i - F i の設備等の変更は予定しておりません。

（2）の学校と連携した危険箇所の点検及び児童生徒の通学路の点検は行われているかについてでございますが、校内の危険箇所につきましては、各学校における毎月の安全点検で危険箇所の点検を行い、修繕が必要な場合は教育委員会に報告があり、児童生徒が安全に生活ができるよう対策を講じております。また、児童生徒の通学路の安全点検につきましては、毎年の夏休みの期間において学校と関係機関が合同で危険箇所の点検を行い、改善に向けております。

（3）の防犯カメラにつきましては、保守委託業務契約を締結し、年に1回の設備点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まずは教育・子育て環境についてから再質問いたします。

W i - F i 設備の変更等はないようですが、多くの予算をかけて情報機器端末を買い換えますよね。今現在使用しているものと買い換えるものは、メーカーが変わってくると思います。現場の状況等も確認しながら、授業に支障がないように進めていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉悟議員の質問にお答えします。

今あるW i - F i 環境につきましては、昨年ネットワークアセスメントということで実施しましたが、今のところ一応問題はないということで、次年度入れる機器がちょっと機種が変わるものですから、その運用の仕方等を確認しながら、また更新に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今あるものは多分都合がよく使えているのですが、もしかしたら不具合等、相性等もあると思うので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。ちなみに校長室はつながりにくいようです。一応報告しておきます。

現在、体育館にはW i - F i 設備がないようですが、体育館への設備はどうですか、考えていないか伺います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉悟議員の質問にお答えします。

今、体育館についてないと言われているのは北小かと思うのですが、一応次年度W i - F i の増設について予算のほうを計上しております。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年度から3年間、北中城小学校は体育の研究指定校になっています。今年4月に、児童に対して運動をすることは好きですかと、体育の授業は好きですかとアンケートを取ったようで

す。低学年では運動が好き、体育が好きは全体として高い値ですが、学年が上がるにつれ好きですかに対して、少しとか、あまりという回答が増えていく傾向のようです。運動の楽しさを実感しながら互いに学び合い、高めることができる体育学習の在り方を追求することで、多くの児童が体育好きになる学びの環境を構築することが研究の目的のようです。子供の運動能力の低下が懸念されている近年、また北中城小学校は遊具も撤去されています。せっかく専門の先生がいる３年間で、北中城の子供たちの運動能力向上のチャンスです。結果が出たらまたどんどん３年間じゃなく、その次にもつながっていくと思うので、ぜひW i - F i 設備、次年度あるようなので期待しておきます。

次は危険箇所点検について。

今年度、学校側から修繕してほしいという報告はありましたか。その中で修繕した箇所は何か所ぐらいあるのか伺いたい。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時０９分 休憩

午前１０時１０分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉悟議員の質問にお答えします。

校舎の危険箇所については、大きいものから小さいものまであるんですけれども、大きなもので行くと床の危険箇所のほうの改修工事等を行っておりまして、結構数量があるものですから、今具体的な件数の資料はないんですけれども、学校から要望があり次第、できる分は改修・改善しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○３番（比嘉 悟議員）

去る９月３０日に北中城小学校運営協議会があり、その中で授業参観ということで各教室を回りました。そこで気になったのが校舎内です。職員室の前にピロティーというか、広い場所があるじゃないですか。その２階部分です。窓枠というか、開いていますよね。そこから転落とか、上から物が落ちてこないか危険性を感じたんですけれども、ネット等は張れないのか。本当に危なく感じたので、その点の要望等もないのか。ネットは張れないのか、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉悟議員の質問にお答えします。

２階のピロティー部分のことだと思いますけれども、一応基準上の高さの手すり等についてはいる状況です。確かに危ないと言えば危ないと感じるかもしれないんですけれども、全部ネットをするのは可能であるんですが、基準上の手すり等についてはいる状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○３番（比嘉 悟議員）

２階部分は特別支援の教室がいっぱいあって、急に飛び出してきたりというのも考えられるんじゃないか。２階にいたら大人でさえ怖く感じるぐらい、落ちないとかそういうのがあるので、ぜひもう一度現場をちょっと確認して、ネット等は張れないか。全部ではなくて高さ半分ぐらいあたりでも、転落防止柵でもいいので何かできないのかと思っています。子供たちの安全安心の観点から、ふるさと応援基金「希望に満ちた子供たちを応援する事業」等も活用して、本当に安全を守っていただきたいのがいかがでしょうか。現場確認をもう一度。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉悟議員の質問にお答えします。

現場のほうを確認して、対策が必要であれば検討したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

学校の中でも要請とか要望というのはあると思うので、最初のWi-Fi設備と併せると、学校のネット環境の改善を要望します。

次に、防犯カメラについて。

答弁だと何か学校のカメラとっていて、私は総務課とと思っているんですけども、設備点検は年1回行っているようですが何月頃、これはカメラがちゃんと機能しているかという点検なのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

例年ですと年度末、3月に点検を実施してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは職員も同行しているのか。業者だけで点検して報告を受けるのか、どんなですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

委託業務でするので委託業者に点検してもらって、報告書を提出して職員が確認しているような状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは和仁屋入り口のほう、見えますか。和仁屋入り口。カメラの前に木が生い茂って、これは前から見たのなんです。ここがカメラがある電柱、カメラ自体見えませんよね。3月末なので、今年度伸びたのか。村にそういう報告はないのか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、悟議員がおっしゃっていたように、木が生い茂ってカメラを覆い隠すような状況などは確認しています。3月の点検などではこういったように実際の現場をそれぞれ点検して、どういった状況になっているかという報告を受けます。その報告を受けた後に、担当職員が現場で改善に向けて対応しているような状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3月の時点で報告を受けて、新年度ぐらいかからまた始める。でも今現在は、このように生い茂っていますよね。肝心なときに写っていないと責任等は問われないのか。そのようなことが起きないためにも、年1回の点検だけではなく日々の確認も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

職員が44か所の防犯カメラを日々点検するのは、なかなか難しいと思います。今回この防犯カメラに関しては、ほぼ100%と言っていいほど警察の事件・事故に使用されているため、そういったケースでその現場を回る、その際にし

っかりと取れているかどうか確認できますので、そのときに点検してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

44か所、総務課の職員だけだったら多分大変だと思うんです。でも他の課に外回りをする課などもあると思うんですよね。通りがけに気になれば総務課に、あっちのちょっとおかしくないか、曲がっているよ、ずれているよとか木が生い茂っているよと報告すれば、また総務課は全部回らなくても情報は入ってくると思うので。

最近はいろいろな事件・事故等があります。防犯カメラが犯罪の抑止や犯人特定につながるケースもあります。村民の生命・財産を守る観点からそういう体制を望みますが、村長、いかがでしょうか。全庁体制で確認というか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

似たようなケースで建設課が管理しているカーブミラーなども職員がそれぞれ、そこは見えづらいという報告もありますので、総務課といたしましても、大体こういった箇所に防犯カメラが設置されているので、何か気づいた点がありましたら総務課へ報告していただけるように、組織内でちょっと通知をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えいたします。

この件については総務課だけではなく関係課、いろんな協議をして決めるべきところ、報告を受けての対処の仕方があると思いますので、関係課と集めた会合を開いて対処したいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

次に、通学路の点検について。

一般質問を出したのが11月18日、その時点の通学路です。11月18日時点ではこうだったんです。その1週間後、25日頃にはきれいさっぱり刈られていて、これは通告を出した後に県に要請とかを出したのか。たまたま県が草刈りするタイミングだったのか伺いたい。

○議長（名幸利積）

どこの箇所ですか。

○3番（比嘉 悟議員）

学童クラブがあるところ、仲順児童館に上がっていく、公民館に上がる手前です。県道だから県が植栽をカットしますよね。私が出した後に、県にやっつてと言ったのか。それとも県が刈るタイミングだったのかという、要請を出していなかったらいいですよ。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

特にこの質問について県と調整したというところはございませんので、県の判断でたまたまそういうタイミングがあったのかというふうに思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県道なので県が草刈りをしますよね。この植栽を刈る時期はいつ頃なのか、村で把握はしていますか。県任せというか大体いつ頃、北中城村内の県道に入れますよみたいな通知等もなく、県が勝手にやるという認識でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

県道は県管理でございますので、その道路管理者自らの判断で実施されているというところでございます。特に事前に村と調整があるというようなことはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

朝の通学時に高校生が自転車で、この歩道を走っていたんです。車が止まっているので植栽を避けますよね。いつもぶつからないか、接触しないか心配だったので、刈られていてよかったです。

学校と関係機関が夏休み期間に合同で通学路の安全点検を行っているようですが、関係機関とは教育委員会なのか伺いたい。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

関係機関につきましては、学校として教育委員会、そして総務課、建設課、そして沖縄警察署、そして父母教師会だったり保護者代表という形で、全員で12名の参加がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみに通学路はどの辺まで点検されているのか。学校周辺だけなのか。いろんなところから子供たちは通学してきますよね。どの辺りまで、範囲が分かれば教えていただきたい。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

通学路の選定につきましては、点検前に学校と連携しながら報告をしていただいております。

北中城小学校区においては喜舎場、北中城小学校正門前から小学校の体育館駐車場入り口までの道路。2つ目に仲順、琉銀からEMホテル向けの上り坂。そして喜舎場の防犯広場前のハンプ、和仁屋のトンネル付近、荻道・安谷屋の高速道路までの草が生い茂る場所、高速道路のそばです。あと今回はスクールバスについても報告があったので、その見直しというところも安全点検の中に含めております。島袋小学校においては、エメラルド前の交差点、そして島袋児童館前の道路、村道133号線美島通り、ていんが一ら前の交差点。そして中学校におきましては、中学校裏門付近の道路、そして琉銀からイオンモール沖縄ライカムに抜ける坂道、そして運動場付近の入り口の村道となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

多くの箇所を点検しているようですが、これは仲順から和仁屋入り口へ下る歩道です。先ほど和仁屋のほうもやっているとのことですが、小学生、中学生が下校時間によく通っているを見かけます。危険だと思いませんか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

通学路を塞いでいる倒木ですので、倒木についてはしっかりとパトロールもして、そしてまたそれに対処するのが我々の責務だと思っておりますので、行政の責務としてしっかりと撤去作業を進めたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長、これは県道なんです。管理者は県で、処理のお願いという張り紙がされています。所有者に、11月24日までに処理しない場合は管理

者が処理しますと書かれていますが、今日来る前、今朝確認してきたんですが、まだそのまま張り紙がされている。ここを通るのは北中城村内の子供たちです。通学路も先ほどの防犯カメラ同様、全庁体制で見守ることはできないか。パトロールとかで回って、ここの歩道は木が生い茂っているよと、ちょっとだけ意識するという、全庁体制で。どんなですか、村長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えいたします。

今県道ということでおっしゃっていましたが、県道については当然に県道関連者のほうに通報いたします。ただ、これが大きなものでありますと、当然管理者のほうで撤去していただくということで、これが小さいものとか、そういった我々が簡単にできるというようなそのようなものであれば、それは村のほうで迅速な対応ができると思いますので、そのように対処をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私たち議員は最大で14名しかいないんです。職員の皆さんは10倍以上いるじゃないですか。みんなで見守る体制を望みます。

次に、子ども医療費助成について。

昨年6月に質問した時点では、県内41市町村、18歳年度末までの自治体は20自治体でした。令和7年10月1日現在、26自治体まで増えています。それも沖縄市が今年4月、宜野湾市が今年10月に高校生まで対象年齢を拡大しています。

近隣の北谷町、沖縄市、中城村、宜野湾市。北中城村の周りの4自治体全部が対象年齢を拡大しています。

年が明けたら高校受験もあります。知り合いの子が沖縄市の高校に進学を考えていて、でも北中城村は医療費助成が中学生までなので沖縄市に引っ越そうかなと、冗談ではあると思うんですけども、そういう話も出るぐらいでした。答弁には鋭意検討を進めているところでありますとありますが、早めに進めないと周りの市町村への転出にもつながると考えるが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えいたします。

今、所管課のほうでもこの件については調査をしております。そしてまた、近隣市町村が全てそれを対象として今助成をしているということです。ですので、できるだけ早めにそれに追いつくようにしていきたいと思います。ただ、我々の予算の事情、財政状況にもよりますので、しっかりとそれはチェックをいたしまして、対応できるかどうかをこれから検討します。ただ、これについては対応できるというよりも、当然に我々は当初からそれをやる方向性で持っておりましたので、基本的には財政状況を見て導入するかどうかの判断をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

税金の納税額があまりほかの市町村と変わらなければ、転出も出てくるかもしれない。子育て世代にとっては、この制度があるか、ないかは大事な選択だと思います。メリットがあるところへ行ってしまう。村長の公約、転出にならないためにも新年度の目玉政策にしてはいかがですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としても公約ですので、早めにやりたいという気持ちは重々持っております。早めに財政状況の改善をいたしまして、そこに早めに対応できるようにしたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

早めに決まったら早めに周知等をしないと、転出してしまったらなかなか戻って来られませんので、よろしくお願いします。

次に、議員報酬及びなり手不足について再質問いたします。

議会からの要望書は御覧になりましたか。先週の金曜日に議長、副議長、活性化委員長からの提出があったと思うんですけども、ぜひ課長の皆様にも一緒に見ていただきたい。三役とかだけじゃなく、全課で見ていただきたい。20年変わっていないです。多分かわいそうだと思うかもしれません。ぜひトップだけじゃなくて全員に周知、確認させてください。条例が改正され、20年間見直しや検討もされていなかった議員報酬、議員だけでなく、村当局も村民の皆さんも一緒に考えていきましょうという趣旨での一般質問です。

村の予算も当初予算ベースで比較すると、2006年が約47億4,000万円、今年度が98億8,000万円です。予算規模は倍です。新年度の予算審議で考えると、47億円の予算審査と98億円の予算審査、金額も倍なので仕事内容も、職責も我々は倍だと思っているんです。1つの事業が倍になったわけじゃなくて、たくさんの事業が多岐にわたって考えられるのですが、そういうような考えでよろしいですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

予算規模等については倍近いそれが出てきたと。スケールメリットでそういう余剰金の対応等についても可能ならしめるものだと思います。ただ、これについて20年それがまた据え置かれたことについては、しっかりと現在の社会経済情勢等を鑑み、そしてまた近隣町村、類似団体等との比較をいたしまして、しっかりと検討してまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

働いた対価として支払われるのが給与。働いた時間だけでなく、成果や業務内容に対して支払われるのが報酬。議員は給与ではなく報酬です。予算規模で見ても、議員の業務内容は倍近くになっていると思われます。これまでパンドラの箱的な、誰も当たらず触らずで今日まで来てしまったのか。村長はどのように考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員の皆さんには大変申し訳ないんですけども、行革のほうでかなりの回答が出た、答申が出たと思います。行政といたしましては、行革の答申に沿った所作を行ったと考えておりますので、ただ、これが長く続いた、そして社会経済情勢もいろいろ変化いたしました。しかし、それでもまだ皆さんの事情というのは変わらなかったこと等については、これはしっかりと我々としても検討すべき、調査をすべきだと思っておりますので、これについてはしっかりと我々も、先ほどおっしゃいました全課でまた情報を共有し、それぞれの視点から対処をしたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

報酬金額が分かっている立候補したんだろうとお叱りを受けそうですが、3年前はそうでした。でも今は違います。村長は買い物に行きますか。立候補した3年前、卵は安いときは100円ぐらいで買えたんです。今、土曜日の安いときで200円ぐらい、平日だと300円ぐらいします。お米も2,000円ぐらいだったのが、今は4,000円。ガソリンも最近は少し安くなってきていますが、少し前まで高値傾向でした。物価高騰が議員に直撃しているんです。それを知っていただきたい。金銭的に余裕があって立候補したわけではなく、村をよくしたいという思いで立候補した。3年間でこのような状況になっている。うちの家庭も大黒柱が退職してしまって、今家計は火の車なんです。私も前職より片手ぐらいは少なくなっている。予算も伴います。住民の理解を伴わない議員報酬増額は住民からの不信感を招くので、すぐに見直せということではなく、我々議会も議会基本条例第18条に、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、村政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く村民の意見を聴取するものとあり、今後村民と意見交換も議会として考えてはいます。村当局も前向きに見直しに向け、答弁書にあります第三者機関等で検討を要望するが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては我々の内部でも協議をすることですので、今議員から指摘がございました委員会等につきましても、委員会をつくりまして、しっかりと対処していきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

誰かが声を上げないと進展がなさそうなので取り上げました。村のためにも思っていますが、現在の報酬を見て断念する方もいるかと思われます。少しでも前進することを望みます。

次はなり手不足について。

沖縄県内において、2015年5月から2019年4月までに行われた町村議会議員選挙で無投票だった場所は1か所だけなのですが、立候補、定数プラス1が4自治体だったんですね、7年ぐらい前の選挙。しかし、2019年5月から2023年4月までに行われた選挙では、無投票は変わらず1か所ですが、定数プラス1が12自治体に、3倍に増加しています。県内においても立候補者数が減ってきているのが現状です。住民の多様性を反映した合議体であることが議会の存在意義で、なり手不足や無投票は議会の団体意思決定、政策立案、行政監視機能に大きな影響を及ぼし、議会の存在意義や二元代表制の趣旨が損なわれることにつながります。我が北中城村においても前々回は定数プラス2、3年前の前回は定数プラス1でした。このなり手不足も報酬同様に、一緒になって考えていかなければならないものだと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員のなり手不足の現状については、行政にとっても大変痛手だと考えております。議員の皆さんと一緒に報酬もしっかり、そしてなり手不足の対応等、そして投票率の拡大等についても皆さんと情報を共有し、一緒に考えてまいりたいと思います。その節は議員の皆さんもまたよろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

当局側からすると口うるさいのが少なくない

いと思うかもしれませんが、緊張感を持って仕事をするためにも必要ですし、行政監視機能が働かなくなれば業務もおろそかになり、そうなるが一番影響を受けるのは村民です。8月に町村議会の研修会があり、その中でも取り上げられるぐらい深刻化している問題だと考えさせられました。4年に一度、選挙が実施されることは主権者意識の涵養の要であり、選挙の機会が失われることは地方自治の弱体化を招く。地方自治は民主主義の学校であり、地方自治の弱体化は都道府県や県にとっても危機だということを学びましたので、今回取り上げています。なり手不足も行く行くは村の将来にもつながっていくことを、村の当局も村民の皆さんも共通認識を持たなければいけない。来年9月には選挙です。村の将来のためにも今まで以上に周知等が必要になってくると思いますが、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も議員の皆さんも任期商売でございますので、任期がありますので、当然に4年置きのがございます。そして、これに関心を持つ住民とか、そういう住民に関心を抱かせるためにも、確かに選挙戦というのは必要だと思います。それがまた選挙戦を大きく周知、住民に関心を抱かせるのは、やはり立候補者の多いか少ないかも一つの要因だと思っておりますので、そういった意味でもなり手不足を解消したい、それからまた立候補者を増やしたい、それから投票率を上げたい、そういった面からすると大変それについては必要かと思っておりますので、前向きに善処したいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

選挙前だけでなく、新年度当初から9月には

選挙があるよと周知等に力を入れていただきたい。

最後に、主権者教育について。

答弁に主権者教育の推進が重要な役割を担っているとありますが、村として主権者教育をどのようにお考えか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学校現場においては、主権者教育について社会を生きるために必要な力、生きる力とは何かを教育課程を通じて育むことを目指して、関係する教科、社会、道徳、公民や技術・家庭、特別活動を通じて学んでおります。また、教科だけでなく学級活動、生徒会活動や学校行事、ボランティア活動も主権者教育の一環であると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

令和5年、地方自治法の一部改正が行われ、これまで地方自治法第89条は「普通地方公共団体に議会を置く」だけだったんです。それが、少し割愛しますが1項で、選挙した議員をもって組織される議会を置くと地方議会の位置づけを明確化し、2項では重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使すると地方議会の権限が明記されています。3項では、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと地方議会議員の職務が明記されています。この改正は地方議会の役割や議員の職務等が明文化され、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を国民運動的に進めることが目的で改正されています。

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、

全国町村議会議長会の3議長会で、このような主権者教育用のパンフレットを作っているんです。これが小学生・中学生用、これが高校生・大学生用のリーフレットです。学校現場でのリーフレット活用の検討をいただけるよう学習指導要領との関連を記載し、参考資料を添えて周知しているようですが、この議長会からの委員会へのパンフレット活用の協力要請等は来いますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えいたします。

現時点におきましては、パンフレットの配布、受け取りはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

主権者教育リーフレットと検索すると、すぐ出てくるんです。ダウンロードもできますのでぜひ確認いただき、我が北中城村の主権者教育にも活用していただきたいが、どうですか、教育長。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の質問にお答えします。

今あったリーフレットの活用を、すぐに検索できますよということでしたので内容を確認し、それから学校とも連携をしながら活用に進めてまいりたいと思います。主権者教育は選挙年齢の引下げに伴い、各学習指導要領でもうたわれております。それから本村の未来を背負って立つ子供たちの主権者教育はとても重要だと思っていますので、改めて特別活動であつたりとか、子供たちが学校という社会の中で自ら主権者教育を実践している場面もありますので、その辺

も併せてリーフレットの活用を検討して、推進したいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

2016年8月に北中城村議会が初の子ども議会を行っています、あれから9年、その当時の子ども議会に参加した生徒は今年24歳、まだ被選挙権の資格年齢にも達していない。あれから子ども議会等は開かれていませんが、そういったのも数年に一度、教育委員会として開催したほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか、教育長。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の御質問にお答えします。

子ども議会の開催につきましては、私が実際北中城中にいたときに検討し、議会事務局と調整をしながら翌年に開催されたというふうに思っています。ぜひ子供たちに先ほどの主権者教育を本当に充実、体験をさせるためには、皆さん方議会の様子、政治についてやはり直に学ぶ、それから自分たちの声がそういうふうに地域への反映があるとか、そういうことを体験できる場かと思っています。10年以上たっていますので、子供たちは小学校が昨年度、議会の様子を見に授業の中で来ていましたが、前は中学生だったと思うので、小学生・中学生合同でやるかとか、その辺は議会事務局と調整をしながら、議員の皆さんにもぜひまたお力添えをいただきながら実践できればと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

教育長、10年以上じゃないです。9年前です。

先月、那覇市若者ミライ議会が開催されています。次代を担う若者が、模擬議会を通して市政及び議会に対する知識や関心を深める趣旨に市側が賛同し、11月19日の水曜日だったんですが執行部全員が出席し、通常の本議会同様に答弁、対応したようです。市の課題や政治に関心を持つきっかけになればとの思いからだったようです。このように教育委員会がでもいいし、村側の主導でもいいと思います。今回の議員報酬、なり手不足、主権者教育は、北中城村の将来へつながる問題だと考えています。議会だけでなく村当局、村民のみんなで考えていかないといけない。未来ある北中城村のために、一緒に考えていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

おはようございます。

通告に従いまして、4点の一般質問を行います。

まず初めに、再考すべきである学校、公共施設の防犯対策について。

現在多くの学校や公共施設で配置されていますが、不審者対応の防犯具としての効果については、その抑止力に難点があります。学校において生徒児童、先生方、並びに役場、公共施設においては、職員関係者の安全を担保するための方法としては物足りないところがあります。

そこで、あらゆる方法を再考すべきではないかということで、この質問を上げております。

これまでの学校や公共施設等において防犯対策や訓練等、どのようなことをどの程度の頻度で行ってきたか、当局の考え方を伺います。

2点目に、島袋小学校校門近くの九年堂ロータリーの勾配について。

島袋小学校校門近くの九年堂ロータリーですが、勾配が強く車両のバンパーが道路にかかる事案が数多くあり、実際道路にも車両と道路が接触した擦り傷痕が多数あります。道路使用者の目線で行くとかなり迷惑な話でありますので、早急な対応を望んでおります。

3点目、学力低下の問題と対策について。

北中城村の学力が国平均、県平均よりも低いというのが去る9月定例議会の本員の一般質問で明らかになったところではありますが、原因は行政だけでなく、家庭や学びの環境など様々な原因と要因があるが、こういう状況を分析して、どうやって問題を打開し、教育力の向上を図っていこうと考えているのか見解を伺います。確かな学力の保証が社会の安定や持続的な成長の土台になることは言うまでもありません。

4点目、村民劇比嘉太郎物語の取組と成果について。

11月22日から23日に開催した比嘉太郎物語についてであります。とても大成功だったと思っております。私も見て、とても感動いたしました。平和や郷土愛、同胞意識などいろいろな要素があり、とても教育的効果があったのではないかと思っております。ただ、開催前に村長自ら議員団と寄附を集めていたと多くの声が寄せられております。実際補正予算で計上した予算よりも、どの程度足りなかったのか。そもそも時間的なものも含めて、多くの関係者に無理を強いるものではなかったのかも伺いたい。また、今後の開催についてどう考えているか見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武功議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目と3番目の学力低下の問題等については、教育委員会のほうから回答をしていただきます。

私のほうからは、2番目の島袋小学校校門近く九年堂ロータリーの勾配についてでございます。

当該箇所は九年堂坂と村道との接合部分に位置し、現地状況に合わせた状態で施工がなされていることから、縁辺部、縁の辺りの部分で急勾配のすりつけとなっております。

先般、平日の登校時間帯で調査したところ、1割弱の車両が擦ったことが確認され、同じ車種でも状況が異なり、その主な要因として速度の違いによるものと考えられます。

そのことから徐行を促すなどの対策を検討いたします。

4番目の村民劇比嘉太郎物語の取組と成果についてでございます。

私が複数の議員団と協力依頼で村内を回ったのは1回でございます。そんなに頻繁に行ったということはございません。ほとんど事務局の職員と一緒に協力依頼をしたものでございます。

この事業に係る清算処理は今整理しているところであり、当初から村の補助金で全てを賄おうとするものではありません。このため村補助金以外にも自助努力で資金造成することが求められていたので、村内企業や有志の協賛・寄附金等を考えて実行したものです。演技指導や稽古場確保において厳しいタイムスケジュールとなりましたが、村民劇に携わってくださった多くの方の御支援と御協力によって成功裏に終わることができたと思っております。また、今後の開催については今のところ未定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武功議員の御質問にお答えします。

まず1点目の再考すべき、学校、公共施設の防犯対策についてでございますが、さすまたの活用については、年間に1回実施される不審者を想定した避難訓練時に活用しております。北中城小学校で2本、島袋小学校では1本、北中城中学校では2本所持しており、避難訓練時に実際に使用しながら使い方を確認している状況でございます。役場においては、過去にさすまたを導入した際に警察にも協力していただき、防犯訓練を実施しております。

大枠3点目の学力低下の問題と対策についてでございますが、全国学力・学習状況調査問題の誤答から傾向を分析し、授業改善につなげております。また、本村では県の施策を受け、自立した学習者の育成を図ることを目標に、学習指導の工夫改善を推進しております。

また、学校と家庭・地域が連携して計画的に学習が進められるよう、学校支援に当たっております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃあ再考すべき、学校、公共施設の防犯対策についてからですけれども、さすまたの本数が今答弁であったんですが、この本数を各学校にあるという根拠はどこにあるか。種類はさすまただけなのか、ほかのものもあるのか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

根拠としましては、不審者を近づけないとい

うところで、さすまたの役割があるのかというところと、あと確認をしましたらU字型のさすまたであるということを確認しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この本数は、私が言っている根拠というのは、この学校の規模からしたらこの本数がいいとかとコンサルがそう言ったのか否か、どちらでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

本数についての根拠には、特に決まりはありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私が調べた中では警察、言わば不審者を通常取り押さえるのをプロとしている方々でも、3本以上のさすまたを必要としているというのを専門家の方がおっしゃっていました。種類も、結構さすまた以外にもいろんな種類があるんです。だから私からしたら、北小、北中に2本、これはちょっと厳しいですね。絶対抑止力にならないです。島袋小学校の1本というのは本当に厳しい。多分不審者が入ってきたら生徒児童に危害が及ぶ、それに対応する先生にも絶対危害が及びます。だからきちんと根拠を明確にした中で、今後配置するよう検討していただきました。

いです。よろしくお願いします。

それと答弁中に、避難訓練時にさすまたを使用しながらということであったんですが、不審者を想定した避難訓練が年に何回かというのと、この具体的なシナリオ、これはシナリオがあるんです、マニュアルみたいのが。不審者が入ってきてどうして、役割分担をどうかというのがあると思うんですけれども、それを今北中城は北小、北中、島小に促しているというのはどういうものがあるのか、ちょっとお答え願います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

小学校においては年に1回、不審者を想定した避難訓練、中学校においては不審者を想定した避難訓練の実施はありませんで、火災を想定した避難訓練がございます。主に小学校で確認しますと、ある特定の学級に不審者が入ってきたという想定で、その先生が隣の学級の先生と連携しながら、その隣の学級の先生が子供たちを速やかに移動させ、そして同じフロアでするので、ほかの職員が職員室に駆け込んで、職員室では手の空いた先生がさすまたを持参して、その対応に向かう。その間、さすまたはその学級にはないので、椅子だったり棒だったりといったところに対応するということと、あと校内放送では教頭先生が「大きな荷物が届きました」ということの合図で、事前にそれを確認していて全体が避難するということなんですが、北小においては非常階段をロックして、教室で静かに避難すると。島小においては速やかにその場所から遠ざかるように、体育館のほうに避難するということと、あと中学校においても、これは実際の訓練はないんですけれども、教室の鍵を締めてその対応をしますということがあります。そして、この不審者の対応については、今

年度は実際に人を、不審者役を置くのではなくて、不審者がいるという想定の下で、その場所に職員がさすまたを持って取り押さえをすることと、あとそれにかかる時間を確認しますと、10分から15分ぐらいかかりましたということで確認をしております。その流れで進めていきますと、放送で取り押さえられましたということで、体育館で全体会をするということだったり、あと北小の場合はオンラインで、全体で避難訓練について学びましたということの報告がございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。

火災訓練もやっているという話ではあったんですけども、ちなみに火災訓練は年に何回ぐらいやっていますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

火災訓練については、年に1回実施しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この不審者対応のプロの方から聞いたときに、なぜプロかというのは、実は10月に所管事務調査のほうで、我々議会の建設文教常任委員会では栃木県に行きました。そこが進化型さすまたというんですけども、それを栃木県警と一緒に共同開発したものを作られていて、実際各自治体でそういう実演をしています。この実演の中からいろんな話が出てきたので、その意見を聞いたところもあるんですけども、向こうが言

うには、こういう公共施設なり学校、スーパーとかというのは、消防法で年に1回以上の火災訓練をしないといけないと言うんです。だから火災訓練の中で要は不審者対応も、不審者を抑止するのが目的でもなくて、これが主じゃない。まずとりあえず子供たちを、関係者をいち早く避難させるという意味では同じだから、火災訓練と同時にやってはどうですかという、同日に火災訓練をやって不審者対応。

東京都では、東京都教育委員会では年に11回以上やっています。これは正志議員がこの点はプロフェッショナルなので聞いたら、首都直下型地震等があるから多分回数が多い。でも我々も防災対策にプラス不審者対応というのは、いつ何が起こるか今分からない社会になっているので、後からどういう道具があったという話もするんですけども、まずは訓練、まず逃がすこと。例えば教室から出てくださいと廊下に並ばせたときに、プロが言うにはそんな話じゃないと言うんです。実際不審者が来たときに、みんなわめき、叫びの中でコントロールするのが難しい。だから訓練で慣らしておかないと厳しいですよ。

先ほど指導主事のほうから教頭先生がアナウンスをすると言ったんですけども、不審者対応の対策本部が立ち上がる、校長先生が指示を出すとか、教頭先生がアナウンスをするというふうに誰か決めてしまうと、いないときもあるじゃないですか。だから役割分担は明確にしつつ、それを遂行するということを言っていました。例えば高学年になるにつれて階数が上になるので、そこは生徒たちが鍵を締めて、あのおりで締めて、高学年の担任の先生が下に下りて行ってサポートするということを言っていたので、だから何が言いたいかというのは、さすまたの本数も含めて、多分専門家の意見を入れていない中でのマニュアルなのかというのが、まだちゃんと具体的に聞いていないので何とも

言えないけれども、子供たちの安全、教職員の安全を守る上でも、きっちりこは研究してほしいと思っています。

栃木県に見に行ったということですが、もっと具体的に言えば、村長、さすまたって持ち手があって、頭の部分がU字型になっているんです。これで押さえるのです。でも、いざやられたときに私たち刺す側はこんな、でも向こうはこうやられたらこうやったり、両手でこうやったら跳ね除けられるんです。だからさすまたが3本、4本以上じゃないと全然効果がない。だから本数ももちろんですし、訓練も必要だけど、もっと効果的な道具があるんじゃないかということで、この調査をしたところの道具がすごいものでした。

ちょっと説明したら、ケルベロスという名前で、通常のさすまたのU字型の頭に磁石がついていて、これぐらいの大きさのマジックテープ型のベルトがついているんです。ぱんとやったら、上半身にやったらつかむんです。もう上半身はつかまれてしまいます。下半身だったら下半身、足をつかむ。ベルトのマジックテープが強いから、自分で剥げないんです。となったら5分から10分静止できれば、その間に警察が来るので、だからそういう道具もある。あと不動とか弁慶とかというのがあって、ここを説明するとまた長くなるんですけれども、そういう効果のあるシナリオと効果のある道具を使うことが安心安全につながるので、そういうのもぜひ検討してほしいんですけれども、前に教育総務課長とかに資料を渡したんですが、あれからどう検討されたかちょっと答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武功議員の質問にお答えします。

議員のほうから資料のほうを頂いて、実際のメーカーのホームページのほうを確認させて

いただきました。動画のほうもありましたので、動画のほうも確認しております。議員の話では来年こちらに来るような話もありましたので、実際その実物を見て、また今後導入について検討することになるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

もう一つ、答弁の中に役場でもさすまたを置いているという、配置当時に警察と一緒に訓練もしたと言っているんですけれども、いつぐらいにさすまたが配備されて、あれから何年たっているのか。その間に訓練があったのかというのも聞きたいところがあります。ワンフロアに何本なのかというまでお答えできますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

明確な時期は少しお答えできませんが、私がないときですので恐らく6年ぐらい経過しているのではないかと思います。その際に各フロアというか各課に、総務課で行くと1本、住民生活課、税務課だったりというのに配置してございます。導入当初の訓練以降、現在まで実施されたことはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

一緒なんです。学校の配置すべき本数と、役場だったら、ちょっとプロに聞かないと分からないけれども、フロアに1本だと厳しいかと、やっぱり3本以上か。同じく年に1回以上はこの訓練、実演みたいのはやらないと、例えばがたいの大きいのが1人来たら、私たちは所管事務調査でも対応した方が元機動隊員だったので。言葉でも威圧してくるんです、「おい、こら」

みたいな感じで。迫ってくると、平安山議員、びっくりしましたよね。びっくりするんです。それが体格もあると、多分訓練していかないと、ひるんで対応できない。じゃあ対応できないと何が起こるかとなったら、誰かが傷つけられたり、悪かったら死にますよ。だからそこを、同じ話です。効果的な訓練と効果的なシナリオと道具を、これは役場も取り入れるべきだと思っています。村長、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、喜屋武議員がおっしゃるように必要性は大変感じましたので、できるだけ、最低でも年に1回という訓練を目指してやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

それでは次に行きたいんですけれども、島袋小学校の九年堂ロータリーの件で、現場を見て1割弱が削っているということですが、速度の違いによって対応できるという答弁ですが、極端に言えば何キロだったらいいんですか。私からしたら車両によっても、車に乗っている人数でも変わってくる。

私は、実は10月の島小の運動会のときに、まさにこの接合部分で村道と九年堂坂の交通誘導をしたんです。それで気づいたんです。もうやたら削る削る。1割弱じゃなかったと思います。結構な確率で、スピードも結構みんなあつちは徐行です。スピードで行かないので。なぜかというと、人通りが多いから。そこで擦り傷痕も見えるし、高級車も通っています。ライカムの影響なのか分からないけれども、そこがバンパーを削ったりするので。だから今対応策としては、行政側としてはスピードを落とすとか、ちょっと大回りするのも一つのやり方とか、そ

れに向けての立て看板とかというふうなことを考えていると思うんですけれども、さっき言った何キロが妥当なのかというのと、ほかに打開策があるのか、ないのか。予算があると見てですよ、どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

明確に何キロというところは、実際その状況で測ってはいないものですから明らかではないんですけれども、確認した当時の状況から、比較的スピードを出している車の場合に引っかけるといいますか、そういう状況があったというところで、今回徐行の必要があるのではないかと。徐行と言いますと、交通法で言いますと18キロ以下というふうに認識をしておりますが、その程度、できるだけゆっくり出いただければいいのかというふうに思います。

それとほかの対応の仕方というところなんですけれども、もともとここの場所、現地の状況にできる範囲で今の構造で造っているというところがあって、かなり全体的に勾配が九年堂坂方向に向かって上がっていつている形になっていると思いますけれども、これを例えば勾配を緩くするために全体を下げるということは、やり方の一つとして考えられます。ただし、その場合、九年堂坂との調整であったり、その地盤を下げることによって九年堂坂方面からの勾配がさらに下がってくるというところでも、通行帯の幅がその分狭くなるというところもあります。そもそもそれが実際現地測量、設計の結果で本当に取付けができるのかどうかということも、また今の段階ではちょっと明確ではございません。そういった辺りで、今とりあえず取れる対策として徐行を促すということと、あと特に植栽ます、花壇がありますけれども、その沿った内側のカーブ、そこが一番厳しいのかとい

うふうに思っておりまして、その辺りで例えばカラーコーンとか、何か物理的なもので、少し大回りをしてもらうというような対策というところで様子を見させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。

私も見て、例えば道路使用者側の目線になったときに新しい車を買ったとか、あそこを通過して削ったとなったら、やっぱり何か……という考えがあるんです。これは行政が悪いだろうとか、一つの例として過去に、沖縄アリーナの隣に沖縄市の武道館があるんです。そこから北谷町の国体道路に向かう道路の接合部分が結構勾配があって、私も実際使用したこともあるんですけども、結構な確率でかかるんです。ある方が沖縄市に改善要求を出しても動かなかったから裁判になった。沖縄市は負けましたよ。だからそれと似たような感じにならないかという懸念があって、まさにこの質問は皆さんに対しての転ばぬ先の杖。なぜかという、私も専門じゃないから分からないけれども、道路構造令上、勾配が2%から12%で施工するんですか、分からないけれども、ちょっとインターネット見たら。九年堂坂は明らかに勾配が強いじゃないですか。だからそもそも道路がかかるものになっている。

じゃあほかの対策はないですかという、そこもまたいろんな人に聞いたら、バーチカル工法というのがあって、溝の部分を直線的な溝ではなくて、曲線でやる方法もあるのではないかな。ただしかし、溝が深いと両サイドの起点、終点を長く取らないといけないから、予算的にも厳しいかということは言っていました。

ただ、今現状、実際傷ついているので、運動

会の後、総務課長に見せました。「こっちはカンパチがついているよ」と言って。だからこれは何かあったら指摘されたり、弁償してくれとグレードアップしていったって、訴え方が強くなるとちょっと厳しいかというのがあるので、そこは今建設課長が言ったカラーコーンを置くなり、注意を促すことも含めて抜本的な解決も予算上、見合うのであれば今後必要かと思うんですけども、最後に一言お願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず先にそのバーチカルの擦り付けというところを少し、ほかの議員さんにも理解していただければと思いますけれども、まず通常その道路の勾配と言うと片方の勾配、一定の勾配で大体計画します。これに対して、このままだと角が出るというところでこういうふうな、見えですか。緩いカーブで自然になじむような勾配をつけると、これがバーチカルとなります。

ただ、今回の場所で行きますと折れ手の部分、これが村道直線部分になると、これを擦り付けるためには内側、要は九年堂坂側をこういうふうにして緩くしていくという必要が出てきます。そうすると、これを取るだけの幅があるのかとか、いろんな調整が現地で必要になってくるということで、かなり大がかりになる可能性があるというところで、実際本当に現地でこういう構造が取れるのかどうかということも今懸念があって、すぐに対策できるというところはちょっと思いつかないところではあるんですけども、何らかの形で、先ほどの一時的な対応も含めて対策を取っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

次に学力低下の問題と対策についてなんですが、答弁上ではいろんな表現の中で言葉が羅列されてはいるけれども、例えば全国学力・学習状況調査において、過去に北中城村が国・県平均を上回った事例はあるんですか。それをお願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

国語においては、令和3年、国の平均を2.3ポイント上回っております。また、令和5年は0.8ポイント上回っております。令和6年では0.3%上回っております。小学校算数においては、令和3年は0.8ポイント上回っております。中学校においては、令和3年から全国平均を上回るという状況はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。

去る9月議会で、あまりにも国・県平均よりも下回っている状況があるから、下がっている理由が何なのかとか、どう改善できるかというのが私は素人なので分からない。ただ、今答弁でも傾向を分析して改善すると言っています。どう改善するかという細かなところは質問しないんですけれども、ただ答弁の中で気になるところが、学力向上をどう家庭と学校と地域が連携して、計画的に学習が進められるようにということをおっしゃっていますね。そこで地域をどう絡めるのか。これはちむあぐみのことを言っているのか。これは何のことですか。学力向上と家庭は分かります。学校も分かります。地域はどういうふうな役割があるのか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学校運営協議会がございまして、そこで地域の方の御意見もいただき、あるいは保護者の意見もいただきながら、学校運営に参画するような、そういうところで取り組んでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

学校運営協議会に地域の人が入ってきて、学力向上に対してのアドバイスなり、そういうものをするということですか。ただ関わることで、いろんな取組に対して協力させるのは分かります。私が言っているのは学力向上です。

去る9月の答弁では教育長のほうが、小学校においては国語で国平均を2.8ポイント、算数においては9.5ポイント、理科については4.1ポイント下がっていますという答弁だった。中学校においては、国語で国平均5.3ポイント、数学では12.3ポイント、理科については44スコア下回っていますと言っている。明らかに下がっているんです。ただ、教科は好きだよというのが県平均よりも上だからという答弁ではあったけれども、もちろん好きじゃないとというのは分かるんですが、でもその前に学力をどう上げるかという取組、先ほどの質問ですけれども、学校運営協議会でどう向上につなげた取組になっているのか、言えますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

県の施策を受けながら、本村においても自立した学習者育成プロジェクトに基づいております。4つの取組である個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習基盤としてのICTの活用、指導と評価の一体化の実現、自学自

習力を育む取組の充実を推進し、先生方の指導の工夫のみならず、子供たちの学びの姿そのものに着目し、そしてPDCAを回しながら授業改善を推進しております。この取組は、主体性を持って多様な人々と協働する態度を育むことにつながり、児童生徒はより深く物事を理解し、問題を解決する能力を高め、社会で自立して生きていく力を身につけること、そしてそれがまた学力向上につながるものと捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

具体的にちょっと質問を入れたいんですけれども、もういいです。例えば9月決算の予算委員会でも教育総務課長のほうから、PDCAサイクルに基づいて課題を見つけてアップデートするみたいな話もあったんですが、それが結果として今どうなのかというのがあるので、だからそこは北中城の教育政策の具体的な個性が生きてきたら、必ず私は上がると思うのです。

前例で言ったら、この間も言いました、今興南の校長をされている諸見里明さん、彼が2013年から2016年に県の教育長だったんです。そのときに独自の取組をして、2014年と2015年が学力調査で上位になったんです。いつも万年47位です。何をやったかと言ったら、学力向上推進室をつくった。教員の意識改革、言わば沖縄の子供は怠惰じゃないよ、やればできるんだよという意識改革をしたと言うのです。簡単に言えばですよ。もう一つは、一般的に言われている貧困の連鎖があるので、そこへのアクセス。支援が必要な方々への教育支援的なものをしたことが効果を出しているんです。それが万年47位だったのが、最下位だったのが上位、多分7番か6番だったと思うんですけれども、だから状況を分析してやっていけば必ず上げてくると思うので、そこを私は北中城も独自の教育アップ

プランみたいなものを作るべきじゃないかと思うんですが、これは村長にぜひ発信してほしいのです。どんなですか。今までのような授業を工夫して、先生たちに改善してもらってということが本当に効果を出しているのかとなったら、数字上。でも確かにこれまで国平均とか県平均より上がったという事例も分かりはするんですけども、より確実に、よく先輩たちは言うじゃないですか、教育立村と。絶対教育立村に今なっていないです。だからそこを復活させるんです。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も村民からそういう御指摘を受けましたが、学力については御指摘を受けております。確かに我々も教育立村ということを何度も何度も申し上げていたところなので、今さらそれを教育立村ではないとはいいづらいので、これは教育委員会と一緒にあって、教育委員会だけではなくて、地域の環境を変えとか、意識を変えとかというものについては、また行政にも責めがあると思われまので、教育委員会と一般行政、村長部局の行政と協力し合って、学力向上に努めることができればいいと思います。そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ちょっと私が調べ上げた情報ですけれども、東洋経済オンラインという、ネットでいろんなニュースとか記事を配信するところですが、今年の11月の記事では、複数の塾にアンケート調査をして、今の現場はどうなっていますかというのを調査したら、四則計算、足し算、割り算、掛け算が著しくできない中学生が多くなっている。語彙力も少ない。とても今、塾経営として厳しくなっているという意見があると言うので

す。これはなぜかとなったときに、ある専門家は、2020年から学習指導要領が変わって、これまでの教育方針を探究型とかグループ学習型に変えた、そのメリット・デメリットは聞きたいんですけども、それがあつて基本的な学問に必要な基礎的な知識であるとか、そこがもう欠如してきた、それが背景にあるんじゃないかと言っているんです。

また、これも今年の10月26日、日本経済新聞の記事ですけれども、有名なベネッセ教育総合研究所と東大の社会科学研究所が共同で1万2,000組の保護者・子供たちの組みになっているところに調査したら、実は小・中・高校生の半分以上が読書をしていないと言っているんです。もうゼロ分。ちょっと細かく言えば、小学校1年から小学校3年が読書しないゼロ分の割合が33.6%、小4から小6が47.7%、中学生においては59.8%、高校生になったら69.8%、約7割が読書しないと言っているんです。もう言わずとも分かると思うんですけども、読書をすることで論理的思考力であるとか、読解力とか、語彙力とか、集中力とか、いろんなものが養われてくる。この調査では、読書をしていないのと比例してスマホに行っている。一般的に今研究成果が出ているのは、デジタルから入ってきた情報はすぐ忘れるそうです。それでヨーロッパで今崩壊しているの、それを今日本がやろうとしているところがあるから、抜本的に今文科省が推奨している教育方針というのは間違っているんです。

だから私がまとめたら、なかなか難しいと思うけれども、北中城において、まず脱タブレット教育。頑張らせる意識、今の保護者は頑張らないでいいよとか、無理しないでいいよ、勉強もしないでいいよという親が増えているそうです。だから高市さんが総理になったときに、「働いて働いて働いて」と言ったじゃないですか。それに過剰反応したじゃないですか。頑張

らせないといけないんですよ、子供も大人も。そういう風潮になっている。

さっき言った3番目に、探究学習とかグループ学習から、これまでのような基礎学力を定着させるような指導方法と反復学習に戻す、増やす。読書時間を増やすという、私も素人だから分からないけれども、そういうふうな方針でやらないと、多分本当の北中城の教育立村は戻せないんじゃないかと。でもそういう子供たちをしっかりと育てて能力を高めることで、村に還元するんです。議員として来るかもしれないし、職員として来るかもしれないし、能力のない人があまた出てきたら、アメリカみたいになりますよ。大変ですよ、アメリカ。それについてどんなですか、村長。教育長も。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほど教育総務課からの回答がありました、PDCAでそれを検証すると。検証した結果を受けて、どういった対処があるのか一緒になって考えます。今現在の教育が間違っているとか、そういったことは私には分かりませんが、ただ、しっかりと教育委員会と話し合つて、北中城村の子供たちの学力向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武功議員の御質問にお答えいたします。

いろんな3点ほど大きな提案でしょうか、意見がございましたが、今現在、国、それから県、本村が挙げている学力向上、特に学習においてですけれども、まずは前回もお話したかもしれませんが、自立した学習者の育成というのが今年度から県の学力向上のプロジェクトの大きな柱となっています。自立した学習者ということで、やはりこれから困難な時代を今の子供た

ちが迎えるであろうということが予測されています。今までのように受け身的な学習ではなくて、自分たちで課題を見つけて、今何をすべきなのか、そういう部分のところをしっかりと自分の力を発揮できる力を身につけさせたいということで、自立した学習者、つまりずっと学校以外のところでも学び続ける子供たち、生涯にわたって学び続ける、そして実際に実社会に出たときに、困難にぶつかったときにまた自ら考えて、もう一つは自らということと合わせて協働という言葉がよく出てきます。つまり自分自身で考えて、自分が解に導くのに困難であれば、やはりお友達であったりみんなと、他と協働しながら進めていく、そういう社会ということで考えています。

先ほど家庭教育、それから地域の教育力を一緒にやっていきたいと。今の学力の低下の要因については非常に複雑で、なかなか学校教育だけでは解決できない部分があります。じゃあ家庭では何かできますかということがありました。先ほどあったように家庭で読書をするとか、読書の日というのが県のほうも毎月1回ちゃんと実施していますが、私たちもそれが確実に各家庭で実施されているかという調査をしたことはございませんが、そういう形で家庭でそういう読書の時間、それからもう一つは、やはり家庭で学ぶ時間をしっかりと確保してほしいというお願いをしているところです。全国学調の調査からも特に週末、土日に全く勉強しないという子供が本県のほうは非常に多くて、全国と比較すると、全国的にもそういう状況にはあるんですが、全国の場合は小学生よりも中学生になると、その後、次の高校受験であるとか、大学であるとか、そういうことがあるんでしょう。中学生のほうは学習力が上がるようなんですが、本村の場合は、逆に小学生よりも中学生は全然勉強しないと。土日は50%以上が全く学習していませんという調査が出ているもの

ですから、やはりこれは家庭との協力もしっかりやらないといけない。

今デジタルのお話もありましたけれども、やはり今私たちは逆に1人1台端末を持っていますので、その端末を活用したいろんな学習の状況の提供であったりとか、つまり家庭学習も紙だけではなく、そういうデジタルで自分の進路に応じて、個別最適な方法を見つけてやるというような形で進めています。

地域においてはということで先ほどありましたけれども、学力向上推進協議会には学校教育部会、それから家庭・地域教育部会という2本の柱がありますので、最近非常に気になっているのは、この家庭・地域教育部会のところが少し私たちも支援が足りないということは感じています。ちむあぐみ塾しかり、それから家庭・地域でのそういういろんな懇談会であったり、子ども会であったりとか、そういう行事に多くの子供たちが参加するようにということを学校側ももっと積極的に子供たちに対応していきたいと思っています。

それから地域においては、今現在、実際に学校のほうにボランティアとして入っている地域の皆さん方もいらっしゃいます。それが学習面であったり、生活面であったりとか、そういう一つ一つの地域の皆さんの支援が子供たちのそういう成長につながって、最終的には学力も上がっていくというふうになることを目指して、日々努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

やっぱり状況分析、学力調査だけでなく生活スタイルがどうなっているかという、今、土日になかなか中学生が勉強しないというのは、まさにスマホの影響じゃないかと思っているんです。あれは中毒を起こすんです。見て楽しむ

というよりも、逃れられないんですよ、中毒性があるから。そうやって脳にも影響してきて、大切な脳の成長も阻害するというのが今いろんなところの研究成果が出てきている。比例しています。読書だけじゃなくて、スマホを見る時間が多い子ほど学力が落ちる、成績が伸びない、この連鎖、挙げたら切りがないぐらいです。

だからニュージーランドかオーストラリアが先月ぐらいに16歳未満のスマホ禁止みたいな、国でもって。だからそれぐらい向こうのヨーロッパは、日本よりも先にこれを進めたものだから、今大問題になっているんです。それを日本はやろうとしている。でも気づいたんだったら、北中城はやらないでくださいという話なんです。

さっき言った学校・家庭・地域で連携するのであれば、スマホをいかにさせないか、タブレットを見せないか。私も家庭でやっています。だからそういうこともあるので、そこまで踏み込んだ形のものをぜひお願いしたいと思っています。どんなですか、こんなのができるか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

今、喜屋武議員のお話は、私は学校現場におけるICT教育の展開ではなく、やはり家庭でのスマホの活用することに時間が取られてということでの御質問かと思っています。ですからICT教育を否定するものではなく、スマホの以前に携帯電話というものが世の中に出たときに、やはり小・中学生の携帯電話の持ち方であるとか、活用の仕方というのも非常に話題になり、以前は家庭・地域部会でも地域の人たち、保護者も含めての問題というのでしょうか、共通認識をされた時代もありました。まさにそれが携帯の普通の電話のそういうものから、今スマホということになっているのかと思っています。スマホもICT機器の一つだと思いますけれど

も、一括りではなくて、教育的に活用する部分はしっかり活用して、弊害と言ったらあれですが、マイナスの面はやはりなくす方向で保護者とも連携できたらと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

比嘉太郎さんのことを聞きたいんですけれども、村長、そもそもこの太郎劇の話が出たのは、いつぐらいから話が出たのか。なぜかという、冒頭言ったようにとてもいい、感動的な内容でした。だけど短期間で、この劇をするということに無理があったんじゃないか。ハワイの移民125周年というのは、125周年が今年というのは分かっているんです。でも1年ぐらい前から取り組んでいけば、資金造成的なものも含めて無理なくできたんじゃないか。でも成功しているから、別にみんながオーケーだったら無理も何もないよと言われたらそれまでかもしれないけれども、ただ、私が本当に今日聞いたかったのは、予算がトータルでこれぐらいかかって、内訳的なことを聞いたかったけれども、まだ整理されていないからということでもあるので、これは追々ということではあるんですが、いつぐらいから出た話なのか。それと大盛況だったから、この2日間でトータルどれぐらいの人が来しましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まずこの事業をやろうと思ったのは、これは80周年記念としてやると位置づけて考えてはいたんですけれども、当初の予算であまりにも緊縮しなくちゃいけないような状況が出たものですから、じゃあこれは補正で対応可能かどうかということを考えましたら、可能であると判断いたしまして、そして6月の定例議会のほうで

それを補正として議決していただきました。それからというものは、6月30日に結成総会を開きまして、それから確かに突貫工事でこれは慌ただしい日程だったと思います。役員を決めるのも、あるいは出演者を決めるのも、あるいは稽古場を確保するのも大変なものがございました。おっしゃるようにタイムスケジュールとしては大変厳しいものがありましたので、次回それをやるのでしたら前年度から準備したほうが適切かと思っておりますので、ただ、これによって出演者の皆さん、あるいは指導する皆さん、あるいはまた事務局のほうに大変御迷惑をかけたと思っております。

チケットとしては、チケット代は67万7,000円でしたので、基本的には677枚ですけれども、実質入ってきたのは2日で750名という観客が入ったということです。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。じゃあ当初は80周年に合わせていたけれども、予算の関係上ちょっと前倒して短い期間で取り組んだというのは分かりました。

さっきからとてもよかったという話をしているんですが、今後は未定。でもこんなに人材育成も図られて、感動も与えて、何百万円もかけて、でもこれ一回で終わらすのはもったいないと思うんですけれども、それを今後続けるのか続けられないのかという、そういう話合いみたいな、今後どう考えているんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

事務局会議のほうでこれを話し合ったら、今後しばらくはないでしょうという、そういう感覚でございました。ある意味で疲労困憊というんですか、あるいは燃え尽き症候群というんで

しょうか、そこまではいかないと思うんですけれども、大変みんな一生懸命やったので、これを再度するかということになると、また皆さん大変考えてしまって、一概にすぐ来年もやりませぬ、再度やりませぬということは申し上げられませんが、ただこれはDVDを我々としたら100枚ぐらい準備してこれを販売するか、それを使ってまた比嘉太郎さんの顕彰の啓発に使えるんじゃないかと思っておりますので、今100枚ぐらいの予算等は確保できると思っておりますので、予算と言っても我々の一般会計の予算ではなくて、比嘉太郎会の予算のほうで計上できるんじゃないかと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

あと5秒しかないんですけれども、新たな魅力が発見できたと思っているので頑張ってください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を続けます。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

午前に続きまして、一般質問を行います。

質問外ではありますけれども、昨日夜中に東北地方で震度6強の地震が発生しております。津波警報やら、テレビは全てのチャンネルでその放送でした。そういう思いの中で東日本大震災から14年、そして能登半島地震から2年がたちます。そして大阪、阪神・淡路大震災から30年余りです。阪神・淡路大震災で瓦礫の下から救助された皆さんの80%は隣近所なんです。警察、消防、それから自衛隊が救助した中でも

80%は隣近所、遠い親戚よりも近くの他人、向こう三軒両隣、この訓練をしなければならないだろうというふうに思っております。早速本村も年明け早々リュックサック、今年いっぱいにも避難訓練を実施すべきだろうというふうに、昨日はそういう思いで痛感しながらテレビを見ておりました。改めてその思いを村行政のほうにお伝えしたいというふうに思っておりましたので、よろしくお願いいたします。

さて、一般質問を行います。4点ほどになりますけれども、1. 要人の来客時対応の意義について。

出会いを大切にその気持ちが接遇力。

役場には、いろいろな方が訪ねてきます。その方々が最初に頼りにするのは、受け付けた職員です。受付は役場の顔であります。真っ先に接する人の対応が役場全体の印象につながることを常に意識する必要があります。役場の顔として、満足の得られるような対応であります。

北中城村行政要人の来客時対応について。

①行政要人の来客対応の意義は、地域課題や魅力を直接発信し、理解と支援を得る絶好の機会であります。村が抱える地域独自の課題を直接伝え、理解や支援、政策への反映を求める貴重な機会である。豊かな自然環境や独自の取組といった村の魅力をアピールする場でもあります。村長の見解を伺います。

②関係構築・連携強化による円滑な行政運営は国や他自治体の要人、各種関係機関と日頃から良好な関係を構築しておくことは、災害時などの危機管理対応や様々な事業連携を円満に進める上で不可欠であります。丁寧な接遇は信頼関係の礎となる。村長の見解を伺います。

③情報収集と政策への反映であります。要人や、その関係者との交流を通じて他地域の最新の政策動向、先進事例などの情報を得ることができる。これは中城村・北中城村共同のまちづくりや地域活性化策を検討する上で重要な参考

情報となる。村長の見解を伺います。

④対外的な信頼とイメージ向上の取組であります。政府要人と適切なおもてなし、ウトウイムチで円満に対応することは、自治体の組織としての能力や成熟度を示すことにつながり、これにより対外的な信頼感が高まり、魅力的な自治体を目指すといった自治体のブランドイメージ向上の貢献につながる。村長の見解を伺います。

⑤要人対応という非日常的な業務は、職員一人一人に接遇マナーやコミュニケーション能力の向上につながる。適切な言葉遣いや立ち振る舞い、事前の準備を通じて重要な村民サービスを提供するという意識を再確認する絶好の機会であります。このような政府要人の来客時対応は、単なる礼儀的なものではなく、北中城村の持続的な発展と地域住民の利益の誘導に資する、多面的な戦略的意義を持つ重要な公務である。村長の見解を伺います。

次に、2. 青年エイサー前週祭役場対応について。

(1) 沖縄防衛局長のお迎え対応について。

①事前の連絡調整について。同行者人数の確認はされたか。滞在時間の確認はされましたか。会場での挨拶の有無について確認されたか。警備上の安全配慮について。役場課長職の参加者人数について。

②実行委員会内での情報共有について。会場案内、役割分担について。

③会場での出迎え対応について。会場の入り口や指定された集合場所で直接出迎えたか。詳細な式次第の配布について。

④見送り。退席する際も、実行委員長や担当者が最後まで丁寧に見送りされたか。訪問への感謝を再度伝えたか。後日、沖縄防衛局にお礼の対応について。沖縄防衛局は地元の自治体や住民との関係構築・協力維持を重要な業務としているため、丁寧な友好的迎え方が大切であり

ます。次に行きます。

3. 国道330号屋根付きライカムバス停（下り線）設置について。

ライカムバス停の利用者は、イオンモール沖縄ライカムへの買い物客や沖縄県内の他の地域から来る人、また那覇空港からライカムへ移動する観光客など、多岐にわたっている。

①イオンモール沖縄ライカムへのアクセスとして、ライカムバス停は、沖縄県最大のショッピングセンターであるイオンモール沖縄ライカムへの主要なアクセスポイントである。買い物やレジャー目的でライカムを訪ねる人々が利用している。状況について村長の見解を伺います。

②学校や病院周辺の交通弱者の方が利用することの多いバス停について、雨風が防げて安心・安全にバスが利用できるように、バス停に上屋やベンチ等の設置を進める必要がある。村長の見解を伺います。

③現在の状況は、ライカム周辺はイオンモール沖縄ライカムの開業により交通量が増加し、バス利用者も多いエリアである。この地域で公共交通の利便性向上とバス利用者のバス待ち環境改善を早急に取り組む必要がある。村長の見解を伺います。

4. 世界遺産中城城跡の観光資源有効活用について。

文化財は保護するのではなく、活用して保全する時代であります。

①中城村・北中城村の観光は滞在時間が短いため、消費額も期待できない。中城城跡の入込客数が増加しても、地域経済の活性化に結びつきにくい課題がある。消費したくなる商品の開発販売である。一次産業、二次産業、三次産業の6次産業化で、地域資源を活用した新たな物産販売施設の建設で付加価値を生み出し、地産地消推進戦略で利益の誘導を図る必要がある。村長の見解を伺います。

②中城城跡は対戦の戦禍による被害は少なく、

グスク群の中でも最も原型を留めている。戦後は県下初の公園として動物園や遊園地等が設置され、県民の憩いの場として利用された。1972年5月15日、日本復帰に伴い国指定史跡となり、2000年12月2日に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された。2006年4月6日には、日本城郭協会より「日本100名城」にも選ばれた。世界遺産の存在を地域経済の活性化につなげていくことが求められている。中城城跡だけ観光して帰る「点」型観光から、両村のもつ歴史的風致を散策・回遊する「まちあるき観光」への転換を目指す必要がある。2025年は中城城跡世界遺産登録から25周年を迎えているのであります。世界遺産の魅力を広く発信する必要がある。村長の見解を伺います。

③中城村・北中城村共同のまちづくりで、台グスクから国道329号を結ぶロープウェイ、一人乗りリフトで、中城湾を囲むようにして勝連半島から津堅島、久高島などの島が並ぶ紺碧の海、青い空、緑の山を眺めながら絶景広がる空中散歩で観光客の誘致である。公的機関の技術指導を受けて、中城城跡も含めて県内外の民間企業の資金、創意工夫、技術的能力及び経営能力を活用して、施設管理運営にPFI方式の導入を検討する必要がある。村長の見解を伺います。

④中城城共同管理組合設立1994年10月から30年余りが経過している。管理体制の見直しである。民間企業と一体となって中城城跡の世界遺産の価値を保全しつつ、文化、観光の振興を通して周辺整備事業に取り組む必要がある。村長の見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたし

ます。

まず1番目の要人の来客時対応の意義についてでございます。①から⑤までございまして、①から⑤について、まとめてお答えしたいと思います。

行政要人等との対応は、単なる礼節を超え、村の将来に影響を与える戦略的な機会でもあると認識しております。村の魅力や現状、将来ビジョンを伝え、地域課題とその解決策を説明することで、国の施策と村の現状を結びつける橋渡し役となっただけの可能性も考えられます。

同時に面会対応が情報交換の場となります。情報交換は一方の伝達ではなく、双方向の対話となり、国からの制度、財政支援、新規事業の機会と、村の課題、現場の知見、実践上の工夫を互いに共有することで、村の施策の実効性を高められると考えます。

次に、村と行政要人との信頼関係の構築ですが、信頼は一過性の交流では生まれません。日頃の丁寧な対応、約束の徹底した遵守などを通して信頼が構築でき、前述した事象につながるものと考えます。

最後に、要人対応を通じて職員の接遇や資質の向上が図れるものと考えます。要人との対話は、職員の表現力、説明力、臨機応変な対応力を磨く絶好の機会となります。要人との対話を経験の場として捉え、職員一人一人が村民の幸福を実現する行政サービスの担い手として成長する重要な公務だと考えます。

大きな2番目の青年エイサー前週祭役場対応についてでございます。

まず①につきまして、事前の連絡調整ということですので、同行人数の確認は行いました。

滞在時間については確認を行っていません。

挨拶の有無については確認を行いました。

警備上の安全配慮は、専用駐車スペースや帰路ルートの確保など最大限の配慮を行いました。

役場課長職の参加については、来賓案内を行っていないため連合会では把握していません。

②実行委員会内での情報共有についてでございます。

まつり実行委員会とは全く切り離された青年連合会単独の事業として行ったため、情報共有は行っていません。

③会場での出迎え対応についてでございます。

出迎えは、来賓駐車スペースから連合会副会長が御案内しました。

式次第は、防衛局担当を通して事前に配布しましたので、当日の配布はしていません。

④見送りについて。

退席時の見送りは行っていませんが、帰路を確保し、優先して会場を出られるよう対応しました。連合会会長から感謝を伝えました。

後日、連合会事務局から防衛局担当へお礼のメッセージを送付しました。

大きな3番目の国道330号屋根付きライカムバス停（下り線）設置についてでございます。

ライカムバス停の利用者は、イオンモール沖縄ライカムへの買い物客、沖縄県内の他の地域から来る、また那覇空港からライカムへ移動する観光客など、多岐にわたっている。①、②、③の御質問に対しては、まとめて回答したいと思います。

議員の御指摘のとおりライカムバス停は、県内、県外、海外と多くの方々が利用しています。令和元年、利用者のバス待ち環境の改善のため、比嘉西原（那覇向け）バス停へハイグレードバス停を設置しており、下りのバス停も同様にハイグレードバス停の必要性を実感しています。また、バス停に上屋やベンチ等の設置についても、交通弱者のみならず、利用者のことを考えますと必要だと考えており、今年度の初め頃に道路管理者である南部国道事務所長との面談の際にお話をしております。

大きな4番目の世界遺産中城城跡の観光資源

有効活用についてでございます。

文化財は保護するのではなく活用して保全する時代ということで①の回答といたしまして、第一次産業（農林水産物の生産）、第二次産業（生産物の加工）、第三次産業（生産物・加工品の流通販売）の拡大に取り組むことは大変重要であると考えております。しかし、現段階では地域資源の生産体制自体が零細であり、新たな物産販売施設の建設を行ったとしても、並べる商品がないとなると本末転倒となり、維持存続が大変困難になるのではないかと考えております。付加価値があり、他の地域の商品とも競争できる力や生産力を持つために、生産者や加工販売を担う企業の方々と今後の取組について改めて協議してまいりたいと考えております。

②の回答といたしまして、世界遺産中城城跡の魅力発信と併せて、地域の観光資源を活用した観光まちづくりの推進は重要であると考えております。

③の回答といたしまして、この件につきましては令和6年12月定例議会の一般質問でもお答えしておりますが、世界遺産である中城城跡周辺における景観との調和、観光施設としての有用性及び採算性など多くの課題があります。そのため実現は厳しいと考えております。

④の回答といたしまして、中城城跡の周辺整備につきましては、沖縄県、中城村との連携と併せて本村の歴史・文化、自然景観などの地域資源を守りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは再質問をさせていただきます。

まず要人の来客時対応です。なぜこれを取り上げましたかと言いますと、今年の8月25日、熱田のお宮の御嶽、自治会から本村教育委員会を通して沖縄県のほうに文化遺産の申請をして、

それで沖縄県の文化担当者は、許可をしていただきました。何回も何回も自治会公民館でお話し合いをしております。これを造り上げた資料とか、一生懸命お宮の屋根裏等の写真を撮ったり、それから図面を引いたりして、調べてきたのが萩道にお住まいの後藤道雄さんという方、木造建築物の設計士でありますけれども、この方が測量をしたりして、位置も出したり、いろんな資料をいっぱい作っている。多分教育委員会にはその資料があると思いますが、そういう思いの中でやっと沖縄県も、これはすばらしいということで文部科学省の文化庁のほうに申請をしまして、文化庁のほうから調査に行きますという連絡を受けまして、それで実際8月25日に2人の文化庁の方が調査に参りました。そのときにですよ、そのときには熱田の公民館のクーラーも故障しておりまして効かない。何でという話をしていました。そしたら「甲子園で沖尚が優勝して、公民館にたくさん集まって応援していましたら、熱気でクーラーも故障してしまいましたよ」という話をしている。暑いですよ。扇風機を回していますけれども、「ああ、そうですか」ということでした。

そういう思いで、あの京都から文化庁のお偉い方が2人もいらして、午後2時から4時頃まで調査をしている。対応したのは生涯学習課の課長、係長です。これでいいのかという思いで関連して質問をしています。私は、こういふときには村長、副村長、教育長も日程を調整して立ち会うべきである。そして、どうしても調整できない時間帯があれば名刺交換もして、それからいとまをいただく、そういう対応をするべきだろうと、村長、思っているわけです。どうして誰も来ないんですか。生涯学習課長に任せきり。あれ以来、現場は見ましたか。多分現場も来ていないと思いますよ。国の有形文化財に指定するか、しないかという大事な立会いなんです。村の財産にもなるんです。そういうとき

に三役の誰もいらしてくれないというのは、相手もとても「ヌーガ村長クーンガ」という気持ちになってしまうのです。これじゃあまずいですよ。三役は1人ぐらいは最後までお付き合いして、時間があるわけです。4時には後藤さんが、それから県からいらした大城さんも一緒になって、中村家住宅に案内しているんです。それもいいですけども、私は役場に案内しろと言いたいわけです。それで北中城の状況も説明しながら、北中城村はこういうところですかと納得して帰っていただく。我々はお願ひしているんです。国の有形文化財に指定してくださいという状況なのに、いらしてくれない。これはやっぱりさっき言ったおもてなし、大いに反省すべきだと思います。それを指摘しておきます。改めて村長、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては私のところにそういった情報が、従前からその調査についての話はありませんでしたが、具体的な日程等についての調整はございませんでしたので、気づかなかったというのが事実でございます。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

大城律也議員の御質問に村長の補足としましてお答えします。

当日8月25日に文化庁からいらっしゃるのが事務方の方々と、特に行政的な対応でいいということだったので、私たち生涯学習課の職員で対応したところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

言わば国の官僚ですよ、その方たちに我々は

お願ひするんです。熱田の御嶽、80年以上たった先輩方が造った御嶽、戦争にも残ったそういう建物で、50年以上たたないと認定にも何にも入れないんです。しかし、そういう状況で残った建物なんです。改めてもう一回確認していただきたい。我々行政もです。文化庁は大変です。認定の担当者ですから調査をしたり、全国ですから。これを2日間も沖縄に来て、熱田御嶽の調査をしています。今、期待しているんです。この原簿に登録されるように期待をしている。まだ返事はないようですが、そういう思いです。コミュニケーション不足じゃないですか。今度から遺跡の調査に来るときは、真っ先にお迎えすべきです。公民館の前に待っていて、それもない。向こうは北中城村だけじゃないです。全国津々浦々走り回って、本土の人たちの対応の仕方というのは違う。

小さな村の我々議員がいろんなところに視察に行って、駐車場まで迎えているんです。こっちがびっくりするぐらいです。特に葛巻町、葛巻町に行ったときには、小雪が舞う中、夕方4時、我々が飛行場から着くまで待っているんです。役場の玄関前で。あの気持ちというものを大事にしなければならないだろうと。町長以下、副町長、教育長、それから議会議長とか、いろいろな職員が四、五十名、玄関で並んで待っているんです。そういう思いが非常に感動するわけです。所管事務調査で行っても、北中城村ってマーンカイアイガヤーと、分からないですよ、多分。それでも駐車場までたくさんの会社の方、それから地域の商工会の皆さんがお迎えするんです。そういうものを我々は見習わないと、今後の村政運営に大きくプラスになるのは、そういう出迎え方です。

ですから、文化庁の方が調査にわざわざいらしているのに、駐車場に誰も迎えにいない。これじゃあまずいんじゃないかと思うから質問に取り上げているわけです。ぜひその辺も含めて、

しっかりと今後対応していただければというふうに思っております。教育長、何かその辺について、同じ教育委員会ですから情報を共有したいと思っております。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

接遇に関しては、やはり人と人とのコミュニケーション、そして信頼関係をつくる意味では非常に大事なことだと考えております。次回、担当の事務局とも相談をしながら、適宜対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

私もつつい熱気が入っておりますけれども、ぜひお迎え、それから送りまで全力投球しないといけません。これは改めてお願いをしたいというふうに思っております。次に行きます。

このエイサー前週祭、ロウワー・プラザの広場、盛り上がりました。青年会は一生懸命、私も行きました。しかし、あるところの情報を聞くと、会場にいらしたのは防衛局のほうがかつたよと、そういうお話を聞いております。こっちに駐車場まで迎えましたと、とんでもない。情報がもし間違っていたら私の質問の仕方がまずいですけれども、謝りますが、あれが本当でしたら、こっちにあるものは少しおかしいんじゃないかというふう思うわけです。

防衛局長、防衛局次長、それから企画部長、役職の方々がいっぱいでした。5名。しかし本席に座っている方は局長、次長だけです。どうしてほかの企画部長とかの席がないのかということです。これでいいのかということで私はすぐ、月曜日に総務課長に電話を入れましたけれども、対応がちょっとおかしいんじゃないか

と。そのとき副村長もいらしました。だけど接待の仕方はちょっと心細い。議長が隣に座って長いこと話合いをしたりやっていたけれども、我々は後ろにいましたから、そういうことです。我々も別に案内があつて行ったわけじゃありません。チラシを見て行っているわけですから。しかし、そこに行つたときに挨拶をしたら、防衛施設局長、次長、企画部長、5名の方が立っているんです。名刺交換をしたら、そういうことでした。これもどうなっているのかと。もちろんこれは青年会がやりましたということになっているかも知れませんが、じゃああのロウワー・プラザ会場の借用願いはどちらが出したか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

大城律也議員の御質問にお答えします。

青年エイサーまつり前週祭の申請と、あと防衛局とのやり取りについては、青年連合会の事務局のほうで直接やり取りをしていると聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

じゃあ、この借用とかそういうものについては全然タッチしていませんよと。だけど青年会からそういう通知はありませんでしたか。沖縄防衛局の局長とかを案内していますとかという報告はないですか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

この日、村長は県外出張でしたので、私が代わりに参加して挨拶を述べました。私が、防衛局長が来るということが分かったのが前日、ち

ようど防衛の名刺交換をした偉い方から確認の電話があつて、どこ主催というのと村長は出席する、しないというのがあつて、そのとき初めて防衛局長が来るということが分かったので、その足で生涯学習課に行って青年会の事務局がありましたので、そこで詳しい内容を聞いて、私も前日分かつて、挨拶も防衛局長からあるのも前日分かった次第です。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

国の役人ですよ。ああいう大事な方々は、これからお世話になるんです。沖縄防衛局、そして今防衛庁副大臣は我々選挙区2区の方ですから、いろいろとお世話になるんです。防衛局含めて、いろんなインター問題、県道役場前の拡幅の工事もいっぱいあります。それからカキの養殖場も支援をするとか、いろいろな話が出ておりますので、そういうお願いをするのがいっぱいあるんです。そのときの対応なんです。エイサーを観覧しながら、こういうお話もする。その概要も説明できるじゃないですか。関心を持ってもらう絶好の機会だったんです。村民に利益を誘導する絶好の場所でもあるし、機会だったんです。それをうまく利用しきれていない。そのときは役場に連絡して、企画振興課長とか、建設課長とか、総務課長とか、全員集合させるべきです。そして、その現場で情報を聞いたときは、防衛局のほうがかつたですよと、うちの役場の職員が来る前に。駐車場で迎えとかという話をしていますけれども、これが間違っていましたら私はこれを削除しますが、そういう情報もありましたので連絡しております。

今後は青年会の主催ですが、基地を使って実際対応できる予算も必要としている要請もできるような、この組織の案内であれば率先して出迎えとか送りとか、もうカチャーシーが始まっ

ていましたから、あの皆さんはカチャーシーに参加していました。けど勝手に帰っていました。これはやっぱり原則としては迎える、送る。そして翌日はどんな対応をされたか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

お答えします。

翌日は、特に行政では対応していません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

いらしているのは分かったわけですから、村長も大阪万博で出張というのは私も分かっています。村長はそのとき、大阪万博だったんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（仲本正一）

お答えします。

律也議員、あくまで村の青年会の主催の祭りで、行政はその来賓として私たちは呼ばれています。お礼も含めて青年会がやるべきであつて、行政としても同じ来賓の立場として私もお礼をいただきました。だから行政、私も局長と次長の間に座っていろいろお話をさせていただいて、非常に局長も喜んでいて、最後は一緒にカチャーシーも踊るべきですよということで私は誘導したつもりです。その後は軍用地主会が懇親会ということで、一緒に行かれるということを知っています。私も誘われたんですけども、次

の日も朝から村の陸上に村長の代わりで出ないといけなかったものですから、私はお断りしたという次第です。別に接待とか、お話し合いとかをしてないということではありませんので、情報交換も含めて防衛局とはいろいろやっていますので、誤解がないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

私が言い過ぎた部分がありましたら、取消しも必要だというふうに思っています。ただ、週明けは関係なくても、向こうとしては防衛局まで来て、村長以下が来てお礼もしていれば、わざわざ来てもらってありがとう、その感激の度合いというのが変わってくると思います。向こうの主催だからと言っても村内でやっているわけですから、向こうは詳しくは分かりませんよ、どこが主催しているかと。詳しくはですよ、我々みたいに。できたら翌日でも時間をつくって、村長以下、何人かそろってお礼に行くべきだったんじゃないかということを指摘しておきたいと思います。次に行きます。

国道ライカムバス停です。上り線は立派なバス停です。県内でも有数のバス停だと思っています。そのバス停の反対側を見たら、一般のこの辺のバス停と変わらないものですから、ぜひこれも、ライカムに対するお客さんというのは村に多大な貢献をするわけです。村外の方でも。ライカムのバス停は各地域、それから那覇空港からのアクセス拠点として、買い物客や観光客の移動の支えをする重要な役割をバス停は持っているわけです。それから最適なバス停、利用者の利便性を高める必要がある。下りですね、何で向かいに立派なのがあるのに、反対側はないのか。基地の問題とか、面積はあるかも分かりません。これはしっかり要請して、バックシ

てもらおうとか、それから消費者の役割なんです。単なる買い物客にとどまらず、この施設運営、ライカムの商業施設の運営、北中城村の地域活性化に貢献しているんです。わざわざ北中城村まで来て買い物をする、これはいろんな意味があるんです。「北中城はバス停も上等ヤッサー」ということでぜひ、これは何か面談のときに要請したと、これは多分話し合いだけだろうと思うんです。今後しっかりと文書で正式に設置要請を早急にすべきであると、そういうものを指摘しておきたいというふうに思います。時間がなくなってきたので、次に行きます。これについて何か総務課長、話し合いだけでなく文書でお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

企画のほうで、いろいろ公共交通機関の委員会などに出席する機会があると思います。その中で、今律也議員から提案のあった名護向けというか下りのバス停についても、言う機会があれば企画振興課長のほうでぜひ言ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

中城城跡周辺に新しい物産施設を造るのは厳しいということなんです。2点、3点ほどちょっと紹介しましょうね。

政務調査で、それから所管事務調査含めて県外へ行ってきました。群馬県にある道の駅、2023年に完成して、2025年までに1,000万人の利用者を迎えているんです。1,000万人ですよ。2年間ですけれども、1年間で440万人、2023年度の利用者数となっています。これもPFIなんです。公共工事を行政がやるというのは、もう無理な話。いっぱいありますよ、大きな企

業がPFIでやっている。それから同じく群馬県、川場田園プラザ、ここは人口3,700名、人口が3,700名ですよ。それでも道の駅、観光物や観光名所など、豊富な地域資源へのアクセスポイントとして、道の駅を目的地とする新たなニーズを掘り起こし、人口3,700人の村で利用者数はその道の駅、120万人を迎えているんです。やり方です。そういうもので利用者が年間120万人、販売額、年間10億円、農家が全部ここに持ってくる。それから高齢化率37%、そういう村でも利益を上げているんです。そういう思い、視察をする必要があると思います。ぜひ行かれて、取組の仕方を見直していただければと。

それから公園入り口は重点地区景観なんです。建築物は、これは村で荻道・大城地区、建築物の屋根はできるだけ琉球瓦を乗せてくださいというたっているんです。ぜひ管理事務所もプレハブじゃなくて、ちゃんとした琉球瓦を乗せるような事務所を造ってやるべきです。トイレもしかり、瓦を乗せる。そういうものが大事だろうというふうに思っております。

それからもう一つ、最近行ってきました岐阜県の名鉄観光、名古屋鉄道が運営。これは岐阜市の資産ですけれども、管理運営を名鉄観光がやっている。岐阜城楽市、「岐阜城の通過点」から脱却、これは中城城跡も一緒です。置き換えればいいです。そういう中でゴールデンウィーク期間中にオープンして、1年で12万人が訪れている。すごいじゃありませんか。ですから、その公園は面白いですよ。

もう一つだけ最後に、早速見に行きました。名鉄観光沖縄営業所支店長、それから支店長代理、早速12月4日、我々が視察で意見交換をした後、中城城跡もこういうものがありますという説明、意見交換をしましたら、12月4日、

○議長（名幸利積）

大城律也議員、もう時間です。

○8番（大城律也議員）

じゃあ終わります。そういうことで早速現場視察に来てもらっていますので、そういう民間の力を借りる。それから最後に、我々は、

○議長（名幸利積）

大城律也議員、もう時間です。

○8番（大城律也議員）

中城城跡を何とかしたいということで、中城村の議員と一緒に本島議員連盟を立ち上げることにになりましたので、報告させていただきます。いろんな視点から提言をしていきたいというふうに思っています。よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

申し遅れましたが、山田晴憲議員が午後は休みの届出がなされております。

質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

一般質問を始める前に、文字の訂正をお願いいたします。質問1の④の4行目ですが、この「精算人」の「せい」というのは清いという文字ですので訂正をお願いし、おわびを申し上げます。

それでは通告に従いまして2点、一般質問いたします。

1点目は、ライカム自治会結成と公民館建設についてですが、イオンモール沖縄ライカムが開業し、11年目になりました。これまで私は字ライカム自治会の結成と公民館建設について一般質問を繰り返し質問してまいりましたが、いまだ進んでいる気配は感じられません。

①令和7年のライカム自治会結成に向けての進捗状況を伺います。

②前回の私の一般質問では、当局は自治会発足に向け、字ライカム住民の多様な考え方にどう対応するかも行政の大きな課題で、まず接点をつくりたい。地域の課題を改めて明確にし、

自治会の必要性を問うと答弁していましたが、どのように対処されましたか、現状を問います。

③ライカム地区の多くが他区域からの移住者であり、従来の自治会づくりとは異なるものがあります。なぜならアワセ土地区画整理組合は、自治会づくりに土地を提供し、しかも指定寄附も用意しているからです。行政は、コミュニティ拠点づくりに方向性を決め、少なくとも字ライカム地区の有志を介してスケジュールを示すべきである。答弁を求めます。

④アワセ土地区画整理組合は、解散許可を得て清算事務に着手して5年がたちました。地域振興に係る事業である字ライカム自治会の立ち上げについて進捗が見られず、今日に至っているとしております。もちろん清算人結了に向けて進めるべき時期に来ているとも考えておられます。村当局は、緊急に対応すべきだと思います。どう対処するのか、お考えを伺います。

2点目は、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板設置についてです。これまで私は、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板設置については、一般質問で幾度となく取り上げた課題であります。村当局は、この垂れ幕を常時掲げるわけでもなく、村民には強い意思は感じられません。これまでの答弁では、場所、看板の費用など検討するとの答弁がありました。

①どう検討されましたか、伺います。

②本年度の補正予算に計上されるのか、伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

1番目のライカム自治会結成と公民館建設についてでございます。

①のほうで自治会結成に向けての進捗状況と

いうことです。今月下旬に、ライカム子どもエイサーの代表者の方々と自治会について情報交換を行う予定でございます。

②の回答といたしまして、自治会発足の足がかりとなり得るライカム子どもエイサーを支援するため、伝統芸能基金を活用して、ライカム1号公園に備品を収めるための倉庫を設置する予定でございます。

③と④については併せて回答したいと思います。初めに、自治会発足に向けた支援を行いながら、その中でコミュニティ拠点等の方向性を決定するものと考えています。

2番目の「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板設置についてでございます。

前回の一般質問で、以前の庁舎に設置されていた看板のようにどこからでも、高速道路からでも見える場所に設置を検討してもらいたいとのことでした。役場庁舎及び敷地内で検討した結果、第一庁舎はリース物件のため設置が難しく、設置費用が抑えられる第二庁舎と水道庁舎を隔てる擁壁では、設置位置が高くないため、どこからでも見える状態にはなりません。第二庁舎4階部分の外壁が前述したどこからでも見える場所ですが、改めて設置費用の見積りを徴した結果、約180万円の設置費用がかかり、そのため本年度の補正予算の計上はしておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは再度質問を行います。

ライカム自治会の結成と公民館建設について質問いたします。今月下旬に、ライカム子どもエイサーの代表の方々と自治会について情報交換を行う予定ですが、私が質問しているのは、令和7年のライカム自治会結成に向けての進捗状況を伺っております。具体

的に令和7年度、これまでどういう取組をしましたかとお尋ねしているわけです。何か活動がなければよろしいです。進展があれば答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

具体的に、いついつまでにライカム自治会が発足するというお話は聞いてございません。ただ、ここで中心となり得る方々とは何回かお話をさせていただいて、この方々も目標としているのは自治会設立と明言していますので、その方とどういった手続を取りながら自治会発足ができるかということを今、12月の後半にお話、情報提供をしようかと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

分かりました。よく見えないですね。

とにかく本格的に今月の12月からということでもよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

本格的にというか、具体的にどういった手続を踏んで自治会発足になるんですかという問合せがありましたので、美崎地区の事例を参考にしながら、お話をできればと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

美崎地区の自治会づくりですか、それについてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

美崎地区の自治会の経緯は今持っていないんですけれども、それを確認しながら、まず設立総会、準備会から始まるかは具体的に分かりませんが、恐らく準備会を立ち上げて、そこで規約を設けて設立総会を実施して、その中で初の初代自治会長を定めていくというのが一般的な流れかと思っています。それを説明したいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それを聞きますと、進展しているのかという思いもあります。情報交換はどのような内容を想定しているのか、もし御説明できればお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今説明したように、まず自治会設立までのある程度の流れを説明しながら、じゃあ自治会を設立した後はどういった活動というか、そういった手当があるのか。事務委託契約だったり、自治会育成交付金の額も具体的に今の規模からして試算して、そういったのも情報提供できるのかと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

結成に向けては、何名ぐらいということで想定をしているんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

具体的に何名というのは聞いていないんですが、この子どもエイサーでライカムに住む住民、もしくはその周辺、島袋に住む方、久保田に住

む方も合わせて五、六名というお話で聞いてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これはいいことだと思います。私が知る範囲でも結構、七、八名は知っているんです。旧比嘉区から来た方の二世、三世、それから島袋から来た二世、それから喜舎場のほうからもいらしているし、そういう方々を含めて、この方たちはお父さん、お母さんがずっとそのところに住んでいた方たちですので、できたらこの人たちも入れていただければという思いもあります。御答弁ありがとうございます。

それで、ライカム地区についての考え方なんですけれども、③④について私の質問はこうです。ライカム地区の多くが他区域からの移住者であり、従来の自治会づくりとは異なるものである。なぜならアワセ土地区画整理組合は自治会づくりに土地を提供し、しかもその割合は幾らか分かりませんが、指定寄附も用意しているとのこと。これは確認済みです。行政はコミュニティ拠点づくりの方向性を決めていることなので、非常によかったと思っています。少なくとも字ライカム地区の有志を介して、今言うような方々とか、あるいはエイサーの方々とか、ちゃんとしたスケジュールを示すべきであると思います。

実は、このアワセ土地区画整理事業の清算人会が来年の10月から11月までには解散したいとおっしゃっております。ですから、この指定寄附を得るにも、皆さんがきちんと、この自治会をどういう形にするんだという意思を示していないといけないと思うんです。最低でも来年の令和8年6月ぐらいまでにはやっておかないと、その指定寄附がどうなるのかという心配を私はしております。担当者によれば、10月から

11月までには清算人会を解散したいということも言っておりますので、その取扱いについて、指定寄附はあるんだけど、どういう目的の項目というのが分からないということをおっしゃっていました。だからそういうところは、今清算人会の方たちと話して、皆さんがきちんとどういった自治会づくりをするということをおっしゃって、もっとコミュニケーションを取っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

元々アワセ土地区画整理事業の残余金、これの目的として、ライカム地区のまちづくりに広く使えるような、例えばカーブミラーであったり、防犯灯であったりというようなことがございました。それに対してこれまで村として、今その地域のコミュニティづくりにも寄与するであろうということで、例えば公園のトイレ建設であるとか、そういった提案をさせていただいていたんですけれども、その清算人会からは、要はこういうのは当たり前に行政が用意するものであって、プラスアルファのもの、例えば公民館建設であれば公民館の箱は行政が用意して、中身の備品を我々の残預金を充てるんだというようなお話になってきて、少しずつ我々の提案に対して毎回違う条件が出てきて、なかなか進まないというのをこれまで繰り返してきています。基金を増設して、ライカム地区のまちづくりに寄与する基金という調整も一時あったんですけれども、その基金自体が結局どういう用途になるのかがよく分からないということで、お断りをされていると。つまり逆に言うと、じゃあどういう条件ならいいのかということが示されないということで、お互いの話がかみ合わない状態がこれまで続いてきたというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

私は清算人会の方によく聞いたんですけども、この解散許可を得て清算事務に5年間もたってしまったということがあって、恐らくコミュニケーション不足と思うんですよね。あちらの考えていること、それから村当局が考えていること、それがしっかりとかみ合っていないのかなということがあると思います。

今課長がおっしゃったように、ライカムの清算人会がおっしゃるには指定寄附として、それも公民館じゃなくて集会所とおっしゃっていたんです。「造るのは公民館ではありませんよ。集会所ですよ」という話も聞きました。そこら辺はどういうふうに思われているのか。それを幾らか補助とか、そういうのを皆さんが活用して、そのプラスアルファであげるといってお話もあったので、そこら辺をもうちょっと意思疎通を図ってやっていただければと。多分お互いに勘違いしているところもあるのかと、課長がおっしゃるように意思疎通がかみ合っていない状態になっていないかと非常に懸念を持っております、ところが清算人の閉鎖というか解散時期も、来年の令和8年10月から11月までにはやりたいということもあるので、じゃあその使途目的は、お金はどんな使途で使われるのかということを役場ともうちょっと詰めて、話していただければいいかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほど建設課長が答弁したとおり何回か実際話す機会はある、かみ合わないというのか、かみ合わせきれないというのか分からないんですけれども、じゃあ何に使えるんですかと答え

は示してくれないんです。これをやろうとしたら、これはちょっと向かないとか、そうすると逆に私たちから言うと、早めに余剰金であったりを基金に積んで、目的が地域の振興に資するという目的であればいいのかと。ただ、公民館建設だったり集会所、先ほど言っていたように本体に充てないで備品に充ててくださいというのもありだと思うのです。だからぜひ清算人会と機会があればお話をさせていただきたいんですけれども、私たちが提案してできない。そうすると、じゃあ何に使ったほうがいいのか。その目的に使えますよということで目的基金を設立して、そこに受け入れるというのがいいのかと総務課としては思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

清算人会としては逆の考えを持っています、役所がなかなか示してくれないということをおっしゃってありました。だから恐らくお互いに勘違いをしているのかと。意思疎通がまだかみ合っていないのかというのがあるので、もらべきものはもらったほうがいいでしょうし、村民のためにも非常にいいので、それを早めに話し合って、もう時間がなくなっていますので、皆さんのどういったまちづくりというか、自治会づくりということを随分おっしゃってましたので、この自治会をどういった自治会にしていくのか、このコミュニティをですね。ライカムというところは、従来どおりの自治会づくりだけでは絶対駄目だと思うんです。環境も全然違います。マンションも多いし、人口も本当にどれだけの人数がいるか分からない。登録人数しかいないので、本当にこの自治会をまとめるというのは、立ち上げるというのは大変なことだと思うんです。ですから行政も両方でお互いに話し合つかみ合わすように、どうにかうまくできるようにやってほしいんですけれども、

そのためには村長がきちんとその意思を示すということも必要かと思いますが、御意見を伺いたと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

私たちとしては当初、用地と資金の提供をしたいという旨の申出がございました。ただ、皆さん御存じだと思うんですけども、提供した土地については公民館予定地ということがありましたが、ただ、なかなか急傾斜地でなかなか公民館の用地として、あるいは区画整理地区外の用地の提供でしたので、なかなかここは活用が難しいと。そこで公園の施設として集会施設が認められるものですから、集会施設に変えたいと。そこで公園用地の中に集会施設を設ける。ただ、なかなかそれもうまくいかなかったものがございます。

ただ、一つ言えることは、私たちは早めに自治会長を決めることが、ある程度その人が窓口になってくれたらいいという気がいたします。自治公民館も非常に優先順位が高いんですけども、それ以上に自治会長の選定が先決かと思えます。ただ、自治会長を選定するにも、また自治会長の選考についてはみんなからの信頼とか、本当に自治会長としてふさわしいのか、そういった選考もあると思いますので、しっかりした選考をして自治会長を早めに決めることが今我々、両方に求められていることかと思えますので、まずそういう自治会長を選定するためにいろんな所作、各課のほうで事業等をやっておりますので、できるだけ早めにその選定に取り組みたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

この自治会発足については、来る方は意欲の

ある人だと思うんです。この街をどうしよう、このライカムをどうしようとか、そういう考えている意識の高い方だと思うんですよね。ですから、その中から選定も私はできるのではないかと。こういうリーダーを決めて、そして自治会づくりをどういうふうにして、北中城村の自治会協議会にもオブザーバーで参加するなり、あるいは島袋に近いので島袋公民館がどういうふうにつくられたのか、どういう事業をしているのかということを学んでいけば、恐らく自信がついて、自分だったら自治会長になるよという人が恐らく現れると思うんです。まだなかなか、どうすればいいんだろう、自分がなったらどうしようじゃなくて、こうして学びの場を与えて意見を徴収してやれば、何か自分ができるんだということは絶対見つかると思うんです。だからそういう努力もしていただければと思っておりますけれども、御意見を伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まさにそういった意欲のある方と今回お話をしようと思っております。今すま子さんから意見がございましたように話を続けながら、今ある自治会長会の中にも参加してみて、どういった話合いがされているのか、各自治会どういったお悩み事があるのかというのも情報を得る場になるので、ちょっとまたお話ししながら、こういったのはどうですかというふうな案内もしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ努力をして、自治会結成に向けてこぎ着けてほしいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから2点目に、「政府は日米地位協定を

抜本的に見直せ」の看板の設置については、当局の取り組み姿勢を高く評価いたします。なぜなら、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板は、もともと役場敷地内の建物に掲げられていました。その経緯は、2010年に中部市町村会で当時の読谷村長から、米軍による事件・事故等を鑑みた提案によるものです。令和3年9月の私の一般質問で看板の撤去理由は、設置から10年近く経過し、その間に看板の取付け部分の老朽化が進んでおり、落下する危険性があるので2年前に撤去したとの答弁でした。いつ処分されたのか日付がはっきりしていません。看板は村の財産ではないでしょうか。そうすると、備品台帳にも記載がなかったということになりかねますね。看板を撤去・処分しても、引き続き「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板を設置してこなかったことに、私は憤りと悔しさを長年抱いてきました。

地位協定の一般質問はこれで5回目です。なぜ私が「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板にこだわるのか。1995年の米兵による少女暴行事件からです。沖縄県警は容疑者の身柄引渡しを要求するも、米軍は日米地位協定を盾に拒否しました。その後も幼き少女や女性への性暴力による人権侵害がないがしろにされ、また米軍機の落下事故や爆音、PFOS汚染など、枚挙にいとまがありません。私は、とりわけ未来ある子供たちや県民の人権が守られ、大切な人間の命の保障ができる社会を微力ながら村民とともに考え、実現の方向へ向かいたいと考えているからです。また、その実現のためには県民や村民、行政が地位協定の改定を日常茶飯事、日本政府と米国に訴える必要があると考えているからです。戦後80年を経たにもかかわらず、日本国内ではいまだに米兵の犯罪は無罪放免、米軍基地費用は日本政府の税金で負担、日本国民の生活より米軍の訓練が最優先など、国民生活を脅かしています。

それでは日米地位協定は何かを確認したいと思います。日米地位協定は、日米安全保障条約第6条に基づき、日本に駐留する米軍の円滑な活動と日本国内の施設区域の使用、そして米軍関係の地位、つまり身分や軽減などを定めた条約です。私たちは、日本の最高法規は1947年5月3日施行の日本国憲法と教えられ、その最大原則は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義と習ってきました。だが、日本国内の実際は授業や教科書で習う内容とはほど遠く、全く守られていません。在日米軍が日本国内に盤踞した上、米軍が引き起こした殺人や凶悪事件はいつも無罪放免となり、まともに裁かれたことがないのが現実であります。日本の最高法規が憲法であり、その最大原則が平和主義や基本的人権の尊重であるなら、強大な軍勢力を保持する在日米軍が国内に居座ること自体が憲法違反であり、米軍が凶悪犯罪を犯せば厳罰に処されることが当然のことであります。それができないのが、1960年に日米政府が署名した日米安全保障条約第6条で、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく改正を含む行政協定に変わる別個の協定及び合意される他の取決めにより規律されると規定していることと無関係ではありません。安全保障条約第3条に基づく行政協定に変わる別個の協定及び合意される他の取決めこそ、1960年に締結した日米地位協定であります。

協定の項目は第1条から第28条で成り立っています。日米行政協定の方向を基本的に受け継いだ日米地位協定第1条、協定の適用除外対象は、日本の法律で認めていない米軍の特権を享

受できる対象を定めた項目です。ここでは在日米軍、軍属、米軍家族を対象として明記しています。在日米軍については、日本国の領域にある間における米国合衆国の陸軍、海軍または空軍に属する人員で、現サービス中の者と規定し、公務中でなくても特権の享受対象になると認めています。また、軍属については、米軍が雇用し、米軍基地に勤務し、米軍に随伴して移動する文民と地位協定は規定していますが、実際の運用は雇用、勤務、随伴の3条件のうち、どれか一つ満たせば軍属とみなされる対応になっています。そのため2016年、うるま市で米軍関係者が日本人女性を殺害したとき、殺人犯は米軍が雇用したわけでもなく、嘉手納基地内のあるインターネット会社の社員だが軍属とみなし、被害者に対して損害賠償をしませんでした。

第2条、基地提供と返還は、米国が日本のどこでも基地提供を求め、自由に設置できるという特権となっています。ここでは基地提供の手続第1項で、合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならないと規定しています。本来、独立国が2か所で結ぶ安全保障条約は基地の名称や場所を記載するが、日米地位協定にはこのような規定はありません。基地配置についても、基地の範囲、使用目的、使用期限、使用条件、使用方法、米軍の配置、装備、公共の安全保障を事前に取り決めておかないといけないことだが、全て日米合同委員会を通じて日米政府間で決めていく仕組みになっています。しかも日米合同委員会での合意事項は原則非公表で、周辺の自治体も住民も日本政府がどのような協定を締結したのか知る由もない規定になっています。

第3条、基地内の管理ですが、ここでは基地区域内の管理について、アメリカが全ての措置

を取ることができるかと規定しています。基地外である施設及び区域に隣接し、またはそれらの近傍の土地、領水及び空間についても、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上、必要な措置を取ることができるかと明記しています。これは凶悪犯罪を犯した米兵が米軍基地内に逃げ込めば、日本の法律が適用されず無罪放免となる治外法権を認める内容であります。これは日本国内で米兵犯罪が起きても、日本側に情報提供もせず、裁判をさせない規定であります。

第4条は基地返還の補償について、合衆国は、提供されたときの状態に回復し、またはその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わないと明記しています。米軍基地跡地は、訓練で使った不発弾が埋まっている危険性や発がん性のある有機化合物PFOSに汚染されているケースもあり得るし、放射線物質の影響も考えられます。しかし、在日米軍基地については、老朽既施設の解体も、不発弾の調査も、汚染物質の除去も全て日本側に押しつけているのです。1972年から2020年度までの約48年間に米軍が基地を返還しているが、返還された土地に残された不要建物の撤去、汚染土壌の回復処理のため、合計149億円もの経費を日本側が負担していると言われています。

このように日米地位協定は、他国と日本の比較も公表されているが、協定の壁は厚い。私たちが未来に残せるのは子や孫、これらの青年たちに空・海・陸などの汚染のない美しい自然、住み続けられる不安のない平和社会のバトンを手渡すことである。日夜声を大にして、日米地位協定の改定を望むべきである。

最後に、令和8年度は北中城村立80周年となります。北中城村が日米地位協定の見直しの看板を掲げ、緑豊かで誇りある平和の村として、平和で活力ある田園文化村の北中城村を一層推し進めていただきたい。

最後になりますが、看板設置の村長の本気度

と御意見を伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

私たちの先人たちが築いた平和行政というのは、脈々と受け継がれていると私は思っております。この看板の設置についても、これまで日米地位協定の阻んだいろんな壁がございます。逮捕とか捜査とか、あるいはまた基地の管理運営、あるいはまた環境・騒音等に対する調査等、そういった面でもなかなか入り込めない、そういう壁がありまして、なかなか対等なそれができないというものがございました。

そしてまた、私たちの先輩方は、北中城村の先人たちは非核宣言、あるいはまた平和を守る北中城村民の会、そういったいろんな事業を行っております。そういった面で、私もしっかりと平和行政を継承してまいりたいと思いますので、この看板設置については次年度、80年の事業として、また取り組んでまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時52分 散会

令和 7 年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 7 年12月10日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和 7 年12月10日 午後 4 時09分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事		兼 島 栄	
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和7年12月10日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	上 間 堅 治	1. 地元企業育成について 2. ハラスメントに関する取組について 3. 公益通報について村の取り組みは
6	平 安 山 和 美	1. P F A Sについて 2. 手話施策について
7	比 嘉 義 弘	1. 農業政策の一環として 2. トンネルの活用について 3. 村選挙管理委員会の機能について 4. 比嘉太郎村民劇を観て
8	川 上 龍 太	1. 本村の観光の取り組みやビジョンは 2. 防犯灯に関して 3. 北中城小学校の体育館の雨漏れについて
9	比 嘉 正 志	1. 道路のカラー舗装について 2. 安谷屋地区の出入り口の信号機について 3. 村民劇、比嘉太郎物語について 4. ナスの御嶽前路上の起伏について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、地元企業育成についてです。

前回は、主に土木建築業の村の事業発注に絡んだ地元企業育成について議論をいたしました。今回は、第一次産業、とりわけ、村産品の開発や注目企業もあります。村の特産品開発は、雇用はもちろん、ふるさと納税への返礼品として、村のアピール、財政へも大いに寄与するところではありますが、村の後押しは現在どのように行われているか。

①カキ養殖を実証実験で行っていますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

続いて、本村にはキクラゲ栽培を行っている事業所があります。ふるさと納税への返礼品としても商品を提供しています。この事業所に対し、何らかの支援を行っているのか。

続いて、現在村が進めている特産品開発はあるのか。

2点目、ハラスメントに関する取組について。

ここ数年、自治体首長によるハラスメント等に関しての問題が多発しています。一度このようなハラスメントについての問題が起こると、当事者同士の認識の違いで、数年にわたり問題が収束せず、行政運営の停滞と被害者には心身への影響や命の問題にも発展し、憂慮すべき社会情勢と考えています。北中城村では、北中城

村職員のハラスメントの防止等に関する規程があるが、その内容を見ると不十分な内容と思うが、当局の意見を伺う。

3番目に、公益通報についての村の取組は。

公益通報ガイドラインが令和4年6月に示され地方公共団体でも、公益通報保護法に基づいて運用が求められている。村の取組について伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目として、地元企業育成について。

①カキ養殖を実証実験で行っていましたが、その進捗状況ということですので、令和6年度より、養殖の実証実験を継続的に取り組んでおります。この実験の中で、本村中城湾海域において、十分な生育が可能であることが確認できしており、令和8年9月の佐敷中城漁業協同組合北中城支所の漁業権取得に向け、沖縄県と調整を進めているところです。

続きまして、②のキクラゲに関することです。農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づいた青年等就農計画認定申請に関する指導を令和3年より行っており、各種補助事業による補助金申請が可能となるよう、書類作成等事務的な指導と併せて、事業者の生産活動を支援しております。令和4年度には、沖縄県経営発展支援事業補助金、北中城村経営発展支援事業補助金を交付し、集出荷施設、冷蔵庫を整備しています。

③特産品開発はあるのかということです。特産品開発について、村で主導している事例はありませんが、漁業組合において特産品であるアーサを活用したアーサそうめんの開発を進めており、アーサ佃煮についても取組を始めており

ます。これらの製品については、今年度中の商品化を目指していると報告を受けております。

続きまして、大きな2番目のハラスメントに関する取組についてでございます。

昨今、沖縄県内で報道された首長によるハラスメント事案に鑑みると、北中城村職員のハラスメントの防止等に関する規程では、行為者が組織を代表する者である場合や相談窓口等に関し、十分な対応をできる内容ではないと考えております。

大きな3番目の公益通報についてでございます。

公益通報の取組は、本村では、公益通報保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部職員・外部労働者等からの通報）を踏まえた内部規定（例規を含む）は定めていませんが、内部公益通報対応体制の整備及び運用、窓口、対応職員等につきましては、本村の規模等の実情を勘案し、総務課職員係で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは再質問を行いたいと思います。

カキ養殖についてですけれども、月曜日でしたか、現地視察、進捗状況も確認できました。その中で気がかりなことを、少し担当の方とも質問なり、そういった形でお話しさせていただきましたけれども、まだまだ気がかりな部分がありまして、ここで質問させてもらいます。漁港内と、また漁場では、生育の違いがあり、それぞれ認識しているのですが、数年前からアーサの漁獲高も減少していて、同じ漁場でやっていたら、カキの生育も湾内よりは遅いということでした。このアーサ養殖に関して、私も1期目で建設文教常任委員会をやっているときに、調査に行ったとき、各方面、琉大とかそういっ

たところで調査した実績もあります。そのような調査した同じ漁場で、海産物を育てるということなので、同じ状況だと思うんですけども、この辺の情報提供とか、カキ、今、専門の方が入っているからどうかというふうに思っているかですが、こういったもともとある情報の共有はされているのか。この辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の質問にお答えします。

このカキの養殖の実証実験以前に、2年間ほど近隣の環境調査を、これは単費になりましたけれども、これで継続して行ってきたところでございます。実際、こちらのカキ養殖についての依頼をする際には、こういったこれまでの試験結果、こういったものを提供した上で、あとこれに、また重ねる形で、継続する形で、現在環境、水温ないしは塩分量とか、こういった様々な場所での生育に関わるであろう件について、調査を継続していただいているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

我々が持っているデータも差し上げながら、しっかりこういった養殖の実証実験はできているということで理解いたしました。

答弁の中で今後課題となるのが、漁業権取得ということではあるんですけども、普通の漁業とか、魚を釣ってきてどうかということと、また養殖というのは少し違うと思うんですよ。なぜかという、ここに加工場、カキを洗浄したり、陸地でいろいろこういった作業も必要ではないか。そういった施設も整えないと、漁業権を与えられないのかと思っているのですが、

この辺の漁業権取得に向けたハードルというのは、こういったものがあって、こういったことを村がしっかりサポートできるのかというのはあるのか。この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回、御質問に関して回答した漁業権の取得に関しましては、あくまでも養殖、育てるための場所を確定するというところでございます。これをまた加工とか販売をするための施設については、また別で、これもまた県、国に申請する、これは漁協が主体となって申請するべきものであるんですけれども、これに関しましては、私どもも協力して、漁協のほうでこういった手続が順調に進むように、私どもも県との会合の中で、一緒にその場に入って打合せを進めているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まさしくというか、この漁業権と、またこういった営業に関しての審査というか、その辺はまた別でしっかり対応していくということで確認が取れましたので、よろしいと思います。

ただですね、県の資料を少し見ると、この養殖の漁場というのが、ヒトエグサひび建て式ということで指定されているような感じなんです。そういった多分で、ひび建て式ですか、それが同じ方式ではあるんですけれども、この漁場というのがヒトエグサという形で特定されているというのが、ちょっと気になる場所。この辺も簡単に、申請すれば、県のほうで、ここできるといってできるのか。その辺はどんな感じになっていますか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

ここで言うヒトエグサというのはアーサのことです。現在、アーサの漁業権を取得されている方たちの許可が得られれば、それ以外のものも、その範囲内で養殖ができるという流れということでございます。なので今回、来年9月に漁業権取得を目指している場所につきましては、現在アーサの養殖の許可をいただいている範囲内で、カキの養殖も並行してできるように、今現在、これの権利を獲得するために動いているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、これは実証実験でありますけれども、しっかり村も対応して、一緒にここで事業ができるような形になっているということを確認しました。分かりました。

続いてですね、キクラゲについてですが、答弁では令和3年度、令和4年度にそれぞれ、指導や支援体制を活用して補助金交付を行っているということですが、これまで青年就労支援制度なのか、こういった制度かは分かりませんが、これまで支援した、この制度で支援した件数ですか、この辺は何件ぐらいあるのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

この件につきましては、令和2年度から今継続して、このキクラゲの栽培業者さん、あと農業関係の方で2名ほどいらっしゃいます。この方々は3年間継続して、この補助を受けられる

というような内容になっておりまして、それぞれ、現在も各農業をしっかり続けておられる方々が受けられたものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この中でですね、現在、北中ファーム、特にキクラゲを中心にやっているところではありませんけれども、村として、この支援に当たり、将来性についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在、この代表者の方と随時打合せとか、今後の展望について打合せをしているところでございますが、なかなかこの方も、品質管理に大変気を遣われている方で、やはりいいものをつくりたいというこだわりが大変強うございます。当初、ほかの方がキクラゲ栽培を始めたいということで、教えを請いに来られた方もいらっしゃったそうなんですけれども、なかなかその品質を確保できていないということで、ちょっと今の段階では、そういった多方面に広げる、多数に広げるということは選択肢にないというようなお話を聞いております。そのため、一事業者のみの専売という言い方は、ちょっと当たらないかもしれないんですけれども、現在のところこの1者が主にやられているところでございますが、こういったやる気のある農家、農家というか生産者の方につきましては、私どももできる範囲でバックアップしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だと、一事業者だけでは少し規模が小さいであろう、また、将来性に対しても私はもうちょっと、どんどん広く行くのかと期待はしているんですけれども、村としては、一事業者がほかの事業者に対して広げていくことが、今できない状況だから、少しこの辺に問題があるというような受け止め方ですが、村長はこの辺のような考えをお持ちですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

基本的に村が補助、助成するということについては、ある意味では、ある一定、特定のものをするというよりも、むしろ村民全体的に、普遍的に、そういった行き渡っている事業等について、それはやっています。だから、これから今、課長が説明したように、まず、その特定事業者が、他の事業者の推進のために、果たしてそれが可能なのか。それが他の農家の方々にも普及できるというのであれば、それはもう、北中城としては大変生産高も高まるし、うれしいことでございますので、そういったことについては、積極的な支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私は、このキクラゲを特産品にしてはどうかという気持ちで質問しています。この辺が、今の答弁だと一事業者だからという話になっていきますけれども、今、生産量、出荷量というんですか、それはうわさによると、アーサを上回っている状況。大変すごく生産力があって、すごく県内外からも注目を集めているということで、村の特産品にするということで考

えると、村ではこういった基準を当てはめながらやるのか。この辺はどういうふうに村長はお考えなのか。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今、議員から特産品という言葉が出ましたので、これについて、似たような言葉もこれは様々ございますので、まず特産品という定義について、ちょっと御説明したいと思います。

特産品というものについては、この地域独自の商品とか生産物とか、そういったものを指すものでございまして、似たような名前に名産品。ほかの地域でも生産はされているんだけど、こちらが結構生産量とかがある程度目をみはるものがあるとか、そういったもので名産品という言葉、似たような言葉で使われることがございます。特に、特産品といいますと、アーサもそうなんですけれども、沖縄県において生産が盛んであり、その中で生産高が高い場所として北中城が認定されております。

アーサについては、特産品という言い方が、特に当たっているかと思いますが、キクラゲに関しましては、全国的に、沖縄の生産量がちょっと、令和5年度まで、農水省の統計データで見たところ、約20位から30位の間をこれまでずっと推移しているところでございまして、日本各地に生産箇所はございますので、特産という言い方はちょっと当たらないかと思っていますので、名産品という言い方であれば、これに当たるかもしれないとはっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

言い方、どういうふうになるかということでありましたけれども、アーサ自体は県の特産品

という形で、多分で認定をもらっていると思うんですよ。市町村、自治体という形であれば、村自体でそういった特産品という形で認定してもいいのかと。ある程度規模もあって、出荷量も多くて、村に対しても貢献度が大きいということも含めると、やはりその辺、今話をしているのはアーサに対しての件、また国、全国的にどうなのという話ではあると思いますが、村がこういった形で、特産品という形で推奨していった、どんどん広げていくという考え方もあるかと思ってはいるんですけれども、この辺はどういうふうにお考えなのか。課長の話も聞いて、村長の話もお聞きしたいんですが、この辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

担当課としましては、キクラゲという商品、製品自体は、やはり全国的、もともとこちらを扱っている、生産されている企業さんも、県内のみではなく、県外とか国外への販売を展開していこうと考えておられますので、やはり村内だけの視点では、ちょっと当たらないかと思っています。あくまでも、最低でも国内とかでいかないと、今後の展開が混同されてしまうと考えております。そのため、こういった言葉の定義を持つような言葉の使い方には、十分慎重にやっていけたらと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、特産品として指定するからには、私としては例規が必要だと考えております。その例規にしっかりと対象品目、対象項目等を定めるのが適切かと思います。特産品の定義につ

きましては、特定の地域の気候、風土、歴史、文化など、土地ならではの条件を生かして生産、つくられる産物のことであるということがありますので、私もそれはしっかりと定義に鑑みて、例規の整備をしていければと思います。その例規に、しっかりとした特産品の定義、そして対象品目等について定める必要があるかと思えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

定義のほうは分かりました。

まず、この事業を広げていく、もちろん先ほど課長から言っているように品質をこだわっている。一番これが重要だと思うんですよ。品質をこだわりながら、しっかり生産力を上げて、いろいろな商品を開発していく。まさに今、この事業者がそういった形で、キクラゲを食するのではなくて、今、化粧品になるような製品も開発して、島袋に事務所を構えているいろいろな事業をやろうとしている。それがまた全国に広がっていけば、もしかしたら特産品になり得るだろうと私も思っていますが、ただ、これを一事業者だけでやるのは厳しいという部分もあると思うんですけれども、この事業者が何か交付金なり、そういった支援、県、または村の支援を受けたいという、いろいろ事業に対しての部分ではなくて、ほかに何か、きくらげ祭り、今週土曜日にやりますけれども、そういった事業に対してとか、ほかに広げたいから協力してくれというような要請とか、依頼とかはありましたか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

きくらげ祭りの話が出ましたので、このきくらげ祭りの開催の計画を、こちらに伝えていただきましたときに、村も後援として、ポスターに北中城村の名称を入れてもよいかというような依頼を受けたことがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

第2回きくらげ祭りということですが、1回目から何か紆余曲折、いろいろ問題が……、問題ではなくて、少し時間がかかったという本人の話も聞いていますが、それだけではなくて、我々が、夏場ですか、所管事務調査に行きました。本人と、事業者といろいろ議論する中で、やはり広げていきたい、もっと事業を拡大していきたい、すごく気持ちが伝わってきて、それにはおがくず、菌床をつくるために、おがくずも自分たちでしっかり生産しながら、このおがくずに対してもいろいろな、終わった後も、この菌床ですか、これも、終わった後も、使った後も、いろいろな部分で再利用できるということで説明を受けました。その部分で、こういった木くずを今、資源化ヤードがありますよね。そこでは足りない。ましてや企業からではなくて、一般から来ている木なのでどうなのかという話もされたという話もあるのですが、この事業を拡大するために必要な部分というのはいっぱいあると思うんですけれども、その辺の村の支援、後押しというのがあったのか。もしこういった支援を受けてですね、これに対してあったのかということですが、この辺はあったのか、なかったのか。どういうふうな形でやったのかということですね。お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

キクラゲの生産者の方からですね、今、上間議員がおっしゃった、恐らく資源化ヤードで、家庭から出た枝とか木、あるいは草のリサイクルをやっている場所がありますけれども、そこから出たおがくずが使えないかということでの話はございました。私のほうからは、どれぐらいの量とか、品質が必要かと尋ねたところ、やはり今使っている、その企業が求める品質ではないと。ただ、上質ではあるけれども、再利用化って言うんですか、もっと細かいものじゃないとできないということがあったので、うちが所有する機械では、その品質には届かないということで返答しております。もし必要であれば、どれぐらいの量が必要なのか、あるいは場所的にどういったものが必要なのか、そういった計画を立ててから、再度相談に来るようということで申し上げてはおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

この中で今、おがくず、菌床をつくるのに必要な部分で、特化して少し話をしますけれども、我々が所管事務調査で行ったときに、議員から、何で北中城は、葛巻町あって、向こうはおがくずをペレットにして、燃料として使っている。結構いっぱい出ているじゃないか、向こうでちょっと交渉したらどうかという話もしていました。本人が直接村に来て、そういった形で交渉したのかどうか。また本人が直接行ってやったのかどうかは分かりませんが、それもあって、もう一つ、県内でも北部に森林協会、組合があるんですが、その辺にも話をしに行った

ということもありました。この辺に行っても、できたばかりの事業者、信頼できないからなかなか交渉できない。でも村の後押し、村がいろいろ一緒にやっていけば、強い力というか、村もしっかり力を入れていますよと、相手に対しても信頼できるというふうになろうかと思って、この辺がないから苦戦している。その辺でどうにか村で後押しできるような形をつくっていただきたいと思っているのですが、この辺は村長、どういうふうにお考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのようなことでしたら、村のできる限りの支援はやっていけると思いますが、可能な限りの支援をしていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

よろしくお願いいたします。

こういった事業は、初めやるときにどんどんやって、下火になってきたときに危ない、危ないと言ってからいろいろ考えるという傾向があります。今しっかりできているところをもっと上げていくという考え、さらに上げていくという考えで、少し協力体制を整えてくれればいかと思っています。よろしくお願いいたします。

続いて、現在進めている特産品について、答弁ではアーサの佃煮、アーサそうめんということでもありますけれども、これは村からの補助とか、そういったものはないということでしたが、一度、特産品じゃなくて、村のあれをつくろうという形で、事業を支出したような記憶があります。その中で、どういうふうに来てきているのかということなんですが、この辺はないのか。ただ売っただけなのか。開発は何もこういった事業に充てていないのか。この辺どういうふうになっていますか。お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時３４分 休憩

午前１０時３５分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の御質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃられたのが、パッションフルーツとか、北中城村内産のトマトを使ったピューレとかケチャップとか、そういったアイデアを伴ったものについて、商品化について補助金を出したことがございます。ただし、現在までこれは継続しているものではなくて、生産に携われたところが、それぞれ材料を仕入れた上での商品化を継続してやられているものがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

なぜそういった形で聞くかというのと、ふるさと納税を基に、私は議論をしたいと思えますけれども、今年結構私、政務活動で本土のほうに行って、本土の議員の方と交流していました。結構財政的には厳しい、指標的には厳しいんだけど大丈夫だよ。何かというと、ふるさと納税なんですよ。それがすごく大きい。10億円、20億円あるところもある。こんなだったら大丈夫だという考えで、予算も使ったり、経常収支比率が赤字でも、どんどんこういったお金が入ってくる。それで賄っているという部分があつて。うちには、先ほど言った特産品というのがない。じゃあやっぱりつくらないといけないだろうということを、もう少し考えていただきたいと思います。質問しています。

今日答弁で出たのが、アーサに関した２品目。このアーサの２品目に関しても、月曜日、組合長からの話だと、漁場を手放す方が結構いらっしやるという話もしていた。そういうことは、どんどん下降していくんですね。やり手がいなくなる。もしカキがうまくいけば、そこに代わるだろうという話はしていましたけれども、やはりそれでも特産品という形で、ふるさと納税に関して出せる商品がなかなか少ない。品目も少ない、量も少ないということになると、今後の財政に関しても危惧するところであつて、こういった形で今頑張っているキクラゲも当て、今回質問していますが、もっと特産品開発に力かける、村がどんどんお金を出すということをしたほうがいいのかと思っていますが、村長はこの辺、財政徴収、措置のほうはどのように考えるのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

もちろん、今の状況というのは、まず若い方々が結構研究熱心で、その農業で成功、一次産業のほうで成功しているかと思います。ただ問題は、かなり高齢化していますので、さらに結構な重労働でございます。アーサにしても、これからカキ養殖にしてもそうなりますので、できるだけ若い担い手を育成するというのが、大きな課題かと思っております。

それとまた、村の育成支援ということをおっしゃっておりますけど、我々もその制度資金等をしっかりと把握して、彼らに提供するとか、また村独自の支援についても、しっかりと検討して支援をしていくということになりますので、しっかりと支援体制、支援例規の整備等を含めた、そういったことができればと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

しっかり財政に寄与するところであります。しっかり検討しながら、事業を進めていってほしいと思っています。よろしくお願いいたします。

続いて、ハラスメントに関するところですが、ちょっと入れ替えて、似ている部分があるので、公益通報のほうから少し議論したいと思います。

この公益通報についてですね、特に定めていないということですが、ガイドライン、答弁にもありました。通報体制、多分同じ資料を見ていると思うんですけども、通報体制、内部公益通報体制の整備を運用ということで、行政機関は法、指針及び本ガイドラインにおいて求められた事項に対して、内部規定を作成するとあるんですよ。規定策定しないということは、ということなのか。この辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

これは認識の違いかもしれませんが、このガイドラインの中に、本ガイドラインは、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言として位置づけられるものである。各地方公共団体においては、一層充実した通報体制の仕組みを整備及び運用すること、または各地方公共団体の規模などの実情に応じた適切な取組を妨げるものではないというふうな規定がございます。これは何かというと、あくまでも助言ですよ、その判断は地方公共団体に委ねますという解釈の下、今現在は設定をしてございません。

ちなみに、県内でこの規定に基づいて規定を設けている団体が19ぐらいでした。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だと、努力義務みたいな形なのか、それ以下かと思っていますが、しかし、こういった状況が今あちこちで起きている。だからつくらないといけないということでやっていると思うんですよ。その中で、窓口体制にしても甘いんじゃないかという形なんですけれども、村長は内部通報だけではなくて、公益通報者保護法に対しての認識ですね。どのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

昨今、今議員がおっしゃるように、首長たちの不祥事等がかなりクローズアップされていますけど、今、通報体制の整備ということでございました。私たちもしっかりと職員も含め、住民等からの注文等、あるいはハラスメントを受けた方々への配慮として、そういった彼らの保護も含めながら考えていくのが、我々行政として適切かと思います。ただ、首長ということで、首長のことについては、多分私が全体を統括する、首長が全体を統括するものになりますので、基本的には首長を外したものをやっていくということが適切かと思いますので、これからその体制の整備、首長だけではなくて、職員間のそれももちろんありますし、そういったものをスムーズに、対象者の意見等、注文等を受けられる体制を、これから整備してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

本村では、体制づくりにはやっぱり難しいだろうということで、総務課職員係でやる窓口も、相談も受けるということですけども、果たしてそれでいいのか。それで今十分なのかということ言いたい。この辺はどういうふうに考え

ているか。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

十分かどうかというのは、恐らく今の体制からすると十分ではないと思います。ただですね、このアナウンスの仕方にもよるんですけど、公益通報者保護法は、県の人事委員会の中でも取り扱う件なんですね。そういったこともお知らせしていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この通報に関しては人事委員会が関わるということなので、ハラスメント条項とか、そういった部分にも関わってくると思うんです。この公益通報者保護法というのは、一般的に、利害関係というか、犯罪になり得るところに対しての通報ということなので、やはりこの辺は、しっかり窓口も設けて、部外者である弁護士とかがいるところをしっかりと選定しながらやるべきじゃないか。外部通報、内部通報も含めて、ガイドラインにもそういうふうになっていますので、今十分ではないというのであれば、それを十分に持っていくためには、そういうふうやっていってほしいと思っています。

絡みでそういう話をしていますけれども、ハラスメントに関しての取組ということで、今、村では全然、昨今の状況では対応できていないということでしたけれども、それでは、どのような体制づくりをするのか。今ここで何も起こっていないから大丈夫だという考えを持ってやると、いざなったときにどうするかとなると、先ほども言ったように長くなってきます。こういった心情的な部分なので。そういった部分でどういうふうこれから対応するのか。検討していくのか。この辺よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の一般質問を受けて、少し調べさせていただきました。特に問題となっている市の例規を確認させていただきました。一番変わったところがですね、相談窓口という項目が削除されていたんですね。今まで、県内のほぼ全ての市町村においては、相談窓口はほぼ総務課です。ただし、この市においては、その条文が削られていて、外部窓口を設置するという規定になっていました。今の状況からですね、当然だろうという判断ですが、私たちもこの例規に関しましては、その辺を十分に見直す必要があるかと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

見直しも重要ですが、分からないうちに規定として入ってくる。分からないうちにというか、しっかり例規集に入れてはあるんですけども、条例に出して、我々にも関わることであるので、しっかり条例という形を取ってもいいかと思いますが、この例規を変えるのか、格上げして条例に持って行くのか。この辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まずですね、条例と普通の一般の規定なんです。条例ですと、ここに住んでいる村民の利害関係者を大枠で、何かしら影響を与えるものを条例で一般的に定めるのが通例となっています。それに基づいて、細かい事務規定を設けるのが規定となっていますので、今回のハラスメント規定を条例に上げるつもりはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ほかの市町村は、ほかのというか、全部が全部ではないと思うんですけども、条例になっているところもあるんですよ。そのほうが、いろいろな、我々もしっかり見られるし、議会としてもしっかり関与できるという形で話をしているんですが、それはそれで村当局の考えだということでは理解しています。どういうふうになるかというのは、しっかり検討しながらよろしくお願いいたします。

最後になるんですけども、今年、一部組合で、こういったハラスメントに関する問題が出てきています。この辺もしっかり出てきて、こういったハラスメント条例がないところにやっているのか。窓口がないからじゃないけど、窓口が内部であるからなかなか言い出せないという部分が出てきている。今言っているように、ほかのところは全部、窓口は外部に持っている。そのやり方もありだと思っていますが、村長、こういった管理者、副管理者ではありません。これからほかの議員が、じゃあこの規定はどうなっているのかというふうに調査しながらやると思うんですけども、この辺も含めた取り上げ方もやっていけないといけないと思いますが、この辺村長、村だけではなくて、関係機関、村に関係ある機関も同じような形でやっていけないといけないと思います。この辺どういうふうに考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まずは、内部の例規のほうでそれは解決できるんだったら、それでいきます。ただ、そこでも大変難しいものであれば、外部の組織をつくりまして、そこで対応するというので、これ

からは進めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。

これから通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

1番目に、PFASについて。

PFASは、自然環境や体内でほとんど分解されず、蓄積されやすい科学物資です。そのため、一度放出されると地下水や水道水などに残り続け、健康に悪影響を及ぼす可能性があること懸念されています。県内では北谷浄水場でのPFAS検出が報道され、村民の皆さんからも不安の声が寄せられています。環境行政では、明確な危険性が確定していなくても、健康リスクが疑われる場合には対策を講じる、という予防原則の考えが取り入れられており、本件にも当てはまる部分があると考えます。

本村としても、県や関係機関と連携しながら、正確な情報を把握し、村民の安心につながる対応を進めて行くことが重要だと考えています。そこで、以下の点について伺います。

1、本村としてPFAS問題をどのように認識されていますか。

2、北谷浄水場における測定結果について、どのような情報共有がなされていますか。

3、健康への影響が確定していなくても、予防原則の視点から妊産婦や子育て世代が安心できる相談体制や情報提供を本村としてどのように考えていますか。

4、PFASの情報は専門的で分かりにくい部分もあるので、今後……、字の訂正をお願い

します。県水道局ではなく、県企業局や専門家を招いた説明会・勉強会の実施について。

5、沖縄県中部市町村会は、令和元年6月13日に、米軍基地から発生する諸問題に関する要請を行っておりますが、その後の進捗状況について。

2つ目、手話施策について。

2025年6月に施行された手話施策推進法では、手話を言語として尊重し、自治体に手話施策を進めることが求められています。村民が日常生活や災害時、公共サービスで安心して手話を活用できる環境づくりが大切です。本村でも今後、策定予定と伺っております。そこで、今後の計画について伺います。

1、現時点での考えをお聞かせください。

2、小中学校での手話教育、役場窓口や図書館などの公共施設での対応、災害時の情報伝達など、どのような施策を計画に盛り込む予定ですか。

3、計画策定から実施までのスケジュールについての見通し。

4、条例を制定する予定はありますか。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平安山議員の御質問にお答えいたします。

1番目のPFASについてでございます。

まず1番目に、本村としてPFAS問題をどのように認識されているかということです。PFASについては、環境汚染や人体への影響が懸念されると認識しておりますが、水道水については、PFOS、PFOAそれぞれ国の水質基準値等の設定で用いられている平均的体重50キログラム、1日当たり摂取量2リットル、一生涯にわたって飲用した場合で計算すると50ナノグラムパーリットルが基本となり、PFOS、PFOAそれぞれ50ナノグラムパーリットルと

なりますが、PFOS、PFOAは同時に環境中で検出される例もあることから、PFOS及びPFOAを合算して評価することが適当であるとされており、現在の暫定目標値の考え方と同様、より安全側を見て50ナノグラムパーリットルとすることが適当とされていることから、北谷浄水場の浄水濃度は、50ナノグラムパーリットルを十分下回っているため、安全性は確保されているものと判断します。

しかし、汚染源を特定して対策を講じる必要があります。特に米軍基地周辺の河川や地下水で高濃度で検出していることから、汚染源が疑われる基地内への県が求めている立入調査が必要と考えます。

2番目に、北谷浄水場についてどのような情報共有がされているかということです。毎年、北谷浄水場系統受水市町村連絡会議があり、企業局における有機フッ素化合物の検出状況及び対応状況等について情報共有を行っております。また、北谷浄水場の測定結果については、本村ホームページの水道水中の有機フッ素化合物の検出状況についての中から、企業局ホームページにリンクし、北谷浄水場の検出結果が確認できるようになっております。

3番目の相談体制や情報提供と、本村としてどのように考えているかということです。PFASに関しては体への影響等についての知見が乏しく、現在のところ、相談及び情報提供は行っておりません。今後、国や県、もしくは関係する研究機関からの確かなデータの発信があれば、それに基づいて相談窓口や広報等での情報提供を行いたいと考えております。

4番目に、PFASの情報が分かりにくい。今後、県企業局や専門家を招いた説明会・勉強会の実施についてですけど、PFASについての知見がまだ十分ではなく、専門家でもPFASに対する評価が分かれており、講演する専門家の意見に偏ることが考えられるため、村主催

の講演会は予定しておりません。

5番目に、中部市町村会が要請を行っておりますが、その進捗についてということですので、P F A S 汚染に関する進捗状況は進展がなく、課題は解決されております。

大きな2番目の手話施策についてでございます。

1、現時点でのお考えということですので、本村の障がい者総合計画において、盛り込む予定にしております。

2番目の小中学校での手話教育等について、どのような施策を盛り込むかは、今後検討してまいります。

3番目に、計画策定から実施までのスケジュールについてですけど、本村の障がい者総合計画の一部改訂については、令和8年度から令和9年度にかけて検討することとしています。施策の実施については、計画策定後になります。

4、条例を制定する予定はあるかということですけど、条例の制定については、今のところ予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これから再質問を行っていききたいと思います。

まず、本村がこれまでP F A S 問題に真摯に向き合い、丁寧に取り組んでこられた姿勢につきましては、私もしっかり受け止めております。その上で、さらなる確認と検討をお願いしたい点がございますので、再質問させていただきます。

1、村当局の答弁にもありましたように、汚染源が疑われる基地内への立入調査についての必要性については、私も同じ考えです。

2番目の村のホームページにつきましては、企業局のホームページへ丁寧にリンクが設けられ、北谷浄水場での検出結果に加えて、本村が

年4回実施している水質検査の状況についても確認できるようになっております。このように、必要な情報が分かりやすく、丁寧だと思いました。

ここで、村民からP F A S についての問合せ等ありましたか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

特に問合せはございません。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなかP F A S というのは、とても難しい問題だと思うので、住民の方もあまり関心を持ちづらいというところもあるかと思います。

3番目の2022年7月、全米科学・工学・医学アカデミーは、血中の7種類のP F A S 合計値が20ナノグラムミリリットルを超える場合、医師が甲状腺機能検査を行い、定期健診で肝臓がん、精巣がん、潰瘍性大腸炎の兆候を確認すべきとの見解を示している。同年6月から7月に、市民団体が北谷町民を対象に行った血液濃度検査では、6種類のP F A S の合計値が20ナノグラムミリリットルを超えた人が76.3%であったと報告されています。

環境省では、毎年化学物質の人への暴露量、モニタリング調査を行っています。暴露量とは、大気や水、食べ物、あるいは皮膚に触れることなどを通して、人が体の中に取り込む化学物質や放射線の量のことを言います。有害な物質であっても、体に取り込む量が少なければリスクは低くなり、逆に有害性の低い物質でも大量に取り込めば悪影響が出る可能性があります。そのため、この暴露量を把握することは、健康への影響を正しく判断する上でも、とても大切な要素となっています。科学的知見の蓄積につながるとても重要な取組だと考えます。こうした

国の調査を、本村としても積極的に活用していくことは大切ではないでしょうか。

つきましては、本村がこのモニタリング調査対象自治体となるよう、環境省に対して働きかけていくことをぜひ検討いただけないでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

私のほうでお答えします。

この知見が今乏しくない中、血中濃度の検査の実施をお願いしたという形を取った以降、この結果に基づいて、こちらが今どう行動しているかというのが分かりづらいところもあります。研究機関にですね、その数値を投げて、どの程度の影響があるかというのは、研究の一部になる可能性はあるとは思っていますが、一市町村としてですね、それをやる予定はございません。以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ウナイという映画が今上映されていますが、透明なPFAS汚染に立ち向かうという映画なんですね。その中で、これはイタリアの例なんですけど、3歳児の母が上の2人の子供を低体重で出産した。3人目を妊娠している際に、低体重出生とPFASとの関連が判明し、医師からの薬を処方され、3人目は正常な体重で出産したというようなこともありますし、イタリアの地域で本当に行われた血液検査でも、娘に至ってすごい値が検出され、彼女はがんで亡くなっていったということが、世界の中では実証済みというふうに言われているんです。これは、やはり日本ではそこはすごく遅れている部分だと思っております。

ぜひこちらのほうでも、そういった見識もあるということも踏まえながら、どうにかその見

識を、しっかり検証する上でも、再度働きかけることには、有効ではあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

今おっしゃられた国の研究結果ですが、今、私たちでも、国のホームページだったり、県のホームページからいろいろ確認している中ですので、国のほうから、国、県、研究機関から、答弁にも示されているとおり、もう少し分かりやすい、市町村が分かりやすい情報が出てきた際に、そういった情報提供をしないと、血中濃度が高く検査で出た方とかもですね、混乱するのではないかなと思うんですよ。その辺をしっかりとこちらも見極めて対応したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

沖縄の現状としてですね、2016年1月に、企業局による記者会見で、県内7市町村45万人に供給している水道水の水源である河川や地下水から、高濃度有機フッ素化合物のPFASが検出されたことを発表され、このことで、県民はPFAS汚染の事実を知るきっかけとなりました。知ったことで、水の浄化をしていくということで、濃度を下げていくということにつながっておりますので、世界的にもそういった知見もありますし、今、日本は50ナノグラムリットルということですが、アメリカはもともと70ナノグラムリットルだったのか、そういったいろいろな治験をしていく中で、今では4ナノグラムリットルまで下がっていくというようなものは、世界的にあちらこちら、ドイツでも2ナノグラムリットル。本当は、もっと日本も積極的に国が調査をして、しっかりやっていくという

のが本筋で、行政としてもそういうことがあれば、しっかり村民に伝えていくということにはなると思いますので、その辺はしっかり注視しながらやっていただきたいと思います。

まず私たちが知ることがとても大切。知ることとで行動が起こり、改善していくというのは、この映画からもよく分かることでした。本当に、当局の答弁にありますように、懸念については私も理解しておりますし、専門家の間で意見が分かれる状況ももっともだと思います。その上で、村民の皆さんに偏りのない、少ない正確な情報に触れられる場は必要と考えますので、村主催が難しい場合でも、例えば県企業局など、行政機関による説明会であれば、一定の中立性が保たれるのではないのでしょうか。村としても、県主催の説明会の開催を働きかけるなど、可能な範囲で検討していただければと思いますが、再度よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これにつきましてはですね、県というよりも国からの動向を注視して、PFASに関する新たな情報が国から発信されれば、こちらとしてもホームページなどで情報提供を行って、PFASに関して理解が深められるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

ぜひそういった情報をしっかりチェックして、動向が変わるたびに周知していただければと思います。

5番目のPFAS汚染に関する進捗状況のことなんですけど、これまでPFAS汚染についての県内立入調査を協力することを求める要請書も、この間行っておりますし、軍転協におい

ても毎年、県とともに申入れをしているというふうに承知しております。これまでのとおり、本村としても行政の責務として、村民の生命と財産を守る立場で、引き続きそういった要請行動を続けていっていただきたいと思います、よろしくお願いいたします。そのことについて、一言お願いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

PFASの問題につきましては、それを供給している県企業局の構成市町村も含めた大きな問題だと思いますので、私たち単独での市町村の行動ではなくて、中部市町村会、あるいは県町村会、そういった辺りを共にして行動するのが適切……、適切というよりも、そのほうがよりベターだと思っておりますので、そのような行動をしてまいりたいと思います。

まずは、日米地位協定の壁というんでしょうか、そういった基地内の調査がなかなか難しいということは承知していると思っておりますので、そういった面も含めて、なかなか我々が中部市町村会で要請しても、なかなか回答が得られないという状況がございますので、ただ、引き続き、それはまた中部市町村会のほうでも話し合いを上げていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

村民のためにも、ぜひそこは、多くの市町村とともに、県とともに取り組んでいただけたらと思います。

少し映画の紹介をしたいと思います。アメリ

カのみネソタ州のPFAS汚染地域で育ち、15歳でステージ4の肝臓がんと診断され、亡くなる直前まで、州議会でのPFAS規制を訴え続け、彼女の死後、ほとんどの製品へのPFASの使用禁止が法律と制定されました。その法律は、彼女の功績をたたえてアマラ法というふうに呼ばれています。

北谷町の3児のお母さんですが、2020年、勉強会でPFAS汚染について知り、PFASの県民大会でジョン・ミッチェルさんの言葉に衝撃を受け、PFAS汚染問題の解決を求め、北谷町議会議員に立候補し、今、議員として活動しています。また、同じく金武町の2児のお母さんですが、仲宗根由美さんのテレビでの訴えを見て、PFAS問題に気づき、昨年、2024年11月に金武町議会議員に立候補し、当選して、今議員としてその活動をしています。

私たちは、まず知ることが大切。そこからまた新たな行動につながっていくということをお互い共通認識を持って、今後発信していくことを共通で持っていたらと思います。

最後に、国連のほうで女性差別撤廃委員会に、仲宗根由美さんが去年参加していて、奇跡的に、ここで発言をすることが許されたので、そのときに彼女が読み上げた文を紹介したいと思います。

「私は琉球、沖縄の母親です。PFAS汚染が女性や少女に与える健康権の侵害について、日本に対する勧告に盛り込んでいただくようお願い申し上げます。最新の研究では、PFASが染色体異常を引き起こすことが明らかになっていますが、日本政府は汚染地域を調査する予定がありません。日本政府は予防原則に基づき、汚染の原因が科学的に証明されていなくても、疫学調査を行い、不安を抱える妊婦や住民に包括的なケアをすべきです。この声は、沖縄の女性たちだけのものではなく、日本中で苦しむ人々の声です。ありがとうございました。」と

いうふうにスピーチをしてきておりますので、そういった皆さんと、市民団体の皆さんとともに、行政がしっかり国へ訴えていくということをお互いでやっていくことがとても大切だと思います。村民の大切な生活と権利を、健康を守るために、できることから取組を進めていただけることを願っております。

以上でPFASについての再質問を終わりたいと思います。

これから、手話施策についての再質問を行っていききたいと思います。

手話施策推進法、令和7年6月施行を踏まえ、本村の障がい者総合計画に手話施策を盛り込む方向で前向きに御検討いただき、ありがとうございます。計画の一部改訂は、令和8年度から9年度にかけて行い、実施は計画策定後になるとのことでした。一方で、実施までに一定の期間を要することから、幾つか確認させていただきたいと思います。現時点で、お答えいただける範囲でお願いします。

まず、本村の現状について伺いたいと思います。本村における聴覚障がい者の数は何名でしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

議員の御質問にお答えします。

本村における聴覚障がい者の数ですが、1級が2人、2級が13人、3級が6人、4級が15人、5級が基準がなくて、すぐ飛んで6級が40人、合計で76人の聴覚障がい者数となっております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

課長がいきなり手話をしたのでちょっとびっくりしました。

行政窓口における手話通訳、遠隔通訳の利用状況はありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

議員の御質問にお答えします。

行政窓口における手話通訳、派遣等であったり、職員の配置は実績がなく、実際に窓口での手話でのやり取りは、実績はございません。ただですね、遠隔通訳については、令和6年度より窓口のほうにタブレットを利用した多言語映像通訳というものを導入しておりまして、住民生活課に1台、健康保険課に1台ありまして、住民生活課のほうで税務課と共用して使っているものと、健康保険課のものについては、福祉課で使っているものがございます。主に外国人の通訳をオンラインというか、結んで制度説明等を行っておりますが、その中に、機能として手話通訳がありますが、実績はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そういった方たちは、こういったことで、こういった形で、窓口でというか、行政の手続をされているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質問にお答えします。

福祉課内におきましては、数はそんなにいないんですが、ほとんどが筆談ですね。手続の申請等ですので、筆談レベルである程度できるということで、例えば相談とか、ちょっと込み入った話になると、その辺は難しくなりますので、こういった手話映像でのやり取りになるかと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今、社会福祉協議会が実施している手話奉仕員養成講座が行われていると思いますが、その実績について教えてください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

手話奉仕員養成講座については、村のほうが社協のほうに委託して実施しておりますが、入門と基礎の2種類、両過程がありまして、隔年で行っている形になります。直近の実績としまして、令和5年、基礎を12人受けていただいています。令和6年に入門のほうを13人受けていただいて、今年度、7年度が終わったということで、今年度はまた基礎という形で8名の方が、手話奉仕員養成講座のほう、入門だけではなくて基礎のほうも含めての実績となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

この講座を受けられた方たちは、その後どのような活動をされているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

手話養成講座入門編、基礎を受けた後にですね、手話奉仕員という形で、例えば、すぐに実践はできないと思いますので、村の手話サークルに入って活動を広めていくとか、ある程度スキルが上がった時点で、村のほうに手話奉仕員として登録していただくと。全員が登録するわけではなくて、やはりその方の日常の時間とかもあるので、全員が全員ではないんですが、そういった形で活躍いただいています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これまで、本村事業における手話通訳の実用実績とか、今後の見通しというか、予定というのはありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

本村の手話奉仕員の登録についてですが、この講座を受けた方もそうなんですが、村内のみならず、村外の方も登録ができるようになっておりまして、平成18年度辺りからその登録を始めておりますが、これまで積み上げで、手話奉仕員、手話通訳者及び奉仕員等含めて44名の登録がございます。見込みとして、例えば今年度、令和7年度の基礎の養成講座を受けた8人の方がどれだけ登録してくれるか、何年かかかるかと思いますが、その部分で見通しとしては、年間数名程度は登録できたらという形で、計画にも見込みとして上げております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村の事業にその方たち、手話通訳の方を活用するという計画はありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

本村事業での手話通訳の活用、実績も含めてですが、令和4年のほうに1件だけありまして、身障者スポーツ大会に対象者の方がスポーツ大会に出られたということで1件出しておりますが、それ以後は実績がない状況となっています。

今後ですね、様々な、できる限りそういう手話通訳、例えば講演会であるとか、そういったものについても検討するべきかと考えております。
以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

防災訓練における手話を活用した取組の実績等というのはありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

今のところ、防災訓練で手話を活用した訓練の実績はありませんが、社協のほうに確認したらですね、仲順自治会のほうで、訓練に、手話でコミュニケーションを取る方が参加することがあったということで、そのときには身内の親族の方がいたので、その方をお願いしてという形になりますが、その辺を各防災組織とか、そういったものと連携してできたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなか耳が聞こえない方にとって、防災マイクでのお知らせというのは、なかなか通じないというところがあると思いますので、そういった災害のとき、本当に人命にかかわるようなことにつながるケースもあるかと思いますが、しっかりその辺は取り組んでいただきたいと思います。

当局から答弁いただいたことに対して、これからまた質問していきたいと思いますが、1から3の答弁については、関連しますのでまとめて質問したいと思います。

障がい者総合計画における手話施策の位置づ

けについてですが、独立した項目として明記する方向性なのか、既存の施策の中に取り組み形を想定しているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

本村の障がい者総合計画に盛り込むということで、一部改訂を今予定しております。その内容について、この法律自体が議員立法でございますので、国のほうも施行された通知を出しております。国、県の総合基本計画、障害者基本計画のほうにも盛り込んでいくという形で、今はまだつくられておりません。多分来年辺りから作業が始まると思いますが、その中で、こういった形で出てくるのとも見ながらですね、盛り込んでいきたいと思っております。多分その部分が、今計画の中では、表現は出てきていますが、それをまとめて、法律に沿った項目になってくると思っておりますので、別ではなくて、その一つとして多分出てくると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

分かりました。

今後さらに法的な根拠もつけて、さらに強くやっていくというような認識でよろしいですかね。

計画策定の過程で、聴覚障がい者や手話通訳者、関係者の参画を確保するのかを伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

今回の手話施策推進法において、その中に、第18条に手話を使用する者等の意見の反映とい

う形で書いておりますので、本村の障がい者総合計画の一部改訂についてはですね、その方たちを対象としたアンケート調査であったりとか、そういったパブリックコメント等は必要かと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

よろしくお願いいたします。

教育委員会のほうにお尋ねいたします。小・中学校での手話教育は、今後検討するとのことですが、計画策定前でも、事業の実施や教職員向けの研修など、できることから始めていくことも大切かと考えます。教育委員会として、こうした早期の取組について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学習指導要領の総則の中においては、福祉に関する学習として、道徳で家庭、地域、社会、そして学校間交流、そして関係諸機関等との連携に努める。そして、総合的な学習の中では、探求課題として取り入れるということの文言がございます。それを受けながら、現時点としては、小学校、そして中学校それぞれ、小学校においては、総合的な学習の中で手話に関する学習が進められており、中学校においては、聾学校との交流ということで、そういう学習活動が展開されております。今後でもですね、この取組については、福祉課と連携しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私の理解がちょっと足りていないところがあるので確認なんです、今、学校のほうでは、手話を使った授業というか、道徳総合教育の中で実際行われていて、子供たちは手話を使えるレベルまでの教育が行われているということでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

小学校の段階においては、4年生で総合的な学習で、福祉という分野において、手話を学ぶというところでございまして、完璧に使えるかというところは、今のところ、すみません、確認はしていないところです。

そして中学校においては、簡単な手話を通して交流したということです、これにおいても、全ての取組を手話でということではないかと捉えられます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなか身近にいないということでは、必要性を感じられないという部分もあるかと思いますが、学校教育における手話を取り入れる意義というのは、1つに、共生、多様性教育としての価値、子供たちが早期から多様な表現やコミュニケーションを学ぶことで、偏見の少ない社会性が育つと思います。2つ目に、防災教育として、簡単な手話は日常と緊急時の双方で役に立つと思いますので、座学だけに終わらず、そういった災害時、緊急時に使えるぐらいまでは、しっかり学校教育のほうでできたらと考えますが、今後、どういうふうに取り組んでいくか、もう少し前向きに取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学校での手話教育については、聴覚障がい児の学習とコミュニケーションの保障、そして健全者と聾者をつなぐかけ橋としての役割があるというふうに考えております。そして、相互の理解と尊重の促進のために必要だということと、聴覚障がい者にとって重要な、手話は言語であるということから、学校教育において、手話の学習機会を増やすことは、学習の質を高めて、そして多様なコミュニケーション手段の習得につながると捉えておりますので、今後ともですね、手話教育については、展開を活発にできるような支援をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

よろしくお願いいたします。

災害が起きたとき、まず大切にしなければならないのは自助と共助であります。行政による公助につきましても、職員の皆さんも住民と同じく被災する可能性があり、すぐに十分な支援が届かない場合も考えられます。私の近くにも、聴覚に障がいのある方が暮らしております。災害時に必要な情報がうまく伝わらなかったり、周囲と意思疎通が取りづらくなってしまうことは、大きな不安につながるものと思います。だからこそ、日頃から地域の中で自然に手話が使えたり、コミュニケーションを支え合える環境を整えていくことが大切だと感じております。共に助け合える地域づくりのためにも、手話の普及や支援体制の充実を、できるだけ早く進めていく必要があると考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

今回の手話施策推進法についてはですね、国の責務の中で、財源を持ちなさいということでもありますので、多分この計画をつくった段階で、こういったメニューという財政支援もあるものと考えておりますので、その内容も見ながら、早急に計画、本村の計画が令和11年とか12年の改定なんですけれども、それを一部前倒しして改定するというので、今予定しておりますので、国の動向等を踏まえながら、施策を検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひよろしく願いいたします。

最後に、条例制定について、現時点では予定がないということですが、条例化の是非を判断する際の基準があるのであれば、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

条例制定について、特に基準等はございませんので、今のところ計画策定でそれを実行するに当たって、いろいろPDCAを回しながら、いろいろな施策を考えていく段取りにはなると思いますが、条例については、今回の手話施策推進法、手話に関する条例については、目指すべきものみたいな、ちょっと大きな、大義的な感じになるかと思いますが、その辺についても、先行して県内4市町がつくられていますが、その中で南風原町さんは、そういった方々からのヒアリングとか、そういった会合を設けて条例を制定していますので、もし近隣周辺の市町村も含めて検討するのであれば、この計画策定に

合わせて意見聴取しますので、その時期に合わせて条例策定もありかと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

県内でも、県をはじめ4市町がやっているということで、課長からも答弁がありましたので、ぜひ本村でもしっかり取り組んでいただけたらと思います。

現代版組踊の平田大一さんが、鬼鷲、琉球王尚巴志伝ということが、来年の2月に公演をされるんですが、その際に、初めて舞台に手話の通訳をつけるという取組をしていくということでもありますので、今後また、前回上映した比嘉太郎物語みたいに、本村でもそういった事業があれば、そういったことも活用していただきたいと思います。

あと、来年度から沖縄県と一緒に、沖縄本島内の6か所の児童養護施設から、50人の子供たちが参加する新しい取組もなされているというふうにありますので、紹介しておきたいと思います。

今回、今、本村がつくっている障がい者総合計画の中を見ていただくとですね、国の基本理念というところから、行政社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的な方向を定めるというふうにあります。また、防災とか災害発生時における、障がい特性に配慮した支援というのもうたわれておりますし、また、文化、芸術、スポーツ等の振興に対しても環境の整備がうたわれています。障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請等も明記されておりますので、ぜひその辺もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ます。

手話は特定の方だけのものでもなく、互いを理解し合い、支え合う地域をつくるための大切な言語であります。本村の手話施策が、誰にとっても優しく暮らしやすい地域づくりへとつながることを期待し、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 1 1 時 4 7 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉義弘議員。

○ 1 1 番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問を行います。

大項別に 4 点ほど順次質問してまいります。

まず 1 点目、農業政策の一環として。

1、前村政時代にアンテナショップや農地放棄地の縮小や農家の農作物の量産販売の拡大等の趣旨で、指定管理者を置いて店舗風のしおさい市場を漁港近くに展開したが、結局いろいろと問題や課題があり、残念ながら継続できませんでした。個人的にも、どうかとは思っていましたけれども、村長は農業の分野の振興発展には関心があると思いますけど、いかがでしょうか。

2、最近、村長も御承知かと思いますが、一農家、現在は企業として経営していますけど、特に一つの農作物に力を入れていることについて、情報等は持っているのでしょうか。ついでに、そこをもし知っているのであれば、訪問したことがあるか。視察をしたことがあるか、その点も質問したいと思います。

3、私の情報によると、生産高が現在では県内でトップだと言われているが、村長はそのことについても知っているのでしょうか。

4、現在ではシルバー人材や身障者就労支援（B型事業所）の力も借りて、失業対策にも貢献し、福祉関係の面でも貢献しているということでもあります。そのことも御承知か。

5、村として政策の一環として応援する気持ちはあるか。例えば、村内や近くに大型スーパーがあるので、トップ営業マンとして協力することはいかがでしょうか。

大きな 2 点目、トンネルの活用について。

1、以前トンネルの落書きの件で質問を行ったことがあるが、その後、その場所の確認をしたことはあるか。これは、私が以前質問したのは和仲トンネルでした。今回はそこは違って、私の勘違いで別の場所でした。

2、前回の質問ではトンネルの落書きとして見ていたが、芸術としても考えられるとの答弁もあったが、その考えは今でも変わらないでしょうか。

3、村内の自治会長の皆さん方から御意見があり、トンネルを芸術的な面で活用してみてはどうかとありましたが、いかがでしょうか。

4、トンネルは長くて、そして暗いので、子供たちが危ないので街灯を設置してはどうか。財政も厳しいと思うがどうですかということで質問しましたが、これは場所が違っていたので、確認したら既に街灯はついておりました。

3 点目、村選挙管理委員会の機能について。

1、村民からメールの記事が送られてきたとき、大変ショックでした。それは北中城村商工会が去る 7 月の参議院選挙で、一候補者に投票するように促した記事が出ておりました。個人的には、商工会とはかつて商工会の三役や青年部長として深く関わっていたので、少し驚きました。さて、過去にこのようなケースがあったかどうか伺います。

2、新聞記事の内容によると、選挙管理委員会は、商工会と情報交換して対応を考えたいとのことだったが、その後どうなったか伺いたい

と思います。

3、ほかの団体で似たようなケースがあったかどうか。これも伺います。

4、議員や村三役も政治家ともある意味言われているので、このようなケースは村では絶対なくしてほしいが、いかがでしょうか。

4点目、比嘉太郎村民劇を観て。

1、正直、2日間上演されたが、2日間とも超満杯で、中には、観られなくて帰った村民も多くいました。村長は実行委員長ということでしたが、こんなに盛り上がると思っていたか。

2点目、比嘉太郎村民劇を観られなかった村民が多くいたが、その村民におわびをしたほうがよいのではないかと思います。その方法として、もう1回上演してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、比嘉太郎のさきの戦争での活躍は知ったが、単なる面白さというよりも、平和がいかに大事かを認識した村民が多かったのでは。

4点目、さきの戦争で日系人米国人が差別されたことも知りましたが、戦争では最も危険な順番に、まずは差別された人種から先に犠牲になります。そういった意味で、今回の上演を観て、その感想があればどうぞ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

1番目の農業政策の一環としてということでございます。

1番目の回答といたしまして、農業の分野の

振興発展については、北中城村第5次総合計画でも示されているとおり、大変重要であると考えております。

2番目の回答といたしまして、議員がお尋ねの企業につきましては、キクラゲの生産や商品開発及び販売にも積極的に取り組まれている企業だと推察いたします。

3番目の回答といたしまして、2で回答した企業ということであれば、存じ上げております。

4番目の回答といたしまして、3と同様の回答でございます。

5番目の回答といたしましては、村内の一企業でこれほどの実績を積み上げていらっしゃることに、大変に頼もしく思うとともに、他の一次及び二次、三次産業の関係者の方々へも今後の活躍を期待しているところであり、可能な限り支援を行ってまいります。

大枠の2番目のトンネルの活用についてでございます。

前提といたしまして、現在、村が管理するトンネル、ボックスカルバートは、県道バイパス及び高速道路の下部を通過する村管理道路の内空管理（構造物の躯体は含まない）に限られていることを御承知申し上げます。

まず、質問の1につきまして、県道バイパス下部のボックスカルバート（和仁屋地区、喜舎場地区）において、落書きの数が増えてきていることを確認しております。

2番目の回答といたしまして、前回答弁において、世界的には落書きの中でも芸術的評価が得られているものがあり、一概に否定するのではなく、適正な管理による無秩序な落書きを抑制する取組として、アートプロジェクトを計画している旨の答弁をしており、その考えは現在でも変わっておりません。なお、不正な落書きを容認するものではないことを御承知申し上げます。

3番目の回答といたしまして、落書き対策と

して、先に絵を描くことが有効であるとして、全国的に取組の事例があり、村でも公園トイレに描画した箇所では、新たな落書きが抑制されております。今回の自治会長の皆さんからの芸術的な面での活用について、地域からの提案がありましたら、村としても協力してまいります。なお、構造物の保全や通行に支障が生じるなど、施設管理上の問題がある場合には活動内容を制限することがあります。

また、現在、喜舎場地区のボックスカルバートで、喜舎場自治会を中心に、「わが街アートプロジェクト in 喜舎場」の取組が進められており、村民、特に子供たちの参加を呼びかけております。

4番目のトンネルについてでございます。県道バイパス和仲トンネル及び県道下部のボックスカルバートについては、既に道路照明が整備されております。

大卒の3番目、村選挙管理委員会の機能についてでございます。

1番目の回答といたしまして、今回が初めての事案で過去にはありません。

2番目の回答といたしまして、村商工会長より聴き取り及び事実確認を行い、口頭指導を行いました。また、聴き取りした内容を沖縄警察署へ報告しております。

3番目、他の事案については把握しておりません。

4番目の回答といたしまして、健全な法治国家を堅持するため、政治家が率先して法令を遵守し、その模範を示すべきと考えております。

大きな4番目の比嘉太郎村民劇を観てということで御質問があります。

1番目の回答といたしまして、正直、私自身、チケットの売上げが心配で、売り切れで観に来た方々を帰してしまうとは思いませんでした。観られなかった方々については、大変申し訳ないことをしたと反省しています。

2番目の回答といたしまして、劇を観られなかった方々に対しては、おわびを申し上げたいと思います。再度上演することに対しては、多額の経費と多くの陣容・時間を要することから、今後の開催については、今のところ未定であります。

3番目の回答といたしまして、彼の生き様を通して、命どう宝、戦争・平和、あるいはウチナーンチュのアイデンティティー等を感じていただけたのではないかと思います。

4番目の回答といたしまして、最前線で敵陣に突っ込む前衛部隊の死亡率は格段に高いものである。1941年の真珠湾攻撃で、対戦相手国の日系人たちは、その負い目からその役を受けたのだろうと思われるが、その役目は大変過酷なものであったと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点目の農業政策の一環として。これから質問に入りたいと思います。

前村政時代に、農業振興に大きく貢献すると期待されたしおさい市場の事業が、残念ながら継続できなかった。3,000万円の予算をかけての事業ということもあり、財政的にも大きな負担になったと思います。しおさい市場が成功しなかったことで、村は農業振興のための事業計画をその後考えているかどうか。あるいはまた意気消沈として、いわゆる農業に対して、もしかすると遠慮深くなるのかと思っていますけれども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

また以前、農家の皆さんが集まっていろいろと、協力し合って野菜等を販売していたが、現在、その辺りはどうなっているか。もし知っていれば教えていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉義弘議員の再質問についてお答えいたします。

以前、アンテナショップ、しおさい市場を営んでいた際には、村のほうがお膳立てをして、何とか農家の方々に、奮起して生産量を上げていただきたいということを目指して、やっていたところだったんですけれども、やはりなかなか実際の生産していただける農家の皆様方の生産量が、逆にお客様を満足させるまでは、水準を上げていけなかったというような実情がございました。

ただし、やる気のある農家さんたちもいらっしやいまして、現在、地産地消推進協議会という形で、役場の庁舎の駐車場で軽トラ市などを開催しているところではあるんですけれども、村内に限ってしまうと、つくられる品数、品目もそうですし、品数もそうですし、どうしても、育てている期間は生產品として出せないところもございますので、やはり年間によく出せることで月1回から2回、また出せない場合には、ちょうど育てる時期なので、3か月から5か月ほどは、間がどうしても空いてしまうというような実情がございますので、この辺りは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに、そのときの担当課長が現在の課長で、非常に御苦勞されているのも知っていましたし、やっぱり村内の農家の皆さん方が、若干御不満を持ってね、できたら野菜があるときに来てもらいたい、あるいは、ないときに来たりしていろいろな不都合もあって、不満も私に訴えがありましたけれども、そういった意味でも、課長も大変御苦勞されていると思いますけれども。

次に行きたいと思います。確かに、キクラゲの栽培を集中的に一農家、今は企業ですが、非常に頑張っています。現在、農業の分野から企業の分野に移行し、事業の拡大を図っています。単なる事業拡大だけではなく、福祉や失業対策にも力を入れております。例えば、シルバー人材や身障者就労支援と、そういったものにも力を入れて、その経営者の農業の原点は、教育だと言っておりました。経営者は、もともと学校の先生だったそうです。教育が専門で、教育で大学を出ていながら、実は、なぜ農業に関わったのかと。原点はその農業だったそうです。学校で教育を継続しながら考えたのは、現在の農業の分野でした。経営者の農業の原点は、やはり教育だと言っておりました。その辺りの感想は、村長どうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、よく頑張っている一農家がなんでキクラゲに一生懸命なのかと、ちょっと不思議に思って尋ねた。そうしたら、本人は大学を出ていて、そして農業になぜ関わったのかと不思議に思ったので聞いてみたら、農業が原点だったということで、そして今、一生懸命、キクラゲが非常に健康にも役立つし、商売上も非常にいいということもあって、頑張りましたけれども、その点についてはどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件については、午前中の上間議員の御質問等にもありました。行政として、村民が頑張っている。そういったことで支援とか、そういったこともどうなのかとおっしゃっていましたので、基本的には、私たちは、まずは前段の回答といたしましては、承知をしております。そしてまた、どういった支援ができるか等についても、上間議員に回答したとおり、私たち行政でできる限りの支援は、しっかりとやっていきたいと思えます。

それから国庫補助事業、県補助事業等についても、仲介しての、村の事務等がありますので、そういった面でも協力してまいりたいと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

農業をやっているその場所、そういった事業所を訪問したことはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

はい、ございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

何か御感想はありませんか。見て。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

感想としましては、一個人であれだけの事業を展開していることに、大変感銘を受けました。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、キクラゲの生産高では、県内では一番だそうです。そして、全国では2%の売上高になっているそうではありますが、さらに、先ほど特産品という言葉を使っていいかどうかというのを、ちょっと気にはなりましたが、北中城の唯一つくっているこのキクラゲ。これをもっと、一個人の経営ではあるけれども、村長としての、首長としてのトップ営業マンということで、例えば、我が村にはスーパーの県内一の売上高、規模等も含めて、そういうのがありますけれども、そういったところにトップ営業マンとして協力することはできませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このことの支援については、私たちはふるさと納税関係の返礼品としての扱い、そしてまた、今おっしゃったように、直接首長を含めて販売促進に努めてまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、企業名を申し上げますと、また注意されそうですから、例えばスーパーだけでなく、沖縄県で一番薬局を展開している薬局があるんです。たまにそこに行きましたら、やはりそこでも、このキクラゲが売っているということが分かって、そういった方法で、個人的な意味ではなくてトータルで考えて、そういったことを見つけては、行政からも協力してはどうかと思うが、その辺りはどうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉義弘議員の御質問にお答えします。

先ほど、薬局にこちらの企業の商品が置かれ

ていたというお話があったんですけれども、私のほうが聞いている限りでは、ここは、御本人たちが事業開拓として販売ルートをつくられたという話は聞いております。先ほど村長からもありましたとおり、一企業に対して、一企業を逆に推薦するということは、私どもの公務上、あまり好ましくないところもございますけれども、やはり村内産としての宣伝はやるべきものかと考えておりますので、この辺りは法に抵触しないような形で推進をやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その薬局に行って、本当にこの一農家が努力していること、しっかり感動しました。

では、次に行きますけれども、シルバー人材の私も会員でありますけれども、シルバー人材の会員、労働として、そして福祉として、高齢者の失業対策も含めて貢献をしているということも、それもやっているようですが、それはどうですか。知っていらっしゃいますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先日、ファームを訪問したときにいらっしゃいましたので、承知をしております。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

村長の回答にちょっとつけ足したいと思いますが、これは初日の行政報告でもお伝えしましたとおり、10月31日に、村長、副村長、教育長、3名を筆頭に、あと時間が取れた課長も3名ほど追隨して訪問して、生産方法とか、こういった栽培に対する代表の考え方ですね、こう

いったものを聞く機会をつくっていただきました。またそのとき、収穫体験なども経験させていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういったことで、いろいろな方法で農業に尽力している人たちもいらっしゃるということも今回知りました。そして、行政もぜひ農業に対しては、農業振興については、これからも頑張ってもらいたいと思っております。

次に行きたいと思えます。トンネルの活用について。

私の質問の中で、和仲トンネルのことでしたが、それは間違いで、実はバイパスの和仁屋付近の、村の管理するトンネル、ボックスカルバートの落書きの件です。そのボックスカルバートは、村の管理はないか、県道のバイパス下部のボックスカルバートにて落書きが増えているとのことですが、その対応はいかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やっぱりその落書きについては、自治会の皆さん方からも、その落書きではなくて、課長も落書きによっては芸術にもなるということ、かつて答弁をいただいていたこともあります。今回この自治会からは、何とかこれを絵にしたいという考えを持っていますけど、その辺りを検討されるということでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

当該箇所、その和仁屋の入り口になるボックスカルバートですけれども、昨年だったと思いますが、自治会のほうで一度消す作業、ペイントしてですね、その落書きを消したという経緯があります。しかしその後、また新たな落書きがされているというところを我々も確認しておりまして、我々からすると、今までの経験からすると、先に絵を描いておいておくほうが、落書きの対策になるというふうに考えておりまして、自治会からのそういうお話があれば、一緒にそういった落書き対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

自治会からの要望は、私も舌足らずかと思いますがけれども、希望としては、地域に画家がいらして、本物の画家がいらして、その人に絵を描いてもらったかどうかという話がありましたけど、しかし、これは予算が多くかかるので厳しいんじゃないかと。子供たちに描かせる方法はどうかと聞いたら、それでもよいと言っておりました。そういった意味では、今の答弁で、もし自治会から要望があったら検討すると言ってよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、和仁屋ではないんですが、喜舎場のほうの中学校の近くになりますけれども、あそこで、ちょうど今こういう形で、「わが街アートプロジェクト in 喜舎場」ということで、これにつきましては、地元の住民の方で絵心がある、アート活動をされている方がいらっやって、そ

の方の協力で絵を描くということで、ちょうど今取組中です。先週金曜日に、下処理として落書きを消して、今週日曜日、12月14日午前10時から、子供たちとか住民の皆さん一緒に絵を描こうという取組をしています。同じようにですね、地域から提案がございましたら、我々としてもそれに協力していくと。実際、今回のこのプロジェクトにつきましても、役場職員、その中学校の生徒とか、絵を描いていただいているその方の活動の中で、その子供たちの参加があったり、自治会長会の方もおおむね参加いただいていたということで、警察、県、役場を含めて40人ぐらい、先週は参加いただいていたというところでございまして、結構皆さん、快く参加いただけているかと思しますので、同じようなことが今後取り組めるかと思ます。

ただ、その絵を描いていただく方も、かなり労力を、日数をこれに費やしておりますので、何らかの謝礼とか、そういったことも今後考えていく必要があるということは思っております。なかなか、無料でずっとやっていただくというのは、酷な話なのかというところもあって、何らかの謝礼ぐらいが出せないかということは、今考えてはいるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ポスターを見ていて分かりましたけれども、たしか喜舎場のお宮のトイレのほうの絵だと思いますが、確かに見ました。あれは喜舎場の子供たちですか。村民ですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

渡口の多目的広場ですね。昨年度、同じ方にやっていただきまして、その方はいろいろ子供

たちの世話をされていて、その子供たちも一緒に絵を描いていただいた。その保護者の方にも参加いただいていた。今回も、そのメンバーさんの参加があるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、和仁屋の地域での落書きの問題、絵の問題ですけど、和仁屋の子供たちにお誘いをかけて、中心になって描いてもらう。その手法が一番ベターなんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この落書き対策で、有識者のお話ですと、やはり地域活動として小まめに対応する、あるいは子供さんたちに描いてもらうというのが、対策として効果があるというふうなお話がございます。そういった意味では、地元の子供たちが参加することで、その対策に結びつくのかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。

和仁屋のあの場所もいい場所であるので、ぜひきれいにしてもらいたい。あれは美に関わるようなトンネルならば、さらにいいんじゃないかと思います。

次に3点目の選挙管理委員会の機能についてということで、私は商工会に長く関わっていた頃は、そのようなケースは出ませんでした。商工会以外の団体でもそのケースはありますか。また、商工会を指導したことは過去にありませ

んか。基本的には、商工会は中立の立場を取っています。ただ、ダミーの団体もありますが、その辺りは承知でしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まず一つ訂正というか、義弘議員が商工会というふうにおっしゃっているんですが、商工会というのは組織なので、商工会がそういった行為をした事実はありません。商工会の現会長がそれを行ったと。これは誤解しないでいただきたい。

それを踏まえてお答えしますが、過去にそういった事案はありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

新聞の記事を見ていますと、商工会の会長さんは、そのことを、ルールは全く知りませんでしたと弁解し、おわびをしていましたけれども、実は考えてみると、私たちは商工会を立ち上げて、そして長く関わってきたんですよ。確かに、本来なら後輩ですから、我々はその辺りを勉強として教えずにちゃいけませんでしたが、教えた記憶もないし、もしかすると、我々も間違っていたのか、あるいは教え方がまずかったのかという反省も込めて、今回質問していますが、何か御注意なされたようですが、その結果はどうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ちょっと経過説明をさせていただきたいと思っています。

まず、7月23日に、沖縄タイムスにそういった記事が掲載されました。同じ23日、沖縄警察

署の方が来庁して、状況を確認されてございます。その翌日にですね、本人及び新聞内容の報道が事実なのかということを確認して、こういった呼びかけは駄目ですよということで、口頭注意はしてございます。その後は、大分反省されて、周りの方からお叱りを受けたみたいです。村長、副村長にも謝罪に来ていました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回、このように新聞に出てしまったので、村民もみんな知ってしまった。そういう意味では、非常に本人たちも今、申し訳ないという気持ちには強いかと思いますけれども、我々も、これからも見守っていきたい。行政もひとつ、選挙管理委員会もひとつ、見守っていただきたいと思います。

次に行きます。次は村民劇比嘉太郎物語を観てと言うことで、1番目に、正直、文化協会の役員として、護佐丸の劇に関わったことがあります。しかし当日は、旧村民体育館が超満杯になり、本当に安堵したのを覚えています。今回の村民劇比嘉太郎物語が、当日の幕が開くまで、実行委員長は精神的に苦しかったのではないかと想像します。ところが、2日間も満杯で、お客様が入れず、村民劇比嘉太郎物語を観られなくて帰られたお客さんもたくさんいました。実行委員長は、しっかり役目を果たしたという安堵感と、逆に見られなかったお客様のことで悩んだのではありませんか。感想として、どちらが重く感じているかお知らせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

まずその前に、これは12月号のNHKの機関

誌でございまして、12月19日午後7時半から比嘉太郎物語を放送するというので、機関誌に載っておりますので、御承知おきください。

今、比嘉義弘議員の御質問については、大変私も安堵したところでございまして、ただ、入れなかったお客さんもおります。750名。チケットの売上げで677枚。出演者も含めて大体700名を超えていると思います。そこで見られなかった方に対しては、今後また何か、DVD等を作製している最中ですので、それが披露できるか、あるいはまた、ただ村民劇を再度上演することについて、大変な労力、そして資金が必要でございまして、今のところ未定でございまして。ただ、せっかく会場にいらしたのに観られなかった方々に対しては、この場を借りておわび申し上げたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この村民劇比嘉太郎物語を観て、非常に大喝采を受けたので、これを契機にハワイとの交流、現在は、いわゆる南米との交流は非常に深いんですけれども、なかなかハワイとの交流がありません。過去に何度か村長たちにも質問しましたが、結局まだ交流を持てていない。向こうの比嘉武二郎さんとも、私は旅行社に勤めていたこともあって、ちょくちょく向こうで会いました。心配していたのは、ハワイの現地の若い人たちが、やっぱり北中城村という故郷に対して、だんだんと関心が薄らいでいるというふうに、それを心配していました。そういった意味からも、ぜひこれをきっかけに、何とか工夫していただけないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私もハワイ移民125周年で、ハワイに行きましたけど、ハワイの村人会の皆さん、会おうと

思ったんですけど、会えたのは会長さんと副会長さんだけでございまして、大勢いらっしゃるのかと思っていましたが、まだまだ組織としては脆弱なところがあるような気がいたしました。

ただ、これから交流、いろいろな情報交換等を深めまして、何とかそういった姉妹交流ができればいいかと思うんですけど、まだまだ今のところ、熟度はまだまだかと思えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

多くの村民が観て、観られなかった皆さん方が非常に残念がっているということも、私も直接耳にしました。今、お答えがあったけど、予算がかかるので、なかなかもう一度やるということは難しい。しかし、予算をかけないでというわけではないけど、何か方法はないかと思いますが、それを検討してもらえませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

このような文化的な事業等については、県の文化観光スポーツ部のほうの制度資金があると思っておりますので、そういったことは活用できると思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

またですね、今度、出演者がたしか60名だったと思うんですが、単なる出演者、仲間というよりも、それ以上の仲間意識が強かったのかと。そういった意味で、この仲間づくりについては、今後村長も努力されると思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

出演した方々は、大変喜んでいましたし、要

望としてはまたやりたいという要望もかなり多かったようです。そしてまた、このままこの演劇で終わってしまうことについては、寂しい思いもあると。そのために、また再度集まって、みんな交流会をしようじゃないかと、そういう話合いもありますので、大変有意義な村民劇であつたのではないかと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

3つ目に、特に今回については、島袋出身の皆さんは、村民劇比嘉太郎物語を観て、本当に誇りを強く感じたんじゃないかと思えます。その感触はあつたと思えます。同時に、村民の子供たちや若い人たちの教育にも役立ったのではないか。そして、戦争がいかにむごいか、さらに理解できたのではないかと思いますが、その辺りはいかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ある意味で、この村民劇のテーマが、隠れたテーマとしてそれがあつたと思えますので、観客の皆さんがそれを感じ取っていただければと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私たちが若い頃はベトナム戦争があり、若い兵隊たちは、明日は命がないと思って、沖縄市のバーやキャバレーで、非常に飲んで暴れている風景を見ました。そういった意味からすると、やはり平和というのはいかに大事かということを我々は学びました。今の若い人たちは、今回の比嘉太郎物語でいっぱい学んだかと思えます。実行委員長や役員の皆さんにお疲れさまと申し上げたいと思います。質問を終わります。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思います。

まず1点目、本村の観光の取組やビジョンは。

北中城村は、人口が約1.8万人で沖縄本島中部のほぼ中央に位置し、高速自動車道の北中城インターチェンジ、村役場横のスマートインターチェンジ、国道329号、330号が走っており、交通の利便性として非常によい立地となっています。また世界遺産の中城城跡からは中城湾が一望でき、その城下町であった中城城跡周辺の荻道・大城地区は景観計画の重点地区に指定され、国指定有形民俗文化財の荻堂貝塚があり、国指定重要文化財中村家住宅は、その中心として県内外から多くの観光客や研究機関が訪れます。さらに、大型リゾートショッピングモールのイオンモール沖縄ライカムがオープンして10年が経過し、周辺にはおしゃれなカフェが点在するエリアとしても知られ、県内・国内外の観光客やお客様が訪れています。

そのほかにも、「街の幸福度&住み続けたい街ランキング2022（九州・沖縄）」において1位、以前は3期連続で、女性長寿日本一という名誉も獲得しております。このように、交通の利便性、観光資源やウェルネス分野においても大変魅力のある本村ではありますが、観光やまちづくりの課題として考えると、持続可能な観光の推進、プロモーションと情報発信の強化、地域ブランドの確立等が挙げられます。そこで、本村の観光に対する現状の取組やビジョンについて伺います。

次に2点目、防犯灯に関して。

防犯灯に関しては、令和6年、昨年の第6回定例議会においても一般質問をいたしました。一般的に、防犯灯の役割として明るい照明があることにより、犯罪防止、事故防止等の安全性が向上し、また監視カメラとの併用により、さ

らなる防犯効果を高めることができます。さらに、視認性の向上、地域コミュニティの活性化も図ることができ、住民が安心・安全に外に出たり、通行しやすくなることで、地域の交流やコミュニティ活動を促進する役割があります。そこで、今年度の防犯灯の新規設置件数や自治会や住民からの要望についての現状を伺います。

最後、3点目、北中城小学校の体育館の雨漏れについて。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者においては、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

北中城小学校では、今年度8月頃から体育館の雨漏りが確認され、授業や放課後の部活動等において支障を来しているという声がありました。そこで、本村の北中城小学校、島袋小学校、北中城中学校の施設の現状、修繕箇所、対策について伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。

まず、本村の観光の取組やビジョンについてでございます。

本村の観光に対する現状の取組といたしましては、令和6年3月に策定いたしました、第2次北中城村観光振興基本計画に基づき実施しております。昨年度の主な取組として、観光プロモーション事業及びウェルネスツーリズム事業

を観光協会へ委託して実施しております。

また、観光ビジョンにつきましては、観光地づくりが地域住民の暮らしの質の向上につながるまちづくり観光を基本に、推進を行っているところでございます。

2番目の防犯灯に関してでございます。

今年度の新規設置として3か所を予定しており、現在、発注に向けての準備を進めているところです。

また、自治会等からの要望については、現在12か所ありますが、現地状況等の優先度に応じて適宜進めているところであります。

3番目の北中城小学校の体育館の雨漏れについてでございます。

本村の小中学校体育館の現状について、北中城小学校体育館が平成8年（1996年）、築29年、島袋小学校が平成元年（1989年）、築36年、中学校が昭和61年、築39年となっております。北中城小学校においては、雨漏りの修繕依頼があり、ドローンを飛ばして調査を行いました。原因の特定には至らず修繕は行っておりません。対策については、調査、修繕も大規模となることから、次年度に調査・設計を行い、補助金を活用して屋根以外も含めた大規模修繕を行う予定となっております。なお、調査・設計の段階で修繕箇所が判明された場合、応急的な修繕を行っていきます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

まず1番目、本村の観光の取組やビジョンについて再質問させていただきます。

まず、本村令和7年度当初予算の総額は、前年に比べて5億6,100万円増の94億8,300万円で、過去最高の予算規模となっております。しかしながら、当初予算編成の時期から財政が厳しいという現状が本村ではあります。昨今の物価高騰

等の影響もあり、住民税等の地方税や交付税、国や県の補助金等の収入源だけではなく厳しく、新たな財源としてふるさと納税制度や、観光における収入は今後重要な収入源であり、その収益を住民サービスに生かす地域活性化の手段とされております。今回、この観光について確認しながら進めていきます。

まず、答弁のほうに、観光協会に委託して実施しているとありますが、観光協会の会長は村長、組織体制としては現在うまくいっているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

組織体制については、基本的には、外部のほうから観光協会の会長になるべきだと私は思っております。今、当時の会長さんが辞めたことにより、後任を探すまでは村長が兼任するというところでやっている状況でございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

本村の規則、例規集には、北中城村観光振興委員会設置規則というものがありまして、委員会が10名程度というふうに定められています。現在、この委員会設置規則、どのように動いていますか。委員会はどのように動いているのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今年度はまだ開催しておりません。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これは毎年開催されるのか。されるべきなのか。その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

当委員会が毎年開催されるものかは、すみませんが、今のところ把握しておりません。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちょっと今、例規集を見ながら進めているんですけども、第2条のほうに、委員会は次に掲げる事項について調査研究する。3つありまして、（1）が観光振興計画策定に関する事項。（2）が観光振興に関わる施策の推進に関する事項。（3）にその他観光振興、これ全般になると思うんですけど、それに関する事項というふうに定められていまして、本来、観光というのはどんどん進められるべきものだと考えています。

この委員会が10名程度で、学識経験者、商工会役員、本村観光振興に熱意を有する者、その他村長が必要と認める者と定められていますので、ぜひとも委員会を開いてですね、どんどん観光振興の活性化を開いていきたいと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

川上議員がおっしゃるように、こういったことで委員会を開いて、観光の振興の取組を確認するということは必要だと思っています。また、村から何か観光に対して課題がある場合に、その委員会に諮問を諮りながら、そういった課題についての解決に向けて、委員会と一緒に検討してまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、観光協会に委託するだけではなくてですね、こういった規則がありますので、そこを活用して、有効に観光振興を進めていってほしいと思います。

次にですね、答弁にもありました第2次北中城村基本計画にのっとって、照らし合わせながら質問をしていきたいと思えます。

この計画の基本理念に、まちづくり観光という言葉が使われておりますが、観光はあくまで、村民の暮らしの質を向上させるための手段として本村は位置づけております。こちらは非常にいい理念だと私も思っております。その中に三方よしという言葉が計画に使われておりまして、この意味が、村民、来訪者、事業者の3者が、三方よしの社会を実現していくため、行政、観光協会、観光関連事業者をはじめとし、商工会や農業、漁業団体、自治会、村民など、村内の観光振興に有する関係者がワンチームとなって、観光客に対しておもてなしをできる環境を創出していきますとあります。この三方よしの体制、現在どう動いているのか。その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

観光協会を主に中心に活動を行っているところです。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これは三方なので、観光協会だけでも難しく、やはり来訪者、事業者含めてですね、そういった交流が持てる場というのをつくる必要があるかと思えます。その辺はどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

おっしゃるように、そういった場合は必要だと思いますので、こういった形で実現可能なのか、検討してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ早めに検討して進めていってほしいと思います。

また、この計画の中で観光振興を推進する上での課題ということで、4つ課題があります。まず1つ目、歴史、文化、自然景観を大切にしつつ、地域の暮らしの質の向上につながるための観光振興。2つ目が、北中城村の観光ブランドの構築。3つ目が、観光客の利便性向上に資する受入環境体制の整備。4つ目の課題が、体制の強化や関係者間の連携による持続可能な観光振興の推進体制の構築というふうに、課題が4つあります。また、課題解決のための戦略が、5つ基本方針が立てられておりまして、まず基本方針1つ目が、地域資源を生かした高付加価値な観光まちづくりの推進とあります。ここで、計画の中にある高付加価値な観光体験商品の造成、歴史資源の観光プログラムとしての活用、気になったところで、夜間コンテンツの検討というところがあります。その辺はどういうふうに考えて計画に盛り込んでいるのかお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

計画の策定の段階で、恐らくなんですけど、業績とかそういった観光資源に対してのライト

アップであるとか、そういったものを想定して、計画を策定していたかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひですね、城跡のライトアップも結構評判でして、その辺の活用も一つと、また今年、政務調査で県外に行った際に、日本夜景遺産という、静岡市が登録をされているという研修を受けました。その中で、夜景遺産というのを一般社団法人夜景コンベンションビューローが認定しておりまして、沖縄では宜野湾市の嘉数高台と、石垣市のバナナ公園にあるエメラルドの海が見える展望台というのが登録されています。

静岡市のほうに話を聞いたところでは、夜景遺産に登録したことで、結構夜景を見に来る方々が増えて、観光振興の一つになっていますという研修でありました。宜野湾市の嘉数高台においても、もともとは沖縄戦での激戦地であります。現在公園として整備され、普天間基地、東シナ海の夜景が見え、歴史、地形、照明等、沖縄を象徴する光景というふうにインターネットでも紹介されております。そういったところにもアクションを起こして、例えば城跡から見える海とか、大西ゴルフ場からも結構夜景が人気で、そういったところにも人が集まっております。そういったところで、村として、遺産として認定する、周知していく、人を呼んで、例えば入場料だとか、そういったところで収入を得るという方法も一つだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えします。

今御提案のありましたように、大変北中城村も起伏に富んだ地形となっておりますので、先

ほどの大西ゴルフ場であるとか、また仲順のほうからも東海岸がきれいに見えるかと個人的には思っております。あと、そういったところを観光地として確立していくかということは、地域住民の生活を脅かさないかとか総合的に判断して、そういったことを推進できるか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あともう一つですね、城跡の向かい側に普天間自練がありまして、その横に県の展望台ですか、あそこがなかなか活用されていなくて、非常にもったいないと危惧しております。県は、一応整備をしているところですので、県と連携したり、中城と連携したりして、そこだと地域住民とあまり関わらずに展望できるかと思しますので、その辺の活用もぜひ検討してみたいかと思いますが、村長、その辺はどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃっているのは、かつての郵政関係の施設があったところですか。あそこだと思んですが、一応属種としては中城村になると思いますが、我々としては、中城村と申し合せて、あるいは城跡管理協議会のほうでそれを取り組むとか、そういったことも可能だと思いますので、これについてはまた共同管理協議会のほうで、こういった提案もありますのでということで、管理協議会のほうに提案をしてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ提案してですね、本村から提案してアク

ションを起こすことで、県や中城も乗り気になると思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

次にですね、基本方針のほうに戻って、ウェルネスツーリズム推進確立や、EM暮らしの発酵ライフスタイルを拠点とした自然環境を活用したウェルネスツーリズムの推進、それから多業種との連携、周遊促進、福祉、農業分野など、多業種と連携して観光コンテンツの造成とあります。本村でも、ソルファコミュニティさんやEMユニバーサルビレッジの視察、それから農業体験等を現在も進めていると思いますが、こちらを観光に結びつけて、外部から体験してもらう。このような連携も進められると思いますが、その辺の考え、それから今現在行われている実績等、内容等をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在、ウェルネスツーリズムのほうで、そういった健康を結びつけて観光、村の健康ブランドを押し上げるような事業展開をしております。その中で、ソルファコミュニティさんのところもワークショップを開催しております。昨年度の実績といたしましては、合計5回の農業体験のワークショップを開催しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この5回の農業体験で、参加された方々からの声とか、また来たいとか、そういったアンケート等もありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

すみません、詳細、こういった声までについては、私のほうでは把握しておりません。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、こうやって参加されて、実際に体験された声も拾ってですね、本村でどういった観光ができるかというところにつながると思いますので、その辺はぜひ今後やっていただきたいと思います。

次にですね、インバウンドの誘致の促進というところで、観光情報、インバウンド向けの情報強化や受入環境整備というところが方針に挙げられております。今年度、村長は万博に行っていますよね。その辺で当初予算でしたか、その辺の質疑に対して、やはりインバウンド向け、北中城村を万博でPRして観光につなげていくという、たしか答弁があったと思いますが、実際に行かれて、その辺の対応とか実績についてお伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず大きな役目の1つは、シンポジウムに参加するということでしたので、健康推進委員会のほうでそのシンポがございまして、参加して、北中城村の高齢者の皆さんのいきいきとした活動を報告したと。そしてまたブースでは、こちらからちんすこうとか、そういった啓発物を持って参りまして、ちんすこうのつかみ取り勝負とか、そういったものは大変盛況でしたけど、そういったことの呼び込み、私の役は呼び込み役、そして抽選をする役でございましたので、大変ここについては盛況であったと思います。そしてまた、万博にいらっしゃったお客さんについても、北中城を知っている人がかなりいらっしゃったと思っております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

まず本村を知ってもらうということがとても大事で、その辺が村長の話で、盛況に終わったということは喜ばしいことです。もっと大事なのが、本村を知ってもらうところと、それを本村に来てもらう。観光につなげるとか、実際に来て足を運んでいただいて、最近は体験コンテンツとか、いろいろ全国的にあります、そういったものを体験してもらう。本村に滞在してもらう。EMホテルさんもありますので、そういったつなげる、そういった動き、村長が実際に行かれて、向こうでやったのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

万博のイベントと絡めまして、村内の周遊ツアーを今計画というか、実際動き出そうとしているところでございます。EMウェルネスさんであるとか、村内の農村体験とか、いろいろそういったものと絡めて2泊3日程度の周遊ツアーを、今実行しておりまして、今後、そういった何名受け入れたのかという報告が来ると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

川上議員の御質問にお答えします。

今、企画振興課長からも申し上げましたとおりでございますけど、ただ、北中城が何をやっているか。今、そういった事業等の紹介とか、直接観光客とフェイストゥフェイスでそういう説明をしたりやっております、私としてはかなりの刺激があったのではないかと考えておりますので、北中城村で体験できる事業と、それ

から北中城村の魅力、そういったものについて啓発をしたつもりでございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひですね、今後も、村長が一種広告塔になりますので、村長自ら啓発をして北中城村を知ってもらい、来てもらうところまでつなげてほしいと思います。

先ほど課長のほうから周遊ツアーについてありましたが、ちょっとお伺いしたいんですけど、こちらは村内どこどこを回って、例えば、宿泊施設はどこでという、こういったことも村で決めていく形ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

たしかEMウェルネスさんで宿泊をして、村内の農業体験であるとか、あと萩道のほうにあるEMさんの施設であるとか、そういったところを案内して周遊してもらうというようなツアーになっております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私も、この一般質問を考えながら、そういったツアーがあったらというところで、アイデアを考えたんですけど、おっしゃるとおりEMユニバーサルビレッジのほうで、視察が結構多いということで、結構毎月たくさんの人たちが来るというところをツアーに結びつけて、城跡、中村家、これが歴史的、文化的なものになりますので、そこに結びつける。EMホテルさんに泊まりながら、イオンライカムでショッピングしてもらい、お土産を買ってもらいというのが連携して取れる。観光バスもよく、私、大城にいたら目にしますので、そのツアーと結びつけ

て、県内でモデルケースという形でできないかということを考えていましたので、その辺もぜひ周遊ツアーを成功させていただきたいと思っております。

次の質問で、観光協会の場所なんですけど、以前も質問しましたが、今、イオンライカムさんにあります。イオンライカムさんにあると、やはり地域との交流というか、それから観光客との交流というのがなかなか結びつかない。これを城跡に移動して中城と協働。協働のまちづくりもありますので、そこと一体化しながら観光に結びつける。そこにあることで観光客が足を止める。観光協会がこういった活動をしているのか、そういったパンフレット等の周知もできると思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず観光協会さんの意向も確認しながらではありますが、将来、中城村との協働で、観光協会を連携するのか、一緒にやっていくのかとか、そういったことも検討することは、大変必要かと思っております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あとは、観光協会が城跡のほうにあることで、萩道では琉装の着つけとか、レンタルされているところがあります。大城の中村家さんでは、結婚式が毎年1回ぐらい最近はあるんですけど、よく歩きながら写真撮影ですかね、琉装の方たちが歩いて、ふだんから、平日から撮影をされている。また、結婚式の方たちは、事前に衣装をつけて、新郎新婦さんになると思うんですけども、平日から写真を撮っているんですよ。それもまた観光のコンテンツにつなげることが

できると思いますので、城跡に観光協会があることで、その辺の方たちを把握しやすいですね。そういったところにもつながると思いますので、ぜひ検討をお願いします。

次、基本方針に戻しまして、3つめの受入環境の整備というところで、昨年かおとし、観光ガイドの育成というところで、村の事業として観光協会と行っていたと思いますが、現在どうなっているのかお伺いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在、観光ガイドの観光コースといたしまして、3コースですね。荻道・大城、仲順、喜舎場の3コースを現在設定しておりまして、その観光ガイドの皆さんに、日程を調整してもらいまして、受入れを行っているところです。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この3つのところで、受入人数とかそういったのは分かりますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

個別の、ちょっとごめんなさい、ニーズを今集計しておりませんで、全体として、昨年度110名の方を案内しております。荻道・大城地区が7回ですね。仲順が3回、喜舎場が2回となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

このガイド育成というのは、私も参加したことがあるんですが、皆さんがいきいきと調査したり、研究したり、発表したりしているという

ところで、とても喜ばしい事業、そして育成方法かと思うんですが、これがもっとも活用できないかと思っております。例えば、大城を例に挙げますと、大城に直接連絡がありまして、例えば、琉大の学生さんから研究しに來たいとか、そういった話が県外でも、例えば、福祉施設が大城の老人クラブの取組を学びに來たいという話があります。そこと、観光ガイドで育成された方たちと結びつけるのが、ちょっと今、連携不足といえますか、その辺の課題があるかと私は思っているんですけど、その辺は、村長を含めて担当課はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今のところ、おっしゃるような、いわゆる大城の老人クラブ花咲爺会の皆さんかと思いますが、彼らと観光協会との意思疎通が図れていないと思われます。今後、立派な観光資源だと思っておりますので、彼らを活用した観光事業等、十分展開できると思いますので、そういった面でも疎通を図っていききたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひその辺はよろしく願いいたします。

次にですね、基本方針4のほうで、観光協会の機能強化及びDMO化に向けた取組の推進とあります。この細かいアクションについて、人材育成とかDMO運営財源の検討というところがありますが、現在、DMOの候補にはなっていますよね。その後、どう動いているのか。その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

DMOにつきましては、現在検討中でござい

ますが、近隣の市町村、中城村、西原町、与那原町とも、サンライズ推進協議会で連携も行いながら、どういった取組が可能かというところを、今研究しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

時間も限りがありますので、ちょっと飛んで最後に行きたいと思います。

観光というのが、本村の計画を見ると、付加価値をつけて観光客の人数を増やすのではなく、一人一人の満足度、消費額、質を生み、収益を上げ、住民サービスに還元する方法が本村に合っているのではないかと私は考えておりまして、そのような方向性で観光振興を目指すべきではないのかと思います。人数がたくさん来ても、受入れするのが難しいとか課題があると思いますので、一人一人の満足度と消費額、その辺を生み出すというところで、村長、最後、目指すべき目標をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

商品に対して付加価値を加えるとか、そういったことは大変重要なことだと思いますので、いろいろな土産品とか、そういった面もさらに価値を高める、付加価値を高めるということについては、これが観光業界では、大体常套手段かと思っておりますので、それも大事にしながら、一点豪華主義とは申しませんが、大変価値の高い、そういった質の高い観光資源を開発して、対応するというのもまた一手かと思しますので、十分に検討に値するものだと考えます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひその辺ですね、まず目標ビジョンがある

のが大事だと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。2番目、防犯灯に関してですが、答弁にある今年度の新規設置箇所、3か所はどちらになりますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今予定しておりますのが、和仁屋のボックスカルバートの近くで、県道沿いに少し坂を上がっていく場所がございます。そこと、もう一つが渡口、これも県道バイパスの横、側道のような形になってはいますが、和仁屋側に当たるかと思いますが、その場所と、あと大城、これも県道沿い、いずれもですね、子供たちの通学路として使われているというところを、今年度優先的に整備する予定をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あと、答弁にある自治会からの要望ということで12か所あるとのことでしたが、優先順位の高いところでいいですので、幾つか教えていただきたいです。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほどがトップスリーといいますか、優先度の高い3か所、それに次いで安谷屋と喜舎場地区、島袋地区、1か所ずつがございます。それ以外にも優先順位が落ちていきますと、またばらけていろいろあるんですけども、ただ、中には集落の外れに位置していて、あまり、そこを利用する通行者がほとんどいないような場所も要望として上がっておりまして、そこは、我々

としては今ペンディングというところになっております。詳細につきましては、もし御入用でしたら、後ほど御紹介させていただきたいと思えますけれども。というところで、順次、今年度外れた部分につきましては、また来年度の予算のほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今回、この防犯灯に関して質問したのは、以前も質問したんですが、こちらも県外に研修に行った際に、マイグレーションライトっていう防犯灯、街灯を活用されているところがありまして、ちょっと御紹介したいんですけど、これが埋め込み式じゃなくて、移動可能なんです。ソーラーパネルがついておりまして、電気工事を必要とせず、ソーラーパネル蓄電池で動作稼働。このマイグレーションライトっていうのが、日本語に訳しますと、災害時充電機能付き街灯ということで、災害を目的にしているライトではあるんですよ。ただこれが、県外では防犯灯という形でありまして、こういうふうに公園とか文化財にも用いられております。この埋め込み式じゃないというところで、ここにおもし、大変重いブロック等があるんですが、これが分割されて組まれているんですよ。取り外し可能なので、これを1個ずつ外して行って、どちらかに移動するときには、簡単に移動可能。災害時にも役立ちますし、それから、例えば、本村で言えば祭りとかイベント等を行う際に、防犯灯で置いていたところから移動できるんです。そういった活用。埋め込み式だと大変予算もかかったり、そういった面で設置件数が減るところもあるかと思いますが、この辺をぜひ検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ソーラーパネルで発光できるというところでは、災害時に有効だと思います。ただ、移動するという点についてはですね、その都度これを動かしていいのか、ここに置かなくていいのかというところが、少し懸念がございますので、その有用性、場所に応じてですね、対応できる場所があるのかというところで、今後の検討の一つとして取扱うと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

埋め込み式ではないというところで、予算的にも先ほど申したように扱いやすいかというところで、移動せずとも、要望がたくさんあるのであれば、こちらを活用したり、事例を申し上げると、東京都でもありますし、我々が行った静岡の久能山東照宮の中、これは重要文化財の中でも活用できるというところなんです。沖縄では、豊見城の美らSUNビーチ、こちらも強風と大雨と、海の近くなので課題があるという話もありましたが、問題ないということで報告があります。ぜひこちらも検討していただいて、今後の役に立っていただければと思っております。

では、次の質問に移りたいと思います。小学校の体育館の雨漏りについてですが、当初の質問で、北中城小だけでなく、島袋小学校、北中城中学校の現状、修繕箇所についても伺っていますが、ちょっと答弁がなかったので、改めて伺います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

島袋小学校と中学校については、体育館について雨漏りはないと聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

雨漏りだけでなく、ほかに施設の修繕等があるか、お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

今回の補正予算にも上げてもらったんですけど、補正のほうは幾つかあります。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今回の補正で、小学校費の施設修繕が350万円、中学校費が132万円とあります。小学校2校に対して中学校が132万円と大きいですが、その内容といいますか、原因といいますか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

やっぱり上がってきている修繕の内容によって金額のほうが変わりますので、学校が大きいからとかではなくてですね、今回上がってきている内容が、中学校のほうが大きな修繕とかがあって高くなっているという……、内容……、今上がっているものですか。

まず、北中城小学校の大きいものでいくと、小学校プールの床下の点検口の取替えが35万円、床の一部張替えが53万7,000円、南棟3階の渡り廊下のドアの取替えが49万円、こういった細かいのが北中城小で12か所ぐらいあります。細かいのも含めてですけど。島袋小学校でいくと、

階段の手すりの取替えが36万9,000円。中学校でいきますと、武道場の排煙窓、高い所にある窓の取替えが34万5,000円、サッカーのゴールポストの修繕が19万1,000円、あと幾つか上がってきております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私がこの質問に関して思うのが、まずこの原因、修繕というのは、やっぱり増えていきますよね。物価高騰の中、予算が厳しい現状もあります。全国的にも公立学校施設の長寿命化計画というふうに、文科省が今年度3月に打ち出していますが、全国的に修繕対応が厳しいという現状がある中で、それでもやっぱり学校施設なので、安全安心に努めながら、子供たちが安心して教育を受けるということが必要になるかと思っています。

こちらですね、調査方法でドローンを使ったとあります。ドローンで原因がちょっと分からないという答弁がありましたが、ほかにも調査方法はあると思いますが、今年度内に実施する予定はありますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

小学校の体育館の屋根について、簡単に登れないところもあってですね、それでドローンを飛ばしてはいるんですけど、今のところ、来年の設計の際に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この北中城小なんですが、現在、体育の指定校に入っておりまして、約3年間指定校であります。県内の他校からも研究授業という形でい

ろいろな先生たちがお見えになったり、授業を見学する形になると思いますが、例えば、この対応が遅れますと、来年の梅雨時期、6月になってまだ雨漏りが直っていない、運動場は使えない、体育館も使えないとなった場合、非常に困るのではないかと予想されます。なので、次年度と言わず、今年度からできることはやっていく、応急処置はやっていく。そういった形で、次年度予算がついたときに、大規模修繕ということが望ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

修繕につきましては、補助事業を活用しての修繕を予定しておりまして、どうしても年度単位ですね、事前に調査をして、予算を上げていくという形になりますので、どうしてもちょっと時間がかかる形になるんですけど、今のところそれで計画しております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

補助メニューという形の予算は分かるんですが、私としては、もっと早くやらないといけないところかと思います。予算に関しては、これは別の予算から予備費とか、調整金とかで対応はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

例えば、すぐにでも危険が及びそうな箇所、修繕が見つかった場合であるとかであれば、予備費での対応も可能かと思いますが、状況に応じて、それが一般財源でやったほうがいいのか、それとも、どうしても一会計年度での予算とい

う地方自治体のそういった大枠もありますので、そういったもので縛られてしまいましたが、財源を活用したほうがいいのかというのは、総合的な判断になるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私が聞いた話では、この雨漏りが8月頃から現在に至るまで修繕されていない。まず学校から要望があったのはいつ頃になりますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

議員の質問にお答えします。

8月ぐらいだったかと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

そこからの対応、ドローン調査を行っているということですが、村長も御存じなのか。そういった庁内の対応は、どういった流れで行ったのかお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

議員の質問にお答えします。

対応につきましては、教育総務課の中で施設関係を見ているので、村長までは、話は行っておりません。教育総務課の中での共有になっております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

教育長は御存じでしたか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

はい、存じ上げております。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

8月に要望があって、雨漏りがあってということで、先ほど一年で会計を終わらせるという話の中で、8月から早めに対応しておけば、どうにか応急処置で、ちょっと予算的なものも含めて検討できたのかというところも考えられます。その辺がまた次年度になると、今が12月でするので、3か月ちょっと。補助がつくのが6月だとして、もっともっと先送り、8月から約1年たって、もしかしたら調査が決まって原因が分かってというところで、大分遅れてくるのかという、そこから大規模修繕となると、さらに体育館施設が使えない。先ほど申したように、雨が降ったら運動場も使えない。小学校の体育の授業はどうなるのかというところまで懸念されますが、最後お伺いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

議員の質問にお答えします。

学校に確認したところですね、通常の雨であれば漏らない、使えるということで、警報が出るような大きい雨が合った場合に、どうしても漏るということであるんですけど、なるべく早めに、予算がつきましたら調査を入れて、応急的な対策ができるのであれば、それを実施したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ごめんなさい、先ほど最後と言いましたが、これが最後で。予算を待つ前に、どうにか応急処置ができるものがあればお願いします。

以上で終わります。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

議員の質問にお答えします。

できる分ですね、何かほかの方法があるのか検討したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、議席番号4番、比嘉正志。通告に従いまして、今回は大枠4件の質問を行いたいと思います。

まず、大枠1番目に、道路のカラー舗装についてであります。

昨年3月議会一般質問の中で、道路のカラー舗装について、何か所かの質問を行ったところですが、その中でも今回は、石平地区への出入り口の県道のカラー舗装について質問を行いたいと思います。前回、質問を行った内容をもう一度説明しますが、県道81号線の石平地区への出入口、その部分ですが、停止禁止部分が白色で示されているが、色が薄くなっており、視認性が悪くなっている件です。県道なので、当然県への要請になりますが、白色の停止禁止部分については、県警の所管であるため2か所への要請になりそうです。そこで、以下の質問をいたします。

①これまで関係機関への何らかの調整等は行ったか。

②本件について石平地区の住民から相談や問い合わせ等の声はないか。

以上2件について伺います。

大枠2件目ですが、安谷屋地区の出入口の信号機についてです。

こちらはですね、県道81号線、北中城インターチェンジへ通じる、いわゆる第一安谷屋交差点という変則の交差点なのですが、そちらの安谷屋地区入り口が関わっている交差点です。安谷屋地区から県道側へ出ていく際に、信号機が早く切り替わるため、特に朝の出勤時など二、三台ぐらいしか通過ができないようであります。

そこで、①本件について安谷屋地区の住民から相談や問合せ等の声はないか。

②信号機を設置する際に警察より北中城村へ切替え時間などの調整・確認は行われるのか。

以上2件について伺います。

そして大枠3件目ですが、先ほど比嘉義弘議員からもありました、村民劇比嘉太郎物語についてであります。

先月22日（土）、23日（日）に中央公民館で行われた村民劇比嘉太郎物語ですが、両日ともチケットは完売し、多くの方が観覧し、「すばらしかった」、「住民参加での村民劇のクオリティではない」、「感動した」と、私のほうだけでも多くの声が届いております。補正予算を組んで、駆け足での準備期間の中で開演まで持って行けたのも、多くの関係者の努力があったかと思います。しかしながら、やはり準備不足での影響で、多くの方が会場まで駆けつけたにもかかわらず、観賞することができず、会場を後にした方も多くいたようです。そこで、以下について伺います。

①土曜日と日曜日の観客動員数は。

②熱中症や駐車場での物損事故等の発生はなかったか。

以上2件について伺います。

そして最後、大枠4件目ですが、ナスの御嶽前路上の起伏についてであります。

記憶にも新しいところですが、11月24日（月）

午前に、大宜味村の県道9号沿いで地面の陥没と埋設送水管の漏水が確認され、本島全域で断水が発生する見込みとのニュースが県内を駆け巡りました。実際に長期間の断水が行われました。当日は公休日となっており、情報収集が乏しい中、本村では幸い多くの地域が北谷浄水場系であり、大きな影響はなかったかと思われます。本件の原因は、詳細は分かりませんが、管の老朽化の影響は大きいかと思われます。本村でも喜舎場貯水池近くで水道管の漏水があり、通行止めを行い、早急に対応した事案がありました。その直近道路で起伏が見られ、その後、道路陥没につながらないか危惧しているところです。そこで、以下について伺います。

①ナスの御嶽前路上に起伏が見られるが早急な対応をすべきではないのか。

②本村の老朽化が疑われる水道管の改修工事の進捗状況について。

以上2件について、大枠4件について質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

1番目の道路のカラー舗装についてでございます。

①の質問として、何らかの調整を行ったかということです。

令和6年7月に、沖縄県中部土木事務所との意見交換会の議題に提案し、県からは交通規制に関わる案件であることから警察の所管ではあるが、県から警察にも周知されている旨、回答がありました。また、村から警察にも相談しておりますが、県内をまとめて対処されるとのことで、具体的な実施時期については言明されておりません。

②の質問は、石平地区の住民から相談や問合せ

せ等の声はないかということです。先般、標示が見つらい旨、道路利用者からの通報がありました。

大きな2番目の安谷屋地区の出入口の信号機についてでございます。

1番目の質問として、安谷屋地区の住民からの相談や問合せ等の声はないかということについて、住民からの相談などは来ておりません。

②の信号機を設置する際に警察より北中城村へ切替え時間などの調整・確認は行われるのかという質問です。通常、信号機を設置する場合には、道路管理者（当該箇所の場合は村と沖縄県）と警察の関係者において、周辺一帯も含む全体的な交通の流れを検討した上で調整がなされ、サイクルタイム（信号切替えの時間配分）が設定されるものと理解しております。

当該箇所の信号機設置について、当時の経緯については分かりかねますが、関係機関において全体的な交通量を考慮の上、設定されたものと思料されます。

大卒の3番目の比嘉太郎物語についてでございます。

①土日の観客動員数はということに対して、土曜日と日曜日の観客動員数は、それぞれ約370人の2日で750人程度でありました。

②熱中症や駐車場での物損事故等の発生はなかったかということに対して、熱中症や駐車場での物損事故等の報告は受けておりません。

大卒の4番目のナスの御嶽前路上の起伏についてでございます。

①の質問といたしまして、早急な対応をすべきではないのかということに対して、路上の起伏については、水道送水管の破損により、路盤及び舗装に損傷を与えたためであります。現在、水道管を仮設復旧した状況でありますので、今回計上した補正予算で、送水管及び道路の本復旧を早急に行う予定であります。

②本村の老朽化が疑われる水道管の改修工事

の進捗状況についてでございます。管路の改修（改良）工事は、補助対象とならない支管を年間2,500万円程度で行っております。本管の経年管については、補助対象として第6次拡張計画で策定し更新していく予定であります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これより、まず大卒1件目の道路カラー舗装についての再質問を行っていききたいと思います。

早速の対応ありがとうございました。中部土木事務所との意見交換会、そちらのほうで議題に取り上げていただき、県のほうも動きがあると。そして、県から警察にそういう内容が周知されているということで、今、速やかな動きにすごく期待されるところであります。

この現場は、ちょっと細かく説明しますと、石平から県道のほうに出る際に、道交法上の規制標示、規制標示というこの一つ、標識ではなくて道路に標示するやつですね。そちらに、停止禁止部分という、ゼブラ色で、白で停止禁止の斜め線が入るんですが、その真ん中に、石平の場合はオレンジ色で停止禁止というふうに文字があります。そこが今、経年劣化で大分色が薄くなって見つらいということになっているようです。この規制標示については県警の管轄、そして、道路については県中部土木事務所の管轄でありまして、3月議会の一般質問でお願いしたのは、このエリアがよりくっきり、はっきりと分かるようにということで、願わくば、中部土木事務所、そちらにまず路面のカラー舗装、その後に県警からの道路標示、そこに停止禁止部分の標示を、さらに上からかぶせるようにやっていただけたら、よりくっきり、はっきり見えると思うんですが、その辺の調整というのは可能なんでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

最終的な判断というのは、道路管理者と県警との間で調整されるものと思われかもしれませんが、当方からすると、分かりやすい標示をお願いするということで、これにつきましては今、県と県警のほうで御検討いただいているというふうに理解しております。また、県のほうでは、標示を見やすくするというところで、規制標示ではなくて、おゆずりゾーンという形でもいいのかということも検討されていると伺っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確認いたします。

おゆずりゾーンというのも、読谷村でしたか、恩納村、嘉手納町辺りで、赤い橋の辺りでちょっと見た覚えがあります。このおゆずりゾーンというのがですね、道交法上で定める規制標示の一つに入っているのかどうか分からないんですよ。その標示をすることによって、法的拘束力があって、そこに車が進入できないような、そういう規制が届くのかどうか。おゆずりゾーンというのは、あくまでお願いの一つであって、そういう位置づけではないのかどうか心配なんです。そのおゆずりゾーンというのは、停止禁止部分と同じような扱いで、車両が入った場合は、例えば道交法で何らかの減点なり何なり、そういったのが罰せられるような、そういったおゆずりゾーンというのは、位置づけがあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

おゆずりゾーンは、あくまでも任意の取組となりますので、規制標示のように取締りの対象にはなりません。しかしながら、多くの箇所、色の違いがあることで視認性がよくて、割とそういうふうな対応、任意でありつつも結構対応されていると理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

あまり人のことを疑いたくないんですが、例えば、罰則がないからといって、どんどん突っ込んでいくような車が増えないとも限らないと思いますし、しかし、課長のほうでですね、真摯にそういう、今課長に聞いてもしょうがないことなのかと思うんですが、県警に関わることで、真摯に答えていただいてありがたいと思います。

石平住民が、要はその地域内に、自宅のほうに安心して帰れるような環境をつくっていただけたらと思いますし、中央分離帯を切って、両方に右左折できるような感じというのは、これは長い間、相当前から出てきたことで、当時の交通事情からしたら、恐らくそういうことを想定できなかったんじゃないかと思います。しかしながら今回、北中城インターチェンジなど、沖縄自動車道ができて、車の往来が激しくなり、石平区民が地域から県道のほうに進入しづらくなる、住宅内に帰りづらくなるというような状況が起こっている中、やはりここは、しっかり道交法に基づいた規制標示、そういったことでやっていただけたら、石平区民も安心すると同時に、課長が提案するようなおゆずりゾーン、あくまで任意ということですが、確かに視認性ははっきりして、なかなか容易に車が入りづらいような意識、感覚は私も持っております。

これはですね、例えば石平区民の方が、要は何を選択するのか。そういったところにもかかってくると思いますが、今、私が相談を受けて、私が調査にも入った中では、今ある停止禁止の部分、そちらをしっかりとくっきり、はっきりとやっていただきたいと同時に、さらに今回、前回もちょっと言ったかと思うんですけど、今回特に重要視して訴えたいのが、この停止禁止部分なんですけど、中央分離帯が区切られている部分だけの長方形といいますか、その部分しか停止禁止になっていません。ところが、石平側から県道へ進入する際、普天間側へ左折する車線、リージョンクラブへ真っすぐ直進する車線、そして瑞慶覧側へ右折する車線が2車線、合計で4車線あるんですね。石平側から、例えば、安谷屋側へ右折して出たい場合に、直近の1車線目、2車線目は何とか見えるとしても、止まっている車両が死角になって、右折車両がどんどん突っ込んでくるという、そういう危ない現象も起きているというふうに聞いております。願わくば、現在ある停止禁止部分、そちらをもう少し安谷屋側に、最低でも車1台分はセットバックして、視認性をより高めていただけるような停止禁止部分の設置、それを県警のほうにお願いできないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

そういうふうな要望があるということは、お伝えはできるんですけども、当該箇所は慢性的な渋滞区間のところでございますので、本当に全体の交通の流れということも含めて判断されるものと思います。というところから、必ずしも要望が聞き届けられるのかというところは、少し疑問がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

しかしですね、今回、課長のほうで中部土木事務所との意見交換会の中で議題に提案したことによって、今、物事がすごく前に進んでいる、スピーディーに動きつつあるようなイメージ、感触が私のほうにも届いております。声は出さないと通らないということですので、出さないと伝わらない、相手に伝わりませんので、ぜひともですね、住民がそういうことを望んでいて、実際、その現場を見たときに、やはり直近に止まるような停止線の線の引き方では、確かに内側車線のほうが見えづらくなっておりますので、そこはしっかり警察のほうに説明していただいたら、御理解いただけるものではないかと。これも、住民側だけの要望ではなくて、村全体からのお願いという形で、ぜひ足を運んでいただいて、住民のために頑張っていただきたいと思います。声を届けるというその姿勢だけでもやっていただけるかどうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

我々のほうからそういうことはできるんですけども、正直言うと、本当に困っている方が直接訴えていただくほうが、相手により響くんだと思います。そういったところでは、役場を経由せずとも、直接、県、あるいは県警に声を届けるという、直接的な声の届け方というところも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

実はですね、去年の3月に取り上げたにもか

かわらず、進捗状況と併せて今回質問をしたのは、地元の方が既に県議会のほうにも要請していた経緯がありまして、なので、恐らく県の中部土木事務所から県警のほうにもこういった声が届いているよというような話があったかと思われます。住民の方が直接県のほうとか、そういったところに声を上げているのも事実なんですけど、県議会のほうからはですね、県議会からもそこを応援します。市町村、村からもぜひ声を出してくれというような要望もあったので、今回一般質問をしておりますので、そのような経緯を踏まえまして、ぜひ課長のほうには、御足労ではありますけど、住民のために頑張りたいと思います。これで石平の件については、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

では、2件目の安谷屋地区の出入口の信号機についてですが、これですね、安谷屋側からちょっとした坂道なんですけど、そこから県道のほうに出て行くときに、二、三台しか通過できないということで、朝、夕方の通勤時、退勤時には、その時間帯は集落内で深刻な渋滞が発生しているという情報を聞いております。ですので今回質問に取り上げてみました。これについては、住民からの相談は今来ていないんですね。分かりました。

私のほうで、この信号機、二、三台しか通れない理由というのはどういうことかというのを、ちょっと調べてみたところ、安谷屋地区から県道へ出る際、車両の信号機が赤から青に変わって、黄色に変わるときに8秒間。青から黄色に変わるときが8秒しかないんですね。それで2台、もしくは3台がぎりぎりでした。私が3台目で通過したときがありましたので、3台がぎりぎりなんだと感じました。ちなみに、安谷屋の世帯数794世帯。その794世帯の唯一ではないんですが、そこからより県道に出やすい交差点が8秒間しか出ないという、容易に地域で渋滞

が発生することが想像できると思っております。ちなみに、ほかのところ調べてきました。瑞慶覧地域、そばに米軍の入り口があるところですね。その瑞慶覧地域から県道へ出る際、こちらは12秒。これも青から黄色に変わるときですね、12秒でした。安谷屋より4秒多い。瑞慶覧地域133世帯です。ちなみに、この米軍側から県道に出る際、青から黄色、18秒、こちらに至っては10秒も長いという結果でした。世帯数は把握していないんですけど。あと、美崎地区の北中城高校グラウンド側の交差点ですね。こちらは26秒。かなり長いんですが、ここは2車線の県道であるのと同時に、横断歩道もあるということで、それで長くなっているというふうに思います。ちなみに、美崎は408世帯ですね。安谷屋より約400世帯少ないという感じです。そして、島袋小学校前、こちらの信号機は、残念ながら車のための信号機はなくて、歩行者用の信号機があるのみです。そこで、歩行者用の青から赤に変わる際、青が点灯して、そこから青点滅が始まるまで10秒。そして、青から赤が点灯するまで、青点滅が終わって青から赤になったときが14秒。それだけでも、この14秒間で、島袋小学校側から車が大分出られる結果となっております。

以上のような結果から、やはり安谷屋側の8秒というのは、異常に短いと思っており、その回答にありました当時の経緯について、そういったサイクルタイムですか、信号切替え時間配分というのが行われたかもしれないんですが、これは既に令和ですので、いいかげんに、これを変える時期にも来ているんじゃないかと。これも県警のほうに訴えてみてもいいんじゃないかと思うんですが、これはどちらの方が訴えていただけるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

会議時間を延長して一般質問を続けます。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

こちらの信号のサイクルタイムにつきまして、今、警察のほうで御検討いただけるような、そういうお話も聞こえておりますので、前向きに検討されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

石平地区の件はちょっと聞いていたんですが、安谷屋の件は聞いていなかったの、あちこち交差点に張って、ストップウォッチを持って見ていたんですけど。こちらも前向きに進んでいるということでしたら、とっても喜ばしいことです。ぜひ安谷屋地域の方々が安全に、安心して県道のほうに進入できるような体制をつくっていただきたいと思います。

続きまして、大卒3番目の村民劇比嘉太郎物語についてです。

おかげさまといいますか、土曜日、日曜日、満員御礼で、それぞれ370人、2日合計で750人というふうに入場していただいたというのは、本当に喜ばしい限りです。しかしながら、やはりちょっと駆け足でやってしまったせいか、いろいろなところで不具合とか出てきたように感じました。例えば、ここで入れなかった人数、370人土日入ったのはいいんですが、両日とも入れなかった人数、お客さんの数は把握されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

人数に関しては把握しておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

実は2日間とも、私と上間議員は裏方として、比嘉太郎物語を支えておりました。初日土曜日、駐車場係として表の駐車場の交通誘導を行っておりましたが、そこで一番前のほう、中央公民館の入り口でチケットを持っている方は入場、持っていない方はそこで引き返すというような、そういうやり取りをしておりまして、初日土曜日、知っている限り40名以上の方が帰されたということを聞いております。そしてその中で、駐車場でもそうだったんですが、それでも諦めきれずに公民館内に入って行って、空席が出るまで待つとか、そういったことを申ししていたお客様もいらっしゃったようです。しかし、駐車場では、罵声といいますか、駐車場係に対して、何で入れないんだ、告知の仕方が悪いんじゃないか、いろいろな苦情があったようです。そういった苦情があったということについては、御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは、駐車場係には大変申し訳ないんですけど、駐車場係でもあったことを聞いております。それからまた、受付のほうでもかなり住民から怒られたという話は聞いております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

そのように多くの関係者の方々が、今回の比嘉太郎物語、成功したというのはすごくいいんですが、やはりその裏では、苦情を聞いて悲しんでいた村の関係者の方もいらっしゃったということを伝えられてよかったと思います。

では、先ほど義弘議員の質問の中で、1番ですか、義弘議員の質問で、こんなに盛り上がるかと考えていましたかという質問に対して、答弁がですね、正直、私自身、チケットの売上げが

心配で、売り切れて見に来た方々を帰してしまうとは思いませんでしたということで、これは、村長がお願いした演出家の方ですね、県内外ですごく実績のある方で、この方がいたからこそ、もしかしたらこの比嘉太郎物語、成功したんです。これを、売り切れで見に来るぐらい来るとは思わなかったという、この方を過小評価されているような感じがして、今回の演出家の先生は、もしかするとダイヤの原石だったんじゃないかと。そういった方を支える演者の皆さん、主人公の比嘉太郎2名をはじめとするほかの脇役の方々ですね、そういう表現のすばらしい方々、そういったことがしっかりチームを組んでやったことが、今回大きな感動を呼んだ村民劇になったと思いますが、この演者の皆さん、そして演出家の皆さんに対して、村長、何かもう一言お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに演出者、あるいはまた総合指揮をした方々の力というのは、すごいものがございました。彼らのおかげで、こういったことが、この劇が成功したと思っております。私自身、ただ、彼らに資金的な心配をさせたくないものですから、必死になって私は資金造成に努めたものでございますので、ただ、彼らが毎日稽古場で一生懸命指導していることについては承知しておりますので、彼らに、とにかく資金面での心配をさせないような気持ちでやったつもりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

村長がすごくあちこちに、資金造成に奔走されたのもすごくよく分かります。ありがとうございます。お疲れさまでした。

先ほど、義弘議員のときの質問の中でも、例

えば、これは反省会の中ですか、演者はまたもっとやりたいという声が聞かれたということですが、今回、このような大きな成功を収めるとは、本当に思っていなかったのかどうかは分かりませんが、本当に、想像以上にいい成果が出たんじゃないかと思います。この1回きりでやめてしまうというのは、あまりにももったいないと思いますし、多くの議員がこれまでずっと言っているように、来年は村制80周年。やはりここは来年も、もう一度しっかり、同じメンバーにやっていただけるかどうか分かりませんが、お願いして、来年も比嘉太郎物語パート2をやっていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件については、いろいろな方々から要望がございます。出演した皆さんは、みんなで反省会をしたいという要望もございました。その中でこの話も出てくるといいますので、実際、皆さんやるのかどうか、皆さんの意見も聞きながら検討をしてみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

では、次に最後の大柰4番目、ナスの御嶽前路上の起伏についてであります。

これをなぜ取り上げたかといいますと、前回、管が破裂して、そこから早急に工事を、これはたしか夜中中やっていたんじゃないかと記憶しております。早急に工事を完了していただいたんですが、その工事箇所からほんのちょっと、二、三メートル下ったところ、歩道側に起伏ができていて、5センチ程度ですか、5センチぐらいの段差があつてですね、5センチぐらいと

というのが、ちょうど本当にみその部分で、見逃しそうな感じの段差なんです。ちょうど歩道であり、白いペンキが塗られているところですので、おのずと歩行者はそこを歩かざるを得ないわけです。そこを歩いたときに、捻挫をしたりというのが容易に予想できましたので、今回取り上げたのと同時に、通告のほうでも言いましたとおり、その管が破裂して、水が地中にどんどん流れて、その水圧でもってアスファルトの部分が膨れ上がったせいじゃないかと感じております。その後、その水は恐らく低いところ、低いところと流れていったときに、そこに空洞ができていないかというのを危惧しているわけです。

今回、補修した際に、水が流れていったであろう先、起伏が出ているところ、そこについては、空洞部分というのは発生していないんでしょうか。その辺の確認はできたんでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今おっしゃる盛り上がった部分ですね、この辺りから水が噴き出しておりました。漏水管が破裂したことにより、弱い箇所から、要するに舗装の切れ目から水が噴き出して、下のほうに流れていった状況になります。管の位置は、土かぶり1メートル20センチのところに布設されておりまして、今回、本復旧するに当たり、路盤、また路床、この部分を全部剥ぎ取りますので、その状況を見ながら、空洞とかもうないのか、その辺を確認しながら復旧していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今の件で、また追加で、先ほど今回の補正予算で道路の改修が認められたところですが、今

回補正で認められた部分はこの部分で、今私が伝えている歩道の起伏部分、そちらについても改修工事が含まれているということでよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議員おっしゃるとおり、その部分を含めて復旧費用として見込んでおります。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

ほんのちょっとした起伏ですが、向こうも夜、暗くなると見えづらくなって危ないと感じたものですから、取り上げたのと同時に、歩道なので、ねん挫などの心配もあるんですが、例えば今年の1月の埼玉の大規模陥没事故、そして大分前になるのですが、福岡博多駅前の大規模陥没事故、あそこまで大規模にはならないかと思うんですが、ただ、想定外の想定をするのが、やはり行政の仕事だと思っておりますので、そういった大きな陥没事故につながらないように、ぜひ開けて見てもらいたい、しっかり埋め戻してもらいたいということで、今回質問した次第ではありますが、せんだっての補正予算の件でも、工事費用も捻出されているということで、しっかりまた安全安心な生活が営めるような道路に復旧できるように、お願いしたいと思います。

この後、すみません、上下水道課長、ほかにですね、改良工事補助対象とならない支管を年間2,500万円程度で行っているということですが、管の改修については、おおむね何年をめどに改修を考えているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今、補助対象にならない支管についてはですね、不具合といいますか、赤水が出たりとか、そういうところを優先的にやっけていまして、本管とかについては、一応法定耐用年数40年ではあるんですけども、超えている管も結構ありますので、これを今後計画的に更新していこうということで、6次計画で計画していく予定であります。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。

ではこれからも、村民の安全安心のために頑張ってください。以上で私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時09分 散会

令和 7 年第 7 回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 7 年12月16日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和 7 年12月16日 午前10時30分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	1 0 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 5 号

令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 5 8 号 ※追加議案	令和 7 年度北中城村一般会計補正予算（第 4 号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	陳情第 7－14 号	令和 8 年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）	即 決
3	選挙第 1 号	選挙管理委員の選挙	
4	選挙第 2 号	選挙管理委員補充員の選挙	
5		閉会中の継続審査の申し出について	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前１０時００分）

日程第１．議案第５８号 令和７年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第５８号 令和７年度北中城村一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第５８号 令和７年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第５８号

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年１２月１６日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第４号）

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，２９４，３９２千円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		444,821	720	445,541
	2 基金繰入金	444,384	720	445,104
歳入合計		10,293,672	720	10,294,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,767,610	720	1,768,330
	1 総務管理費	1,537,145	720	1,537,865
5 農林水産業費		568,496	0	568,496
	1 農業費	552,038	0	552,038
歳出合計		10,293,672	720	10,294,392

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第58号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

まず歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

5ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、72万円の増につきましては、補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となっております。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、72万円の増につきましては、水道事業に関連する国家賠償請求事件が解決したことに伴う弁護士委託料でございます。

7ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、12節委託料につきましては、主に安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に係る予算の組替えとなっております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

まず6ページです。2款1項1目12節委託料、弁護士委託料ということでありますけれども、これは全員協議会のほうで事務局から確認しましたけれども、一度こういった裁判、弁護士料が伴うときには議会に出てこないといけないということと、あと村から裁判を起こすときにこういった形で議会の議決を得ないといけないことがあるんですけれども、以前に沖縄市の家具店でしたかね、そこで和解の手続があって、急に来て我々議会としては何だったのかという話を一度したことがありまして、できるだけ情報交換等は速やかにやったほうがいいんじ

やないかという話はしたつもりですが、
今回できていない理由ですね。なぜかという、
今回も個人的、プライベートな問題もいろいろ
含んでいて、議会で質疑するとちょっとまずい
部分もあるのかなと思っています。そういうこ
ともあるので、できるだけ全員協議会の中で少
し話をして議会では、終わった問題ですからあ
る程度共通認識で予算を通すという形のほうが
いいのかなと思っています。この辺お願いします。
前回も同じことで話はしていると思うんで
すけれども、今回また同じことになりましたと
いうことで、またこれから同じようになるの
かということですね。

あと7ページ、5款1項5目12節委託料と工
事も含めての話ですけれども、現在の状況と今
後の工事の進捗状況と、あとこのかんがい施設
というか、安谷屋の農地改良のほうですけれど
も、本村の農業振興地域整備計画書というのが
ありまして、10ページの中で安谷屋地区改良整
備事業により、圃場整備や幹線排水路の整備は
完了している。これは平成5年に完了している
ということですが、今軟弱地盤ということ
でこれも事務局からの情報によるとですが、
軟弱地盤ということで不発弾の事前探査
業務の手法が変わったということですが、
多分初めてここは1回手をつけているから、軟
弱地盤というのはある程度想定できての話なの
かな。いろんなことを考えながら契約してい
かないといけないんじゃないかなと思ってお
りますけれども、こういった情報、平成5年、ち
よっと大分前のことなので情報がなかったのか。
この辺はどうなっているのかお聞かせください。
以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議会への説明が遅れた、もしくはなされてい
なかったという質疑でございます。実際予算を

計上しているのは総務課です。裁判の原課が上
下水道課で、どちらのほうで報告するのかとな
かなか意思疎通ができなかったものですから、
多分できていなかったです。それで議会への報
告が遅れたと考えます。今後は、原課と予算計
上する総務課で話をさせていただいて、どちら
が報告していくのかというのを決めていきたい
と思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

7ページ、5款1項5目12節及び14節の、ま
ず現在の進捗状況の件ですけれども、事務局か
ら報告があったということでお話になりました
けれども、現地のほうは先月の降雨状況なども
踏まえまして、想定していたよりも湧水、水が
湧く状態ですね。あと水はけの状況も芳しくな
いというような状況がございました。また、事
前にこの状況が分かっていたのではないかと
いうお話だったんですけれども、ここを設計す
る際に調査のためのボーリングなどを行って、土
質の状態の確認はしております。ただし、掘削
を始めたときにこのときに想定以上の埋め土、
これは戦後盛土というふうな言われ方をするん
ですけれども、戦後によその土地から土砂を搬
入して平らにして畑をつくったというところが
想定以上の厚みを掘削している中で確認され
たものですから、ボーリングの方法、通常水平
探査と鉛直探査の二通りあるんですけれども、
水平探査でやれるべきと考えていた部分につ
いても、実際にそこに重機が入っていけない
ほどの軟弱さが確認できたものですから、こ
こを鉛直探査でやるべきと判断いたしまして、
調査方法の変更を加味した場合に現在の委託
料の増額が必要と判断いたしまして、この予
算を計上して

おります。

あと現状と今後の見込みですけれども、磁気探査をやった後にしか掘削ができないという状況を踏まえた場合、鉛直探査のほうが掘削を伴わずに調査できるものですから、これを行うことによって現在3月末までに工事を終わらせると目標に対しては、請負業者のほうも鋭意努力したいということで、週1回は進捗状況報告も含めて会議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

6ページのほうですね、弁護士委託料ですけれども、報告義務はないと思うんですけれども、やはり我々議会としてもこういった案件はしっかり分かっている予算なり、いろんな対応なりというのは考えられるので、ある程度裁判を起こされた時期なのか、結審する時期なのか、その辺は皆さんのほうで決めてもらって構わないので、できるだけ報告していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

7ページの5款1項のほうですね、今日の朝確認しに行きました、近くだったので。2区に分かれているのかな。重機が入って固められているところもあったり、奥のほうはキャタピラなのか、掘削というか穴を空ける機械が入っていろいろやっているような感じがして、私は専門じゃないのでよく分からないんですけれども、今の状況と並行にして進んでいるのかということ、磁気探査とため池をつくるのを並行しているのかということ、あと工事が遅れるかもしれないということでしたけれども、この契約を決めるときにやはり賛成意見の中では早めにやったほうが農業者の方にも利益があるだろう、農業関係者も早くやってほしいと思っているということで賛成討論もありました。この辺はしっかり年内で終わらせるように。もちろん安全を

考慮してですけれども、また軟弱地盤だから土地改良、下の改良をしないといけないという話も出てきてしまったらさらに工事が遅れるということになります。この辺も含めてしっかりとできるのかどうかよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の御質疑にお答えします。現在、あそこの貯水池につきましては地盤改良までが今回の工事に含まれておりますので、あと現地のほうも磁気探査が完了した部分については掘削作業、工事のほうも並行して進めております。やはり天気に関してはこちらとしてはどうするということとはちょっと難しいんですけれども、このあたりにつきましては業者も契約に応じて鋭意努力するというお話は承っておりますので、年度内の竣工に向けまして、私ども所管課としましても協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁ですけれども、もちろん年度内に終わらせていただきたいんですけれども、できるだけ安全も考慮して、また看板で週休二日制を取っていますという看板も出ていたのかな。この辺も含めてですけれども、しっかり安全面を配慮しながらよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

6ページ、歳出の2款1項1目12節、弁護士委託料の内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

それから水道管は本来水道メーターまでは道路管理者ですね、水道事業体がやるべき問題だろうと思って、基本的にですよ、イメージ的にそう思っております。それからメーターから内側は個人が管理をするということだろうと今まで思っておりますので、弁護士がどのようなもので対応したのか、具体的な説明をお願いしたい。

それから公共側の水道事業体の管理範囲の説明をお願いします。

それから個人所有はどこからどこまでが個人ですよというものの説明をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

これは委託料の内訳でということですのでよろしいでしょうか。事件の経緯でしょうか。内容ですか、分かりました。

令和6年7月19日付で、本村を被告として給水管引込工事に関する訴状が提出されました。内容としまして、被告本村から引込工事の実施を妨害され、水道を利用できないなどの精神的苦痛を被ったとして、本村に対し国家賠償法第1条第1項に基づく慰謝料300万円の支払いを求める事案であります。被告本村としましては、訴状内容について否認ないし争っておりました。裁判所より、令和7年12月4日に判決言渡しがあり、原告の請求を棄却する判決があり、本村が全面勝訴しましたので、この訴訟に係る本村代理人弁護士への報酬等となっております。報酬の内訳としまして、着手金24万円、報酬48万円、合計72万円となっております。

給水管の取扱いについてですが、本管まではこちらの一次側、村の管理になります。メーターから先につきましては個人の管理ということになります。

今回の事案につきましては、本管の位置から引込みまで約200メートル以上あったものですから、それを引き込むにはメーターを本管の位置で布設して引くということになれば、個人で引くことになります。メーターの先まで、家の先までこちらは給水管を引き込むことはできませんので、本管から先に、例えば家のほうにメーターを置く場合には後で布設して後、この管を村に譲渡して村が管理するということになります。今回こちらとしては、最初はメーターの位置を家の近くに持っていきたいという話だったようですけれども、そうなるこちらとしては給水規則に準じて仕切弁の数の数とかそういうものも規定されているものですから、そのとおりやってくださいということの指導をしたということでもありますけれども、その後、二転三転、意見がありまして、こちらとしてはもし本管の位置にメーターを置くのであれば、そういう仕切弁の数などは個人の所有物なので規則には準じなくていいですよということでやったところであります。それでこの個人がこちらからそういう指導が——指導といいますか、妨害されたというようなことを主張していたものですから、こちらとしては給水の申込みもされてなくて、何らこちらに落ち度はないということで争っていたということでもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは施工が終わった後からの問題ですか。それとも施工前の問題で訴えられているわけですか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これについては、施工後じゃなくて施工前にどういう方法でやったほうがいいのかというこ

とで相談があったようですけれども、これは直接こちらに来て確認したというのは一、二回ぐらいしかちょっと確認は取れていないです。これは向こう側が、原告の依頼した水道業者が何度か来たということで、ただ、本管の位置と水圧、それについての確認だけをしたということでもあります。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

基本的にですよ、イメージ的には普通5メートル以内ぐらいでメーターまで接続するというような、我々の認識ではそういう感覚ですが、それが200メートルぐらいありましたということでもあります。そのためには、それについては事前に相談があったんじゃないかと思うわけです、今説明ではありましたということ、それが記録的に残っていればいいんですが、それから基本的にそのメーターを本管の近くにセットするという。これはそのセットするときにはこの土地が人の土地だったらどうなるんだろうと。自分の土地であればそれはそれで構わないと思いますけれども、人の土地を通して自宅まで200メートル間、配管しなければならなかったのかということもお聞きをしたいと思っております。

それからそのときに、土地の承諾みたいなものが必要だろうと思うんですが、この辺の調査はされて相談に来た方に説明をされたかどうかお聞きをいたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

本村の本管については、県道の歩道部分に埋設されていまして、そこから県の占用許可を取って引込みはできますということは話をしております。ですので、他人の土地とかそういうこ

とではなくて、県の許可を得ればできますということでは話しています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第58号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第2．陳情第7－14号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について
（陳情）

○議長（名幸利積）

日程第2．陳情第7－14号 令和8年度社会

福祉施策及び予算の充実について（陳情）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第7－14号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7－14号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）を採決します。

お諮りします。陳情第7－14号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第7－14号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）は採択されました。

日程第3．選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○議長（名幸利積）

日程第3．選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、北中城村字熱田、喜納博さん、北中城村字荻道、宮里勝さん、北中城村字屋宜原、比嘉均さん、北中城村字島袋、山入端亜希子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました喜納博さん、宮里勝さん、比嘉均さん、山入端亜希子さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第4．選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（名幸利積）

日程第4．選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長

が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、北中城村字熱田、喜納英和さん、北中城村字和仁屋、比嘉智彦さん、北中城村字熱田、上原興永さん、北中城村字島袋、座間味強さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました喜納英和さん、比嘉智彦さん、上原興永さん、座間味強さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

日程第５．閉会中の継続審査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第５．閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第7回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

署名議員 喜屋武 すま子

署名議員 比 嘉 義 弘